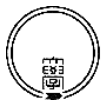


松本短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年度

令和 4 年 7 月



学校法人松本学園 松本短期大学

目 次

松本短期大学 自己点検・評価報告書 令和 3 年度	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ—A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ—B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ—C 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	42
[テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]	62
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	89
[テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源]	89
[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]	95
[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	99
[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源]	100
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	105
[テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップ]	105
[テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップ]	109
[テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンス]	112

松本短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年度

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会における短期大学の認証評価を受けるために、松本短期大学の自己点検・評価活動に関する結果を記したものである。

令和 4 年 7 月 31 日

理事長

錢 坂 久 紀

学長

自己点検・評価委員会委員長

木 内 義 勝

ALO

福 田 明

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

<短期大学の沿革>

昭和 45 年 12 月	学校法人松本学園 設立認可（長野県知事） 松本保育専門学校 設置認可
昭和 46 年 4 月	松本保育専門学校 開校 初代理事長に上条憲太郎（元長野県教育長）就任 初代学長に横内秀雄（元長野県教育長）就任
昭和 47 年 1 月	学校法人松本学園 組織変更認可（文部大臣） 松本短期大学 幼児教育学科 設置認可
昭和 47 年 4 月	松本短期大学 開学（文部大臣） 松本短期大学 幼児教育学科 開設 [入学定員 50 名]
昭和 49 年 8 月	松本短大幼稚園 設置認可 開園 初代園長に片山光義（前学園常任理事）就任
昭和 52 年 4 月	第 2 代理事長に片山光義（松本短大幼稚園園長）就任 第 2 代学長に上条仰男（前信州大学教授）就任
昭和 63 年 4 月	第 3 代学長に丸山求（前学園副学長）就任
平成 3 年 11 月	第 4 代学長に小山三男（前本学教授）就任
平成 4 年 12 月	松本短期大学 介護福祉学科 設置認可（文部大臣）
平成 5 年 3 月	介護福祉士養成施設 指定認可（厚生大臣）
平成 5 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 開設 [入学定員 80 名]
平成 7 年 4 月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 開設 [入学定員 20 名]
平成 7 年 8 月	第 2 代園長に片山司（学園理事長職務代理）就任
平成 8 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 100 名に変更]
平成 9 年 3 月	第 3 代理事長に片山司（松本短大幼稚園園長）就任
平成 10 年 4 月	第 5 代学長に山崎健治（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 16 年 4 月	松本短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科へ学科名称変更 松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 80 名に変更]
平成 17 年 12 月	松本短期大学 看護学科 設置認可（文部科学大臣） 看護師学校 指定認可（文部科学省高等教育局長）
平成 18 年 4 月	松本短期大学 看護学科 開設 [入学定員 60 名] 第 6 代学長に村山忍三（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 20 年 4 月	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 100 名に変更] 松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 80 名に変更] 第 7 代学長に山崎健治（本学前学長・教授）就任
平成 23 年 4 月	第 4 代理事長に銭坂久紀（前学園理事長代行）就任 第 3 代園長に銭坂久紀（前学園理事長代行）就任

松本短期大学

平成 24 年 4 月	第 8 代学長に塚田昌滋（元市立岡谷病院院長）就任
平成 26 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 65 名に変更] 松本短期大学 看護学科 [入学定員 70 名に変更]
平成 28 年 4 月	第 9 代学長に木内義勝（元松本大学松商短期大学部学部長）就任
平成 30 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 50 名に変更]
平成 31 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 40 名に変更]
令和元年 10 月	松本看護大学看護学部 設置認可申請
令和 2 年 4 月	松本短大幼稚園 幼稚園型 認定こども園に移行
令和 2 年 10 月	松本看護大学 看護学部看護学科 設置認可（文部科学大臣）
令和 2 年 12 月	看護師学校の指定認可（文部科学省高等教育局長） 保健師学校の指定認可（文部科学省高等教育局長）
令和 2 年 3 月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 令和 2 年度をもって廃止
令和 3 年 4 月	松本短期大学 看護学科 学生募集停止 松本看護大学 開学 松本看護大学 看護学部 看護学科 開設 [入学定員 70 名] 初代学長に上條節子（本学園理事・評議員・元本学教授）就任

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4 年 5 月 1 日現在

所在地	教育機関名	学部・学科	入学定員	収容定員	在籍者数
長野県 松本市 笹賀 3118	松本看護大学※1	看護学部 看護学科	70 人	280 人	154 人
	松本短期大学	幼児保育学科	100 人	200 人	197 人
		介護福祉学科	40 人	80 人	61 人
		看護学科	70 人	210 人※2	58 人
		短期大学合計	210 人	490 人	316 人
長野県松本市 寿台 7-4-1	松本短大幼稚園		60 人	200 人	118 人

※1 令和 3 年 4 月開設

※2 学則記載の数値:令和 3 年 4 月学生募集停止(収容定員 70 人)

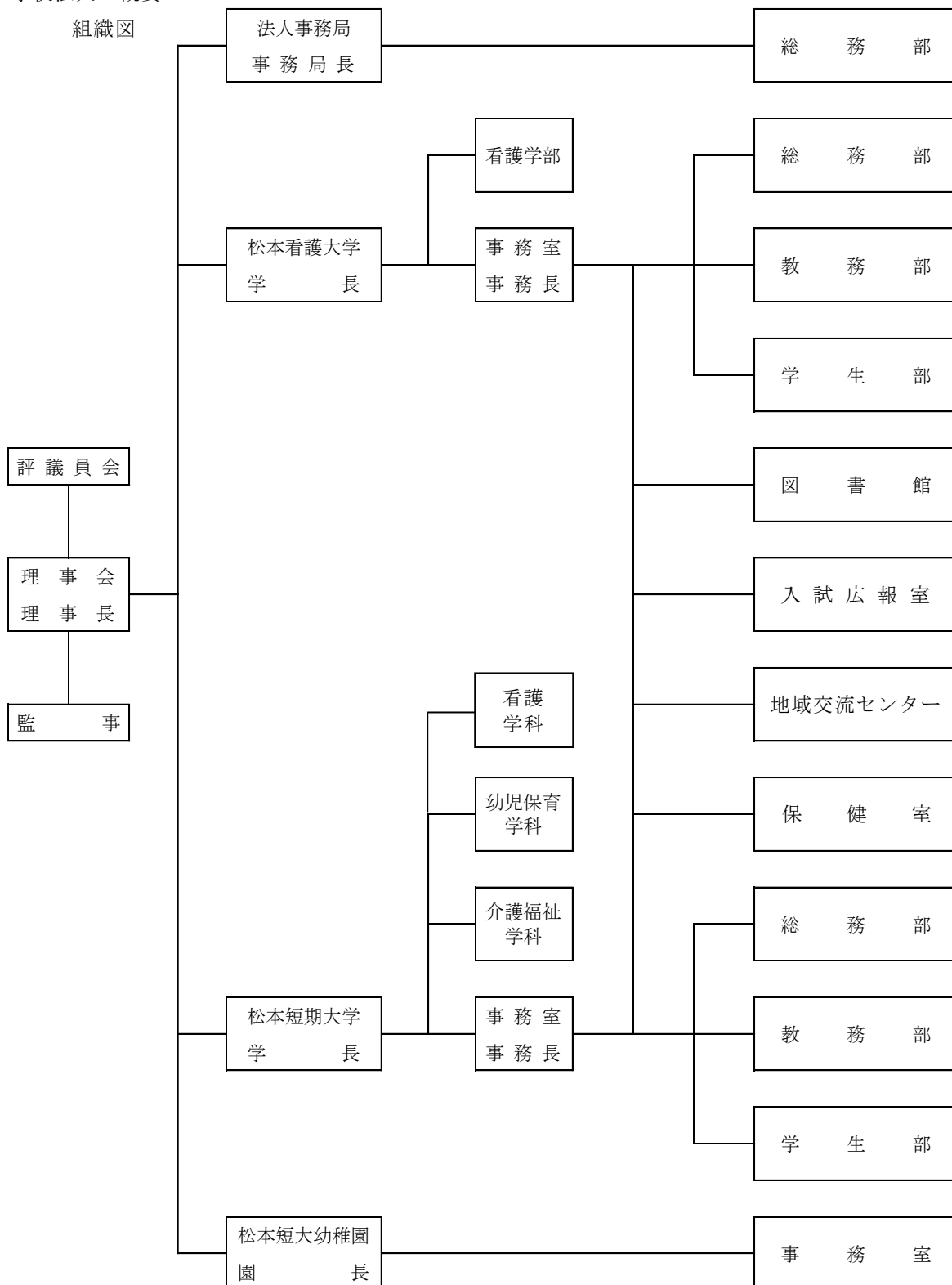
(3) 学校法人・大学・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 令和4年5月1日現在

学校法人の概要

組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表参照）

地域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県	202	96.7	203	97.1	184	96.4	169	90.9	127	96.9
新潟県	0	0	1	0.5	0	0	1	0.5	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0
茨城県	1	1	0	0	0	0	1	0.5	1	0.8
静岡県	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	1	1	1	0.5	1	0.5	1	0.5	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	5	3	1.4	6	3.1	11	3.1	3	2.3
合計	209	100	209	100	191	100	186	99.9	131	100

※四捨五入により合計は 100.0%にならないことがある。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分して下さい。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いて下さい。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3 年度を起点に過去 5 年間について記載して下さい。

■ 地域社会のニーズ

文化的な面において本学が所在する松本市は「岳都」「楽都」「学都」という松本市らしさを象徴する 3 つの「ガク都」を「三ガク都・松本」として、その魅力を国内外に発信している。それを受け、本学も山崎健治元学長の頃（平成 20 年頃）より入学式や卒業式での訓示などの機会に学生や教職員に対して「学都」を担う立場としての意識づけを行うようにしている。

松本市が「学都」と呼ばれるようになった背景は、江戸時代に寺小屋数が多かったこと、旧筑摩県の時代に「教育」を立県の指針としていたこと、さらに大正時代には当時の市の年間予算を超える巨費を投じて、高等教育の府である旧制松本高等学校を誘致し、「学び」を近代的な都市づくりの基軸に据えたことなどにある。このように先人たちが残した思いや財産を大切なものとして継承する中で、学びと文化芸術を尊ぶ松本固有の市民気質が育まれてきたと考えられる。

こうした背景のもと、平成 23 年度に松本市が策定した「松本市教育振興基本計画」の基本構想では、学都松本の実現を具体的に進めていくこととなった。その中で取り組みの指針として次の 5 つを掲げている。①一人ひとりが生涯にわたって人間性をつちかう教育を目指します。②子どもの感性を磨く様々な取り組みを進

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述して下さい。

① 前回の評価結果における3つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<ul style="list-style-type: none"> ・学科の学習成果を質的・量的に測定するには、各学科が定めた卒業認定・学位授与の方針（DP：Diploma Policy）に示された能力に対応して測定する必要があるため、工夫が望まれる。
(b) 対策
<p>令和3年度に実施した対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定・学位授与の方針（DP：Diploma Policy）について各学科でその内容の妥当性を検討する。 ・卒業認定・学位授与の方針（DP）に示された能力（学習成果）について、各学科でその測定・評価方法を検討する。
(c) 成果
<p>令和3年度の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定・学位授与の方針（DP：Diploma Policy）について各学科で検討した結果、内容については妥当であったものの、3学科共通する文面において「設定」を「認定」に変更した。すなわち「次の到達目標に達した人材であると設定し、「短期大学士」の学位を授与する」を「次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する」へと変更した。 ・卒業認定・学位授与の方針（DP：Diploma Policy）について、幼児保育学科では令和元年度から始まった再課程認定との関連で、介護福祉学科では令和3年度から開始される新カリキュラムとの関連で自己点検を実施できた。また、看護学科では令和3年度に開学する松本看護大学との連携を視野に自己点検を行えた。 ・卒業認定・学位授与の方針（DP）に示された能力（学習成果）について、その学習成果を測定・評価する方法として各学科の特性に応じた検討を行えた。その結果、幼児保育学科ではゼミナール担当教員がゼミ学生一人ひとりに個別指導を行い、その後の指導経過を学生個々の「履修カルテ」に記載する等、履修カルテの活用を重視すること、介護福祉学科では学期末に学修の「振り返りシート」を記入するほか、DPに基づく各種評価表を活用すること、看護学科では「学生カルテ」や「ポートフォリオ」等を活用することが確認された。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
令和3年度 なし。
(b) 対策
令和3年度 なし。
(c) 成果
令和3年度 なし。

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述して下さい。

(a) 改善意見等
なし。
(b) 履行状況
なし。

(6) 短期大学の情報の公表

■ 令和4年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 1. 教育研究上の基礎的な情報 > 学科ごとの名称及び教育研究上の目的
2	卒業認定・学位授与の方針 (DP : Diploma Policy)	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 概要 > ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)
3	教育課程編成・実施の方針 (CP : Curriculum Policy)	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 概要 > カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)
4	入学者受入れの方針 (AP : Admission Policy)	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 概要 > アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)
5	教育研究上の基本組織に関する事	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 1.

		教育研究上の基礎的な情報＞1. 組織図（基本組織に関すること）
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞2. 修学上の情報等＞1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞2. 修学上の情報等＞2. 入学者数・収容定員・在学者数、卒業（修了）者数・進学者数・就職者数
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞2. 修学上の情報等＞3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス）
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞2. 修学上の情報等＞4. 学修の成果に係る評価、5. 卒業にあたっての基準（必修・選択別の必要単位修得数及び取得可能学位）
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞1. 教育研究上の基礎的な情報＞4. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞1. 教育研究上の基礎的な情報＞授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞2. 修学上の情報等＞6. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
13	修学支援に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞修学支援／機関要件確認申請書
14	公的研究費の管理・監査体制に関すること	ホームページ TOP＞情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report)＞公的研究費の管理・監査体制

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページ TOP > 情報公開 (https://www.matsutan.jp/college/report) > 財務情報

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載して下さい。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和3年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述して下さい（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

<公的資金の適正管理の方針>

「松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程」「松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程」「研究活動に関する行動規範」「学校法人松本学園会計規則」「学校法人松本学園物品管理規程」「学校法人松本学園出張旅費及び手当支給規程」などを整備し、学校の責任のもと適正な管理を行う。

<公的資金の適正管理の実施状況>

『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等の基本方針』に基づいた「松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程」「松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程」

「松本看護大学・松本短期大学研究活動に関する行動規範」を各教員に配布し、研究費の適正管理に努めている。また、研究倫理およびコンプライアンスに関する研修会を実施し、研究者および研究費に携わる職員の教育に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

(1) 自己点検・評価の組織体制（令和3年度）

■自己点検・評価委員会

	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・人事委員会委員長・危機管理委員会委員長・情報セキュリティ-管理委員会委員長・個人情報保護委員会委員長・地域交流センター長
委員	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
	丸山 順子	介護福祉学科	学科長・教授・研究倫理委員会委員長・松本学園倫理委員会委員長
	宮坂 光長	看護学科	学科長・教授
	倉科 恵里	看護学科	教授
	西沢 三代子	看護学科	教授
	生田 恵津子	幼児保育学科	教授・地域交流委員会委員長
	山田 真治	幼児保育学科	教授・教育課程委員会委員長
	鈴木 美枝子	幼児保育学科	教授・FD委員会委員長
	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会委員長
	永石 喜代子	介護福祉学科	教授・研究支援委員会委員長
	白金 俊二	幼児保育学科	准教授・学生支援委員会委員長
	福田 明	介護福祉学科	准教授・評価委員会委員長
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長
	玉井 和宏	法人事務局	法人事務局長・衛生委員会委員長・公的研究費不正防止計画推進委員会委員長
渡辺 渉	事務局	事務長・広報企画推進委員会委員長・SD委員会委員長	

※主な役割：自己点検・評価報告書の内容確認および課題の改善方法の検討

■評価委員会

	氏名	所属	役職等
委員長	福田 明	介護福祉学科	准教授・FD委員会
副委員長	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・広報企画推進委員会
委員	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会
	塩澤 綾乃	看護学科	講師・FD委員会・SD委員会
	澤田 麻貴	事務局	地域交流委員会

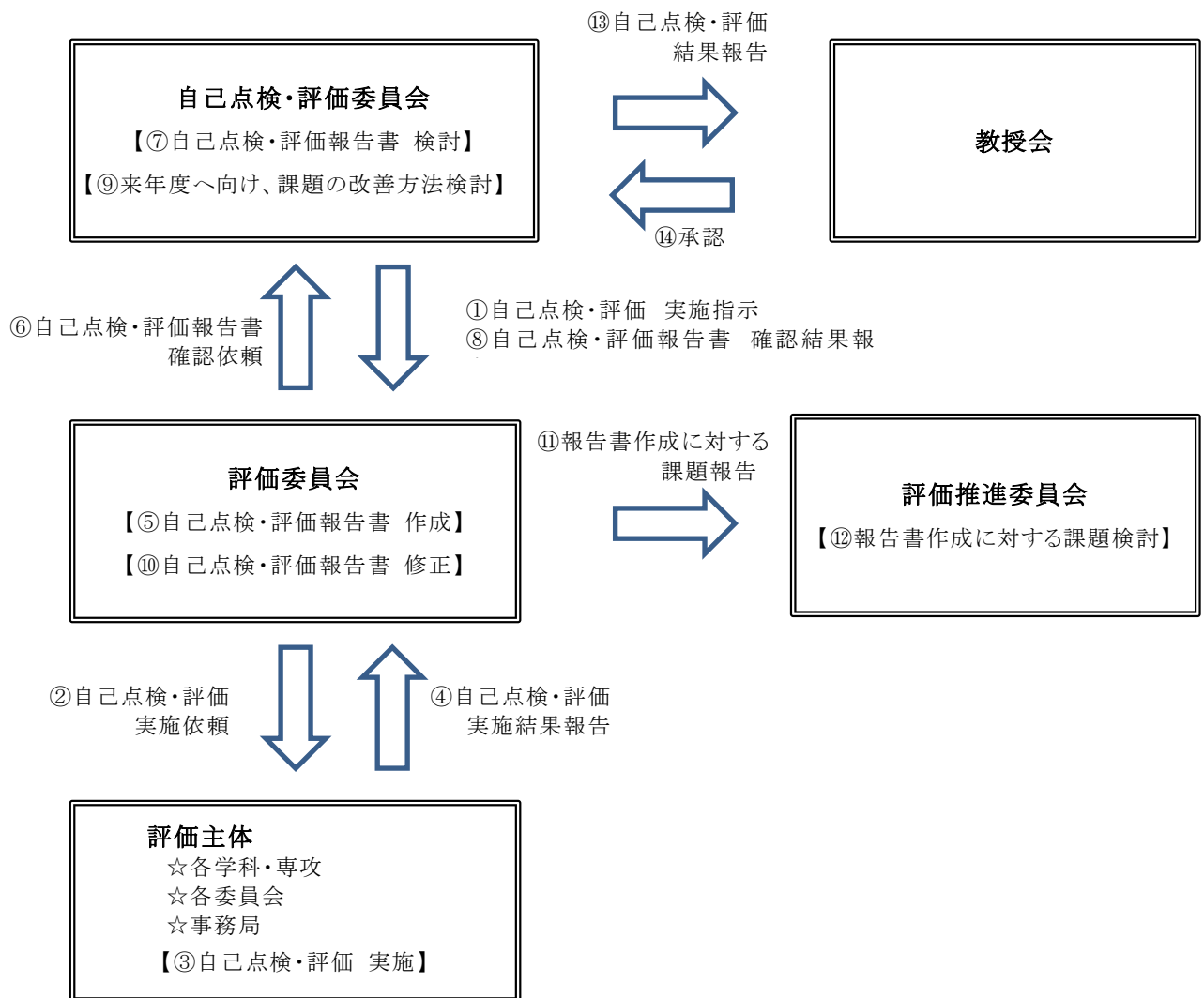
※主な役割：自己点検・評価報告書の編集等

■評価推進委員会（臨時特別委員会）

	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・自己点検・評価委員会委員長
委員	渡辺 渉	事務局	事務長
	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
	丸山 順子	介護福祉学科	学科長・教授
	宮坂 光長	看護学科	学科長・教授
	福田 明	介護福祉学科	准教授・評価委員会委員長
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長

※主な役割：自己点検・評価活動に対する課題の検討。学長、学科長、評価委員長に加え、状況に応じて必要な教職員を委員として置くことも可能

(2) 自己点検・評価の組織図



[注] 自己点検・評価を実施するための規程は提出資料とする。

(3) 組織が機能していることの記述

学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価活動の中心的役割を担うようになったことで、学内委員会の1つである「評価委員会」が自己点検・評価活動の全般を担っていた頃と比べ、自己点検・評価活動が全学的な取り組みになった。そのことは自己点検・評価チェックリスト（アンケート）の回答率の上昇（平成30年度：約70%、令和元年度：約80%、令和2年度と令和3年度：ともに約90%）にも表れている。

毎年「自己点検・評価報告書」を作成することにより、各学科、各委員会、事務局各部署は活動内容の問題点等を認識することとなる。これが次年度以降の活動方針を検討する重要資料となっている。

認証評価や授業方法の改善等に関する勉強会・研修会を定期的実施している。例えば平成28年度と平成29年度は、FD委員会主催による認証（第三者）評価に関する研修会を評価委員会が協力する形で行った。また、平成29年度は学生支援と評価に関する研修会、平成30年度と令和元年度は授業方法の改善に関するFD研修会も実施した。一方、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、これまで実施してきたような集合研修を中止とし、代わりに教員個々が動画を視聴する形でのFD研修を実施した。令和3年度は学科別にTeamsの活用方法を学んだほか、令和3年5月の障害者差別解消法改正に関連する合理的配慮をテーマとしたFD・SD合同研修会が開催された（備付資料：FD研修会資料）。

これらの取り組みの結果、授業改善の推進や学生の学習成果の獲得、学生支援の充実に向けて、各評価基準を意識しながらPDCAサイクルを用いた自己点検・評価活動が行われるようになってきている。

理事長と学長の発案により、平成29年度には理事会及び評議員会において、ALOが認証評価の意義や取り組んでいる自己点検・評価活動について説明を行い、建学の精神から学習成果に至るまでの認識を共有する機会を設けた。

令和元年度には学長、各学科長、評価委員会委員長、評価委員会副委員長から成る評価推進委員会を開催し、本学における今後の自己点検・評価体制について協議が行われた。具体的には①認証評価は第3クールに入り、内部質保証がより重要視されていること、②自己点検・評価報告書の作成については学内分掌組織に対応する形で執筆部署・担当者を自己点検・評価委員長でもある学長が指名すること、③各執筆部署・担当者はPDCAサイクルに基づいて自己点検・評価報告書の該当箇所を期限までに記述すること等が確認された。この①～③の内容については教授会・拡大教授会で全教職員に周知され、第2クールを終えた気の緩みを引き締めつつ、第3クールの認証評価に向けての意識付けの機会となった。

令和3年度には学長、各学科長、評価委員会委員長、評価委員会副委員長等をメンバーとする評価推進委員会が開催され、認証評価に向けてALOに加え、新たに副ALOを配置すること、ALO補佐を1名から2名に増員することが決まる等、自己点検・評価の組織体制の強化を図った。

以上のことから、本学における自己点検・評価の組織は機能していると考えられる。

(4) 「自己点検・評価報告書」完成までの活動記録

[注] 前回（平成29年）の認証評価（第三者評価）以後の活動を記載

年月日	活動内容
平成 29 年 9 月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価受審
平成 30 年 3 月 9 日	一般財団法人短期大学基準協会より適格認定を受ける。
平成 30 年 3 月～6 月	[各学科・委員会等] 平成 29 年度における自己点検・評価をそれぞれ行う。
平成 30 年 6 月 ～平成 30 年 11 月	[各学科・委員会等] 自己点検・評価の内容を評価委員会に報告 [評価委員会] 「平成 29 年度 自己点検・評価報告書（案）」作成
平成 30 年 12 月 19 日	[自己点検・評価委員会][評価委員会] 「平成 29 年度 自己点検・評価報告書（案）」最終確認
平成 31 年 1 月	「平成 29 年度 自己点検・評価報告書」完成
令和 2 年 3 月	「平成 30 年度 自己点検・評価報告書」完成
令和 2 年 5 月 20 日	[教授会・拡大教授会] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和 2 年 9 月 16 日	[各部署・担当者] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和 2 年 9 月下旬～ 11 月中旬	[評価委員会] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
令和 2 年 11 月下旬～ 12 月上旬	[自己点検・評価委員会] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書（案）」に関する内容の妥当性等の確認・検討
令和 2 年 12 月 16 日	[自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書（案）」最終確認
令和 2 年 12 月	[全教職員] 「平成 31（令和元）年度 自己点検・評価報告書」完成→配布
令和 3 年 1 月 20 日	[教授会・拡大教授会] 「令和 2 年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和 3 年 6 月 16 日	[各部署・担当者] 「令和 2 年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和 3 年 6 月下旬～ 8 月	[評価委員会] 「令和 2 年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
令和 3 年 9 月上旬～ 中旬	[自己点検・評価委員会] 「令和 2 年度 自己点検・評価報告書（案）」に関する内容の妥当性等の確認・検討
令和 3 年 9 月 15 日	[自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会]

松本短期大学

	「令和2年度 自己点検・評価報告書（案）」最終確認
令和3年9月	[全教職員] 「令和2年度 自己点検・評価報告書」完成→配布
令和3年10月19日	[教授会・拡大教授会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和4年3月16日	[各部署・担当者] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和4年3月下旬～6月	[評価委員会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
令和4年6月下旬～7月上旬	[自己点検・評価委員会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書（案）」に関する内容の妥当性等の確認・検討
令和4年7月20日	[自己点検・評価委員会] [教授会・拡大教授会] 「令和3年度 自己点検・評価報告書（案）」最終確認
令和4年7月	[全教職員] 「令和3年度 自己点検・評価報告書」完成→配布

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I—A 建学の精神]

＜根拠資料＞

「松本短期大学ホームページ」 (<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「松本短期大学パンフレット」

「教育課程・学生生活ガイド」 等

[区分 基準 I—A—1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I—A—1 の現状＞

本学は、幼児教育学科（平成 16 年に幼児保育学科に改名）のみの単科の短期大学として開学したが、高齢社会という時代のニーズに応じる形で、平成 5 年に介護福祉学科を、疾病予防とケアの必要性の認識から平成 18 年に看護学科を増設した。これら 2 学科の増設により、乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々を支える総合的な教育研究の府として、人間性の涵養とケアスペシャリストの育成、地域の人々に貢献するという現在の使命が確立された。本学における使命が確立したことを契機に、それまで口頭で伝承されてきた建学の精神について、第三代理事長の片山司（平成 9 年 3 月～平成 23 年 3 月）が平成 18 年に以下のように明文化した。

＜建学の精神＞

人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（以下、ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

つまり、本学における建学の精神は、専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明確に示している。開学以来受け継がれてきた豊かな人間性の涵養及び自己研鑽の精神、地域の人々への貢献等を含む建学の精神により、本学教職員は教育研究に携わる者として正しい倫理観と熱意をもって学生への教育や生活支援、地域社会への貢献活動等を行っている。

本学は、教育者の上条憲太郎を初代理事長（昭和 46 年 4 月～昭和 52 年 3 月）とし、松本保育専門学校（昭和 46 年開学）を発展改組させて昭和 47 年に開学した。本学は、開学以来、初代理事長の上条憲太郎が教育者として信濃教育会から継承した「豊かな人間性と自己研鑽の精神を礎に、地域社会の福祉と教育に貢献する」ことを使命として教育研究活動に邁進してきており、こうした建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している（提出資料：教育課程・学生生活ガイド、備付資料：松本短期大学創立 50 周年記念誌）。

本学では、建学の精神を幅広く表明するためホームページに全文を掲載している（備付資料、ホームページ）。また、併せて建学の精神の概説を加えて表明することで、幅広いステークホルダー（関連する機関・施設・地域等）にもわかりやすく表明することができている。

学内では、まず入学式において本学の設置者である松本学園理事長より、建学の精神を入学生や保護者に表明し、その上で建学の精神に基づき表明している本学の教育の理念や目標をわかりやすく伝えている。また、学生および全教職員に配布する「教育課程・学生生活ガイド（備付資料）」の 1 ページ目に建学の精神を掲載し、学生および全教職員がいつでも目にできるようにしている。さらに学生昇降口および各教室には、建学の精神を掲げており、学生および全教職員が日々の学校生活を建学の精神と共に過ごしていけるようにしている。これは学外者が本学へ訪れた際にも目にすることができ、学外への建学の精神の表明にもつながっている。

以上のことから、本学の建学の精神は学内外に表明され、学内において共有することができている。

前述の「教育課程・学生生活ガイド」では、「建学の精神」の概説欄を設け、建学の精神の意味内容について、より詳しく説明する項目を設けた。これにより学生や教職員をはじめとする本学関係者が建学の精神に対する理解を深められるようにしたとともに、前期・後期のオリエンテーションの際にも建学の精神を確認する機会につながった。建学の精神を、多くの学生や教職員が利用する昇降口や教室内に掲示していることも、建学の精神を日常的に確認できる工夫の 1 つである。

【区分 基準 I—A—2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I—A—2 の現状>

地域貢献は、短期大学側から地域へと一方的になされるものではない。学生たちは、地域での諸活動を通じて、地域の人々と交流を図り、地域の現状と課題を学び、生活感を育むことができる。さらにコミュニケーション能力や人間力を高める機会にもなっている。卒業生及び教職員による地域貢献の場合も同様である。地域への貢献活動の

中から、卒業生も教職員も現場の問題点・課題を吸収することによって、各自の研究あるいは職域活動を豊かに進めることが可能になる。以下に述べる「地域貢献」には、このような活動主体と対象地域との相互的な関わり合いが含意されている。

【教職員による地域貢献】

教職員の有する知的財産の地域への還元として、例年は各学科持ち回りで、学科の特色を生かした公開講座を開催していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、公開講座の中止を余儀なくされている。そのため令和2年より公開講座に代えて、機関紙「まつたんかわら版」を各学科持ち回りで作成し、地域に回覧するという取り組みを行ってきた。令和2年12月には「まつたんかわら版」第1号として幼児保育学科が「童謡がなくなる！子どもたちに歌い継ぎたい日本の心」と題し催した地域座談会の様子を記述して発信した。令和3年1月には看護学科が第2号として「新型コロナウイルス禍における看護学科の現状と取り組み」を、令和3年2月には介護福祉学科が第3号として「介護のミニ心得～今、この時期を大切に～」をそれぞれ作成し、地域住民の方々に配布・回覧した（備付資料：まつたんかわら版）。いずれも地域住民の方々から「興味深い内容であった」「今後も定期的に有益な情報を発信して頂きたい」等、多くの反響があった。令和3年度も、感染予防のため公開講座の実施を断念し、まつたんかわら版を発行した。令和3年7月に幼児保育学科が第4号「楽しみましょう！子育て・孫育て」、令和3年9月に看護学科が第5号「新型コロナウイルスワクチン接種禍の健康管理」、令和3年11月に介護福祉学科が第6号「介護の知恵袋～豊かに生きる～」、令和4年2月に幼児保育学科が第7号「お子さんやお孫さんと手軽にできる“反射神経養成”運動遊び（リアクションゲーム）&手作り工作広場」をそれぞれ担当した。いずれも機を捉えた内容であると地域住民の方々から好評を得た。

■過去の公開講座と令和2年度以降に発行した「まつたんかわら版」

過去6年間の公開講座の状況						
年	開催日	時間	場所	内容	講師	備考
平成27年度	11/21	13:00～ 16:00	小児看護学実習室	身体の動きを介護に生かそう！	赤沢昌子(介護福祉学科准教授)	介護の質を高める会との合同企画
	2/27	13:30～ 16:00	601	地域で支えあえる終活・遺された人々へのケア	北條悟(松本市中央地域包括支援センター長) 山崎美幸(長野エコープサプライ) 飯島恵道(東昌寺住職・ケア集団ハートビート代表) 山下恵子(看護学科教授・子どもを亡くした親の会「たんぼぼの会」代表) 山崎浩司(信州大学医学部 准教授)	

松本短期大学

平成 28 年度	8/27	13:30～ 16:00	601	みんなで支えあう地域づくり～笹賀地区での実践から～	木内義勝(松本短期大学学長) 太田尚行(笹賀地区福祉の地域づくり協議会会長) 豊嶋さおり(おはなしの会「すがのつくる」代表)	
	2/18	10:30～ 12:00	601	メロディーの向こうに	山田真治(幼児保育学科教授)	
平成 29 年度	8/26	13:30～ 15:30	601	今、改めて認知症を考える—ご本人の意思決定を支える—「ご本人が語る”思い”を聴く」	丸山順子(介護福祉学科教授)	
	11/18	13:30～ 15:00	601	今、改めて認知症を考える—ご本人の意思決定を支える—「認知症と”終活”」～看護の立場からの鼎談～	藤牧久美子(認知症看護認定看護師) 西原潤(桔梗が原訪問看護ステーション 所長) 奥原ます子(介護老人保健施設のむぎ 副施設長) 百瀬ちどり(看護学科教授)	
	2/24	13:30～ 15:30	401	日々の生活をほんの少し潤わせるアートのはなし	保高一仁(幼児保育学科助教)	
平成 30 年度	10/13	13:00～ 14:00	601	今日から実践！骨を強くする体操と食事	中村幸男(信州大学医学部付属病院 医師)	森永乳業、 松本ヘルス ラボ 産学 官連携寄 附講座
	11/17	13:00～ 15:00	601	私らしく生きること～脳のしくみとこととからだ～	木村久枝(介護福祉学科教授)	
	2/23	10:30～ 12:00	601	「児童虐待防止に対する取り組み」を考える～最前線の現場から～	山城久弥(幼児保育学科助教) 寺島進一(松本児童相談所) 山本修平(松本市子ども福祉課) 小島卓也(障がい者支援施設高森荘)	
令和 元 年度	9/21	10:00～ 11:30	601	心育む童謡の世界～メロディーの向こうに～	講師:山田真治(幼児保育学科教授) ゲスト:大庭照子(歌手・国際童謡館館長)	
	10/5	14:00～ 15:30	601	震災時の避難と松本短期大学の役割	宮坂政行(松本市危機管理課防災専門官) 太田尚行(笹賀地区福祉の地域づくり協議会会長) 合津千香(介護福祉学科教授) 丸山順子(介護福祉学科教授)	介護福祉 学科3年目 ホームカ ミングデー との合同企 画

松本短期大学

	10/20	13:00～ 14:00	601	腸内フローラと健康	岩淵紀介(森永乳業素材応用研究所 主任研究員)	森永乳業、 松本ヘルス ラボ 産学官連 携寄附講 座
※令和2年度と令和3年度の公開講座は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、中止となったため、情報紙として「まつたんかわら版」を発行した。						
令和2年度以降に発行した「まつたんかわら版」の内容						
年	発行日	タイトル	内容	執筆担当	発行部数	
令和2年度	12/1	まつたんかわら版 第1号	地域座談会 童謡がなくなる！子供 たちに歌い継ぎたい日 本の心	幼児保育学科	426部	
	1/1	まつたんかわら版 第2号 寄附講座号外	新型コロナウイルス禍 における看護学科の現 状と取り組み 『免疫調節作用』と『抗 菌・抗ウイルス作用』で 体を守る	看護学科 森永乳業	426部	
	2/1	まつたんかわら版 第3号	介護のミニ心得～今、こ の時を大切に～ 介護川柳	介護福祉学科 専攻科	426部	
令和3年度	7/1	まつたんかわら版 第4号	楽しみましょう！子育て・ 孫育て	幼児保育学科	427部	
	9/1	まつたんかわら版 第5号	新型コロナウイルスワクチ ン接種禍の健康管理 松本看護大学からのお知らせ	松本看護大学看護学部看護学 科 松本短期大学看護学科	427部	
	11/1	まつたんかわら版 第6号	介護の知恵袋～豊かに 生きる～転ばぬ先の杖、 学生短歌、フロアバレエ 講座	介護福祉学科	427部	
	2/1	まつたんかわら版 第7号	お子さんやお孫さんと手 軽にできる“反射神経養 成”運動遊び(リアクシ ョンゲーム) ！！&手作り工作広場	幼児保育学科	427部	

その他、各学科また教員個人で多様な地域貢献を実施した。幼児保育学科では、体育系教員による小中高等学校での出前授業、心理系教員による講演会、保育系教員による地域の子育て講座などを行った。

介護福祉学科では、①介護福祉の講座等介護福祉に関する講演と②介護福祉の学識経験者としての地域貢献の活動を行っている。まず、介護福祉の講座等介護福祉に関する講演では、介護や福祉の仕事の現状や魅力を発信する県社会福祉協議会が主催する訪問講座の講師などを学科の教員が担った。令和2年度は12件であったが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が流行したため、小学校1件と中学校1件、高等学校5件にとどまった。新型コロナウイルス感染予防対策のもと、それぞれの小学校や高等学校の要望に沿いながら、介護や福祉に関する講義や体験を通しての講座を企画・実施した。また、それらとは別に本学近隣の中学校からの要望に応え、職場体験の代替として介護や福祉に関する出前講座の1講座を実施した。

■令和3年度 介護福祉学科 地域交流・活動

	日時	団体	テーマ・内容等	講座	担当
1	10月28日	エクセラン高校	福祉の資格とやりがい	県社協訪問講座	合津
2	11月4日	エクセラン高校	短大への訪問（授業見学）		合津・丸山他
3	11月24日	白馬高校	介護が必要な人の理解	県社協訪問講座	合津・武井
4	10月21日	菅野中学校	福祉の仕事とやりがい	職場体験学習	合津
5	11月12日	下諏訪北小学校	手話でうたってみよう/認知症って何?/福祉用具を使ってみよう	県社協訪問講座	合津・齋藤
6	12月1日	白馬高校	介護の専門性の理解	県社協訪問講座	丸山
7	12月8日	池田高等学校	介護におけるコミュニケーション 職業としての介護と家庭における介護	県社協訪問講座	丸山

また、介護福祉の学識経験者として、県の信州福祉事業所認証・評価審査に関する事業や松本市社会福祉審議会等に参加している教員もいる。これらも本学による地域貢献活動の一環である。

看護学科では、年間を通して、学科または教員個人で多様な地域貢献を実践してきた。具体的には、新型コロナウイルスの影響で中止となった職場体験の代替としての出前講座を近隣の中学校で実施し、中学生の今後の進路の方向性や職業選択において参考となる情報や体験を提供した。また、地方公共団体の行政機関・職能団体や所属する私立系学校法人からの依頼によるCOVID-19関連業務（軽症者宿泊療養対応・ワクチン接種業務）を実施した。加えて、長野県内の看護系職能団体の会議や研修への参加・運営および看護系教育・研究機関におけるオンライン講義にも積極的に対応した。このように、関係機関・団体等と情報共有し連携する中で新型コロナウイルス感染拡大に伴って発生した様々なニーズに対応してきた。

【地域・企業・教育機関との協定】

本学は松本市に隣接する筑北村、近隣地区である笹賀地区、そして松本市と連携協定を締結してきた。これにより地域住民の学習と交流の機会をつくる拠点としての機能をより発揮しやすくなった。また、これを機に施設・設備の開放と活用を促進させたほか、地震等の有事の際に避難場所として活用できるよう設備や体制づくりを図った。笹賀地区、筑北村、松本市との連携やそれらの地域への貢献活動等は以下のとおりである。

○筑北村との連携

平成 24 年 3 月に本学が所在する松本市に隣接する筑北村と連携して教育・文化・スポーツの振興や健康・医療・福祉の充実、人材育成等を図るため、連携協定が結ばれた。筑北村と本学との間で連携協定が締結されて以降、教職員による出前講座や学生ボランティアの派遣等、様々な取り組みが行われている。平成 26 年度には春と夏の年 2 回、「ちくほくプラス」の取り組みの一環として、本学を会場に筑北学童交流会が開催され、筑北村の小学生たちが各学科の体験コースを回る等、相互の交流を図ることができた。

また、筑北村社会福祉協議会と協力し、聖南中学校での福祉教育を毎年のように実施している。具体的には介護福祉学科の学生と教員が中心となり、車いすの操作、高齢者疑似体験、ガイドヘルプ、手話等の指導を中学生に行っている。ただし、令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学生への福祉教育は中止となった。

本学は、平成 28 年度から筑北村の 2 つの保育園の第三者評価委員会に参加し、令和 2 年度は本学地域交流委員長がこの会の委員長を務めた。また、令和元年度に始まった筑北村幼児期教育保育推進検討委員会では本学地域交流委員会の委員長がこの会の委員長を務め、全 10 回の会議を経て令和 2 年 10 月に村長に答申を行う等、貢献した。

○笹賀地区との連携

平成 28 年 11 月、「笹賀地区福祉の地域づくり協議会」と本学との間で地域づくりに関する連携協定を締結した。笹賀地区は本学が立地している地域でもあり、開学以来相互に協力・連携し合いながら、様々な活動を展開してきている。

例えば、平成 19 年度の松本市制施行 100 周年記念笹賀イベントでは、本学体育館を地域住民の方々に開放して「おとぎまつり」を開催し、笹賀地区の子どもから大人まで 200 人以上が本学を訪れ、交流を図ることができた。その際、介護福祉学科では介護・福祉用具の展示とその体験コーナーの実施、看護学科では血圧測定などが行われる等、学生たちの日頃の学びを発揮する機会にもなった。

平成 21 年 11 月 15 日には、松本市のモデル事業「防災と福祉のまちづくり」講座の 2 年目の集大成として、笹賀地区防災訓練が本学を会場として実施された。特に避難所運営訓練には地区住民の代表 252 人のほか、本学の学生・教職員、松本市の総合防災課、福祉計画課、高齢福祉課、障害生活支援課、地域包括支援センター、松本市社会福祉協議会、笹賀公民館等の職員が参加した。

また、介護福祉学科では毎年、「笹賀めぐり」と題して、本学が設置されている笹賀地区の史跡や寺社等を学生と教職員が実際に見学して回り、地域の文化や生活を理解する機会としている。その際は、地元の歴史に精通している方に講師をお願いしている。令和 3 年度も例年同様「笹賀めぐり」を実施した。見学後、チューター毎に笹賀地区の史跡や寺社等の写真に解説を加えたパネルを作成した。完成したパネルをギャラリーとして校内に展示し、介護福祉学科以外の学生や教職員にも笹賀地区の歴史・文化を知ってもらう場を提供している。

○松本市との連携

平成 31 年 2 月、文化・産業・医療・教育・学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、松本市と本学との間に「地域づくりに係る連携協定」が締結された。これにより、これまで経験できなかった活動にも学生が参画できる機会が広がった。例えば、松本市と本学との連携を機に令和元年度には「ふれあい保育園まつり・現業お仕事フェア」に幼児保育学科の学生が参加し、地域・保護者との連携について実践を通して学ぶ機会を得た。

また、松本市長より委嘱を受け、「松本市の新たな幼児期教育・保育を考える専門者会議」の座長を本学地域交流委員長が務め、令和 3 年 12 月に市長に提言書を提出する等、地域貢献の役割も果たしている。

松本市が共催している松本マラソンでは、本学の学生と教職員がボランティアとして参加している。具体的には第 1 回大会（平成 29 年 10 月 1 日）に 167 人、第 3 回大会（令和元年 10 月 6 日）に 126 人の学生がボランティアとして参加し、松本マラソンの運営を支えてきた。ただし、第 2 回大会（平成 30 年 9 月 30 日）は台風接近のため、第 4 回大会（令和 2 年 10 月 4 日）第 5 回大会（令和 3 年 10 月 3 日）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、それぞれ中止となった。

産学官の連携としては、平成 29 年 4 月より森永、松本短期大学、松本市による共同研究が行われている。平成 29 年には看護学科の学生を対象とした「ストレス軽減に関する森永乳業ビフィズス菌摂取に関する調査」、平成 30 年と平成 31 年には松本市住民を対象とした「認知機能の改善効果に関する食品モニター調査」「高めの血糖値の改善効果に関する食品モニター調査」が行われ、本学は試験実施機関として協力を行った（備付資料）。試験結果は学術的に意義が認められ、国内外の学会誌に発表された。この調査に参加をした松本市の住民のほか、本学の学生、教職員は松本ヘルスラボの会員となり、年 1 回の血液検査のほか、筋力トレーニング、ヨガ、体組成検査などに参加した。これらの結果は、「松本市の成人を対象とした血糖値および尿酸値をはじめとする血液検査値と生活習慣に関する横断研究」（備付資料）として学会誌に発表されるなど、松本市民や学生の生活習慣病予防のための貴重なデータとなった。また、令和元年には、森永乳業主任研究員の岩淵氏により「腸内フローラと健康」と題した市民公開講座が短大で開催され（備付資料：市民への配布資料）、地域住民への健康増進の啓発活動につながっている。令和 3 年度の市民公開健康講座は新型コロナウイルス感染予防のため中止となったが、現在オンライン講座やテレビ放送などを検討中である。

【在校生・卒業生による地域貢献】

学生は学生生活を通じて地域活動に参加・参画している。幼児保育学科では、例年オレンジリボンたすきリレーへの参加や、松本市ふれあい保育園まつりへの参画、塩尻市の子育て支援事業への協力など、近隣市町村への地域貢献を行うとともに、ボランティアの役割や意義を学ぶ機会としてきた。ただし、令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、そのほとんどが中止となってしまった。

幼児保育学科には、令和 3 年度に「こども文化研究会」が発足し、長野県飯田市で開催される国際的な人形劇のイベントである「いいだ人形劇フェスタ」への出演も決まっていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、その開催が中止となってしまった。ただし、この時の演目「ぼくたちのなつやすみ」を、地域の学童クラブや児童セ

ンター訪問で演じ、好評を得ることができた。また、地域のサッカークラブである J2 松本山雅による食育絵本「ガンズくんとあやみどり」の制作に協力し、発刊につなげている。この食育絵本は令和 4 年度市内の保育所と小学校に配布される予定である。

保育、介護福祉、看護のケアスペシャリストとしての自覚と職能を備えた本学卒業生は、地域でその本分を果たすことにより地域に貢献している。

＜テーマ 基準 I —A 建学の精神の課題＞

「建学の精神」とは、本学を表す言葉そのもの、つまり本学の存在理由であり、願いであるという本学の考えから、学外のステークホルダーにもわかりやすく表明していく必要がある。ホームページ上には概説を掲載し、建学の精神を学内外にわかりやすく表明しているものの、建学の精神を明文化したのが平成 18 年度であることから、開学からの歴史に比べると日が浅く、学外関係者には十分周知できているとはいえない。本学の名称が周知されているのと同じように、建学の精神についても学外のステークホルダーにとって身近なものとなるようにする必要がある。そのためにも「建学の精神」を学内のみならず学外に向けて、積極的に表明していくための方法について検討していくことが求められる。

また、地域・社会貢献については、引き続き協定を締結した地域との発展性・継続性のある具体的な活動内容を考え、地域のみならず本学、学生、教職員など双方の利益につながるような活動内容の検討をしていかなければならない。本学の設備・施設の開放については具体的な利用に向けて地域との連携や周知に向けて取り組む必要がある。

＜テーマ 基準 I —A 建学の精神の特記事項＞

なし。

[テーマ 基準 I—B 教育の効果]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「教育課程・学生生活ガイド」

「松本短期大学パンフレット」

「学生募集要項」 等

[区分 基準 I—B—1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II—A—6)

<区分 基準 I—B—1 の現状>

松本短期大学は、建学の精神を受けて、学則の第 1 条に 3 学科共通の教育の理念を次のように定めている。

<3 学科共通の教育理念>

- (1) 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成
- (2) 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

(1)は幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科において、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師として専門的知識・技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ケアスペシャリストの教育を行うこと、(2)は本学が地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療及び教育の進展に寄与できる人材を育成することを示している。

3 学科共通の教育理念を受けて、松本短期大学では 3 学科に共通する教育目標とケアスペシャリスト育成の 5 つの柱を以下のとおり掲げている。

<3 学科共通の教育目標>

- (1) ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
- (2) ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
- (3) 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

(1)は保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師に必要な専門職としての自覚・責

任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成すること、(2)は専門職に必要な基本的かつ専門的な知識・技術を教授し、その知識・技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成すること、(3)は地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成することをそれぞれ示している。

また、この3学科に共通する教育目標を支えるものとして、次の5つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの育成教育を行っている。このうち1つ目から4つ目までの柱はケアスペシャリストとしての人間性の育成をねらいとしており、5つ目の柱はケアスペシャリストとしての自己研鑽に励むための基礎学力を培うことをねらいとしている。

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

■ ひとの命と健康を考える

人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な生活をおくるための、基礎理論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間性をもった人材の養成を目指す教育を行う。

■ ひとの可能性を考える

人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使ってのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。

■ ひとの生活を考える

人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育を行う。

■ ひとの権利を考える

保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す教育を行う。

■ 学修の基礎力を培う

学修の基礎と技術を修得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

さらに、松本短期大学の建学の精神、3学科共通の教育理念、3学科共通の教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱から、各学科の教育目標が定められている。

<幼児保育学科>

- (1) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
- (2) ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
- (3) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
- (4) 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科>

- (1) 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
- (2) 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
- (3) 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

<看護学科>

- (1) 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用力を養う。
- (2) 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を育成する。
- (3) 看護専門職者としての意識・責任感・倫理観を育成する。
- (4) 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を養う。
- (5) 国家試験に合格する看護の知識と技術を育成する。

「教育課程・学生生活ガイド」には、建学の精神、3学科共通の教育理念及び教育目標、各学科の教育目標についての関連性を示し、学生並びに教職員への周知を図っている。建学の精神、教育理念、教育目標等については、入学式後のオリエンテーションや学期はじめのオリエンテーション時の履修指導の際に学生や保護者に伝えている。また、これらの内容についてはホームページにも掲載し、学外にも公開している。

[区分 基準 I—B—2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I—B—2 の現状>

本学では、建学の精神に基づき3学科共通の教育理念、教育目的が定められている。それらに基づき各学科の教育目標が設定されており、それを受ける形で、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている。本学では、ディプロマ・ポリシーを在学中に身に付けるべき学習成果としても位置付けている。そしてそれらの達成につながるため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に示されている。各学科では、ディプロマ・ポリシー（DP）の中で学習成果を以下のとおり定めている。

■学科別ディプロマ・ポリシー（DP）の中にみる学習成果

○幼児保育学科

1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。
5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につけている。
8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

○介護福祉学科

1. 温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心を持ち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。
2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できている。

○看護学科

1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
3. 看護の本質を学び、自己の看護観をもっている。
4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

本学の「教育課程・学生生活ガイド」に掲載されている「カリキュラムマップ」は、ディプロマ・ポリシーと授業科目との対応関係を示したものである。そこでは、卒業時

に各学科のディプロマ・ポリシー（DP）に到達するため、授業科目と学習成果の関係が説明されている。そしてこの「カリキュラムマップ」に基づき、各授業科目の到達目標がシラバスに記載され、学生に提示されている。教員はこれに基づき定期試験等による成績評価により学生の学習成果を測定している。GPAのほか、幼児保育学科では学習到達目標や授業内容、成績、学習成果が確認できるように学生個人の履修カルテを作成し、成果の可視化に努めている。介護福祉学科ではディプロマ・ポリシー（DP）の達成に向けて、学習成果を質的または量的に測定する評価シート等（生活支援技術評価表、国家試験模擬試験結果一覧表、介護福祉研究発表会評価表等）を活用している。看護学科では定期的に業者模試を実施して実習での学びやインターバル学習での成果を確認したり、演習や臨床実習では学生一人ひとりの学びの集積としてポートフォリオ（備付資料）を作成して学生の成長を時間的な推移で捉えてその成長を可視化したりしている。さらに知識・技術や実践能力の成果として各資格・免許の取得状況（取得人数等）も参考にしている。また、年度末に実施される「卒業学年に対するアンケート」及び在学生への「学習成果・学生支援の満足度調査」により質的・量的データとして測定を行い、それらの結果は拡大教授会で示され、学内での共有化を図っている。これらの測定結果を踏まえ、各学科で学生の教育方針やカリキュラム編成、修学支援等について検討が行われている。

ディプロマ・ポリシーの中で示した在学中に身に付けるべき学習成果は、本学 Web サイト、「教育課程・学生生活ガイド」で公表している（提出資料）。

学習成果の点検については、学科会議、教授会等で、学校教育法第 108 条で規定する「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」目的に照らし、定期的に点検している。

[区分 基準 I—B—3 卒業認定・学位授与の方針：DP、教育課程編成・実施の方針：CP、入学者受入れの方針：AP（三つの方針：AP・CP・DP）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針（AP・CP・DP）を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針（AP・CP・DP）を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針（AP・CP・DP）を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針（AP・CP・DP）を学内外に表明している。

＜区分 基準 I—B—3 の現状＞

松本短期大学は建学の精神を受けて、①保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成、②地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成を教育理念として掲げている。各学科の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、幼児保育学科と介護福祉学科は 2 年以上、看護学科は 3 年以上在籍し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を履修した学生は、到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」を授与している。カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針：CP）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針：DP）に則り、各学科の目標や学習成果を達成できるよう、カリキ

ュラムを編成している。また、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針：AP）は、本学の教育理念に基づいて学科ごとに定められている。これら三つの方針（AP・CP・DP）は、建学の精神をもとに関連し、一体的に定められている。

また、これら三つの方針（AP・CP・DP）は、毎年度の「教育課程・学生生活ガイド」作成にあたり、教育課程委員会が中心となり、各学科で議論を重ねて検討している。授業科目とディプロマ・ポリシー（DP）との関連についても同様に検討したうえで「教育課程・学生生活ガイド」に表記し、オリエンテーション等での履修指導の際に学生に伝えている。

本学における三つの方針（AP・CP・DP）については、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）としてホームページで学外にも表明している。

<テーマ 基準 I —B 教育の効果の課題>

建学の精神に基づき確立されてきた教育目的・目標は、学内外に表明し、本校の人材育成が地域・社会の要請に答えているかについての定期的な点検を実施している。今後、さらに効果的な点検方法について検討し、地域・社会の要請に応じた人材育成になっていることを確認していく必要がある。

GPA 制度導入の取り組みにより、教育の質を保証する仕組みが構築されてきている。GPA 制度の導入に伴い、学業成績が低い学生に対しての支援も必要になってくる。一方、学業成績は GPA に反映される反面、学生の人間性(特技、ボランティア活動等への参加、授業や実習態度など)については一定の評価基準がない。「専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての人間性」を育成するためには、GPA 制度の限界についても議論し、数値化の難しい部分については引き続き検討する必要がある。

本学では卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）については一体的に策定している。そして本学では資格取得との関連性の強さを考慮し、DP を学習成果として位置づけている。ただし、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20 年 12 月 24 日）には「学習成果や教育研究上の目的を明確化」（p17）、「学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検」（p27）、「大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮しつつ、学習成果や到達目標の設定」（p53）、「大学が、学生による学習成果の達成に向け、教育内容・方法の改善」（p57）等が記載され、DP とは別に学習成果を定める必要性が強調されている。また「学習成果は学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない」（用語説明）との記述もある。以上を踏まえ、来年度、建学の精神や教育目的・目標、そして三つの方針を踏まえた上で「学習成果」を学科ごとに定めるとともに、その評価方法についても検討していく必要がある。

<テーマ 基準 I —B 教育の効果の特記事項>

なし。

[テーマ 基準 I—C 内部質保証]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「自己点検・評価報告書」

「自己点検・評価 状況チェックリスト」

「FD 研修会開催要項」 等

[区分 基準 I—C—1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I—C—1 の現状>

自己点検・評価に関する規程は「松本短期大学評価委員会規程」(提出資料)に定められており、この規程に基づき常任委員会として、自己点検・評価委員会と評価委員会が設置されている。学長を委員長とする自己点検・評価委員会は自己点検・評価報告書の内容を確認した上で短期大学全体、各部署、各学科、各委員会等の課題を明らかにし、改善方法の検討を行っている。評価委員会は自己点検・評価に関する情報提供や自己点検・評価報告書の作成に向けた連絡調整および編集等を担っている。また、自己点検・評価活動を行う上で新たに浮上した課題に対して速やかに対応するため、学長、学科長、評価委員長等をメンバーとする臨時特別委員会として評価推進委員会を随時開催している。自己点検・評価委員会と評価委員会、評価推進委員会が中心となり、各学科や各部署、各委員会等と連携しながら自己点検・評価活動を展開する体制を整えている(様式4-自己点検・評価の基礎資料:自己点検・評価の組織図参照)。

各学科、各部署、各委員会は月1~2回程度の割合で会議または委員会を開催し、当該する教育・研究活動や業務内容等について自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書として毎年作成している。また、自己点検・評価報告書の確認と今後の課題を検討する目的で自己点検・評価委員会を年に1~2回開催している。自己点検・評価委員会で検討された内容については拡大教授会で全教職員に周知されている。

各学科、各委員会、各部署等による自己点検・評価活動の成果は、毎年「自己点検・評価報告書」(備付資料)としてまとめられ、全教職員に配布するとともに、毎年、ホームページに掲載し、学内外に公表している。

本学における教育目的や社会的使命等を達成するため、自己点検・評価委員会と評価委員会を中心に全教職員が関与する形で毎年、自己点検・評価報告書を作成している。また、一般社団法人大学・短期大学基準協会が示した短期大学の各評価基準・項目

について 5 段階で評価する「自己点検・評価状況チェックリスト」を独自に作成し、非常勤を除く全教職員を対象に自己点検・評価アンケートを毎年、実施している（備付資料）。このアンケートの実施は、教職員一人ひとりが各評価基準・項目を知る機会となり、実際に自己点検・評価を行う際の視点を養うことに寄与している。自己点検・評価アンケートの回答率は平成 30 年度が約 70%、令和元年度が約 80%、令和 2 年度が約 90%と年々上昇し、令和 3 年度は約 90%を維持した。回答率のみで判断できないものの、回答率は各教職員の関心の度合いを示す 1 つの指標となり得る。その意味で本アンケートを通じて自己点検・評価活動を教職員一人ひとりがより意識する機会にもなっていると見える。本アンケート結果については拡大教授会で報告し、学内の改革・改善に向けた取り組みのための PDCA サイクルの実施状況と今後の課題を全教職で確認している。令和 3 年度のアンケート結果からはキャンパス全域にわたる Wi-Fi 環境の整備や中長期計画の具体的な周知に関する課題が浮かび上がり、それらの改善の必要性を全教職員で共通認識することができた。また、各教員は担当科目について、それを受講した学生が 5 段階の選択肢と自由記述で回答した「授業評価アンケート (VOICE)」(備付資料) の結果に基づき自己点検・評価を行い、授業改善につなげている。

各学科と事務局が連携し、高校訪問を行い、入試に関する情報伝達に加え、パンフレットやチラシ等を用いて本学の活動内容を伝えるとともに、高等学校からの要望等を聴く機会としている。聴取した高等学校の先生方からの要望等も報告書(備付資料)に記載し、学長や事務長、学科長、入試委員会等、関係者で共有している。さらに毎年 6 月に行われる高校進路担当者説明会においても高等学校関係者への意見聴取を行っている。令和元年度から実施しているものの、令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、開催することができず、意見聴取のためのアンケートを実施することができなかった。令和 4 年度は高校進路担当者説明会での集合調査、それが中止となった場合は郵送調査等の方法により、本学の入学者受け入れ方針 (AP) 等について高等学校関係者から意見を聴取する機会を設ける予定である。

毎年、自己点検・評価報告書を作成するなかで教育研究活動や経営・運営等に関する課題を把握し、改善計画につなげている。例えば、令和 2 年度の自己点検・評価報告書で Wi-Fi 環境の拡大の必要性が指摘されたことを受け、令和 3 年度にはキャンパス全域を対象とした Wi-Fi 環境の整備を図り、学生および教職員の利便性向上につなげた。一方、令和 2 年度に実施した自己点検・評価アンケートの結果、アプリを用いた課題配信やオンライン授業に向けての環境整備が課題であることが明らかとなった。そこで令和 3 年度は FD 委員会が中心となり、各学科で Microsoft Teams を用いた課題配信や課題提出等の方法を学ぶ FD 研修を企画・実施した。その結果、新型コロナウイルス感染拡大で対面授業が不可能となった際も教員は Microsoft Teams を活用し、学生の自宅学習をサポートすることができた。また、各教員は学生による授業評価アンケート (VOICE) に基づき、その結果をどのようにとらえ、どのように担当授業の改善を行うのかをシートに記載し、授業改善につなげている (備付資料：授業評価)。

このほか、自己点検・評価活動を行う際の視点・知識・技術を含めた教職員の資質向上を図るため、FD・SD 活動の充実に努め、改革・改善につなげている。これまで外部講師による学習成果とそれに関連するアセスメント手法に関する研修会や教育の質保証と授業改善に関する研修会等が開催され、自己点検・評価活動や教育研究等に活用されている。令和 3 年度は、前述した Teams の活用方法を学ぶ学科別の研修に加え、

最新の法改正情報を把握するとともに多様な学生支援に活かすべく、令和3年5月に成立した改正障害者差別解消法における合理的配慮をテーマとした研修会が行われた。

■過去7年間のFD・SD研修会の実施状況

実施年度	内容等
平成27年度	<p>■学外研修 講演会 演題：「ループリック評価スタートアップー評価の原則から組織での活用まで」 講師：高知大学地域協働学部講師 俣野秀典 氏 日時：平成27年9月14日 13：30～16：30 場所：松本大学 5号館 513教室</p> <p>■FD・SD活動報告会 「保育・教職実践演習（幼稚園）の取り組みと課題」 幼児保育学科 准教授 石毛久美子 「介護福祉士養成の方向性ー内的企業家精神教育」 介護福祉学科 学科長・教授 木村久枝 「新カリキュラムでのカリキュラムマップの検討」 看護学科 助教 嶋崎昌子 「学生相談室の取り組みについて」 事務局 萩原美恵子 日時：平成28年3月16日 9：30～12：00 場所：401教室</p>
平成28年度	<p>■認証（第三者）評価に向けての研修 講演会 演題：「外部評価の目的と教職員の取り組みについて」 講師：松本大学松商短期大学部教授 浜崎 央 氏 日時：平成28年9月14日 14：30～15：30 場所：401教室</p> <p>■認証（第三者）評価に向けての研修 講演会 演題：「外部評価の目的と教職員の取り組みについて」 講師：清泉女学院短期大学副学長 西山 薫 氏 日時：平成29年2月22日 10：00～11：00 場所：401教室</p>
平成29年度	<p>■講演会 演題：「今時大学生の学生支援と評価について」 講師：明星大学心理学部教授 黒岩 誠 氏 日時：平成29年8月31日 13：30～15：30 場所：401教室</p> <p>■FD活動報告会と講演会 <FD活動報告会> 幼児保育学科 助教 保高一仁 介護福祉学科 教授 丸山順子 看護学科 助教 清沢京子 助教 嶋崎昌子 助教 奥原香織 教授 山下恵子 助教 山下照美 FD委員会</p> <p><講演会> 演題：「補助金について学ぼう」 講師：松本大学事務局長 柴田幸一 氏 日時：平成30年3月20日 場所：401教室</p>

<p>平成 30 年度</p>	<p>■講演会 演題：「外部研究資金獲得の意義と実践課程」 講師：松本大学健康科学研究科長 山田一哉 氏 日程：平成 30 年 9 月 5 日 場所：401 教室</p> <p>■FD 活動報告会 介護福祉学科 「地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と課題」 「笹賀地区と松本短期大学の連携」教授 合津千香 看護学科 「実習ポートフォリオの活用」助教 畔上一代 FD 委員会 「学習行動及び学生生活調査報告」教授 百瀬ちどり 日程：平成 31 年 3 月 20 日 場所：401 教室</p>
<p>令和元年度</p>	<p>■講演会 演題：「自主的に学ぶ分かりやすい授業を考える一難しいことが学生に伝わるために」 講師：松本大学健康科学部健康栄養科長 木藤伸夫 氏 日程：令和元年 9 月 4 日 場所：401 教室</p>
<p>令和 2 年度</p>	<p>■自己学習教材（動画）の提供 関西地区 FD 連絡協議会の YouTube 動画“大学の授業を極める”シリーズ(1) 講義法 Chap. 1～4、(2)アクティブラーニング Chap. 1～4、(3)授業設定 Chap. 1～4 の計 12 本を提示し、教員個々の関心事項に沿って視聴し、報告書を作成して提出 令和 2 年 1 月中に各自で学習</p>
<p>令和 3 年度</p>	<p>■学科別研修会 共通の研修テーマ：Teams の活用方法について学ぶ 研修への参加：各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。 <実施状況> 【幼児保育学科】 (第 1 回) テーマ：Teams の基本的操作（送受信を中心に） ※基本的事項について、一斉説明で行う 講 師：事務局 山本主任 日時：6 月 30 日（水）16：00～16：50 場所：401 教室 (第 2 回) テーマ：Teams での Web 会議のやり方と実際 ※実際に Web カメラを利用して各研究室から会議を行う 講 師：事務局 山本主任 日時：7 月 14 日（水）16：00～16：50 場所：各教員の研究室及び事務室をつなぐ</p> <p>【介護福祉学科】 テーマ：Teams でのビデオ会議について学ぶ 講 師：事務局 山本主任 日時：7 月 5 日（月）16：20～17：00 場所：207 教室</p>

	<p>■FD/SD 委員会主催 合同研修会 演題：障害者差別解消法改正が意味するもの 講師：松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授) 尻無浜 博幸 氏 日時：令和3年9月22日（水）13：00～14：30 場所：401 教室</p>
--	--

[区分 基準 I—C—2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I—C—2 の現状>

<区分 基準 I—C—2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、様々な評価方法により総合的に判断している。大きくは下記の6つに分けられる。

1) 各授業科目の成績評価、GPA

学習成果のアセスメントの基本は各授業科目の成績評価である。本学のディプロマ・ポリシーに基づく各授業科目の到達目標はシラバスや履修要項のカリキュラムマップに示されている（提出資料）。各学期末には、各学科で、それぞれの学生の GPA を共有し、学習支援の必要な学生に対しては、ゼミ及びチューターが、対象の学生のニーズに合わせて学習支援を行っている。

2) 学位（短期大学士）取得状況、各専門領域を活かした資格・免許の取得状況

幼児保育学科と介護福祉学科は2年間、看護学科は3年間の学習成果に基づく学位取得率は、学習成果の評価の基本であると考えられる。また、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格を取得して介護福祉士、看護学科では看護師国家試験受験資格を取得して看護師をそれぞれ目指している。幼児保育学科では卒業と同時に保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得する。これらの資格取得状況も学習成果を図る指標となっている。

3) 各種アンケート調査の分析

学生へのアンケート調査は各種行われており、在学中には各学期末で実施している「学生による授業評価アンケート」（備付資料）、在学生への「学習成果および学生支援の満足度に関する調査」（備付資料）、さらに卒業生に対し「卒業生アンケート調査」（備付資料）等がある。「学生による授業評価アンケート」では、学生自らが授業態度等を振り返る項目と、満足度等を測定する項目に分かれており、この結果によって、科目担当教員が学生の到達度を理解し、授業改善に活かしている。

また、「卒業時アンケート」および「学生による授業評価アンケート」は、各委員会の会議で検討されるとともに、拡大教授会等で報告し、情報を共有している。

4) 各種専門領域を活かしたコンテスト結果や地域貢献活動の評価

介護福祉学科では、学習成果として、介護福祉を学ぶ学生や介護現場で働く介護職が専門的知識・技術を競う「長野県介護技術コンテスト」(ケアコン)に参加し、「最優秀賞」「優秀賞」のダブル受賞など高い評価を受けている。また、「地域貢献」の一貫として、コロナ禍においては地域や家庭で学ぶことができる内容を記載した「まつたん瓦版」などを発行し、高い評価を受けている。また、各学科においても、地域と連携した地域貢献活動を実施しており、授業科目を超えた学習成果として評価している。

5) 卒業研究や学外実習の成果

幼児保育学科の卒業研究は、2年間で学んだ専門性に基づく総合的知識・技能を結集したものとなっているため、学習成果を測る大切な指標となっている。また、学外実習では、実習先からの評価を得ている。学外実習の概要を示すと、幼児保育学科では「教育実習(幼稚園)」「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」「保育実習Ⅱ(保育所)」「保育実習Ⅲ(施設)」である。介護福祉学科では「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」、看護学科では「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「精神看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「在宅看護論実習」「統合実習」が位置づけられている。これらの実習の評価は、外部評価としての側面も持っている。

6) 各学科による評価の仕組み

幼児保育学科では、卒業学年開講の「保育・教職実践演習」に向けて、教職指定科目に限り、「教職履修カルテ」(備付資料)により、ゼミ担任が学生の履修履歴を確認し、指導している。介護福祉学科では学習成果を質的または量的に測定する評価シート等(備付資料)を活用している。具体的にはディプロマ・ポリシー(DP)の5項目全体に対しては介護実習評価表、1の「豊かな感性」等に対しては各種プレゼンテーション評価表、2の「専門的知識と技術」等に対しては生活支援技術評価表と国家試験模擬試験自己採点シートと国家試験模擬試験結果一覧表、3の「介護過程の展開」等に対しては介護過程評価表、4の「問題意識」「課題について探求」等に対しては介護福祉研究発表会評価表、5の「地域交流」等に対しては各種プレゼンテーション評価表を作成し、複数の指標で学習成果を測定する仕組みを整えている。看護学科では、各論実習でポートフォリオ(備付資料)を活用しており、学習成果を学生自身と全実習担当教員が把握できるようになっている。このポートフォリオに基づき、各実習終了時には個人面談を行い、自己の課題等を明らかにし、次の実習につなげられるようにしている。

また、教育の向上・充実のためのPDCAは、次のように実施している。

Plan	各学科のディプロマ・ポリシーに定められた学習成果に基づき、シラバスにカリキュラムマップを掲載している。カリキュラムについては、学科会や教育課程委員会の場合を中心に検討を重ねている。シラバスの記載方法については、教育課程委員会を中心に見直しが行われている
Do	学科会や教育課程委員会等で検討されたカリキュラムマップに基づき、各授業を展開している。シラバスに記載された事項に基づき授業や実習が実施されるほか、資格取得に向けた補習や個別指導にも取り組んでいる。
Check	学生による授業評価アンケート(VOICE)では5段階の選択肢に加え、自由記述も設けている。これにより、各授業科目の担当教員は全体的な評価だけでなく、学生個々の意見も踏まえて自己点検・評価を行うようにしている

	ている。このように「学生による授業評価アンケート (VOICE)」による自己点検・評価は教育の向上・充実に寄与しているといえる。
Action	卒業生へのアンケートや在学生への満足度調査の結果等を分析し、今後のカリキュラムの検討や授業改善、学生指導等につなげていく必要がある。特に調査結果に基づいたFD研修会を開催する等、調査結果をいかに活用するかが重要となってくる。また、授業改善に特化した検討会や勉強会の推進も必要といえる。なお、関係法令や資格・免許取得の規則等を注視し、それらに変更・改正があった場合は、速やかに学則変更や教育課程の見直し等が行えるようにしておくことも重要である。

<テーマ 基準 I—C 内部質保証の課題>

内部質保証の課題として3点挙げられる。1点目は、多様な視点から自己点検・評価活動を推進していくためにも、自己点検・評価に関する部署横断的な議論の機会を増やす必要性である。各学科、各委員会等での自己点検・評価活動は活発化しつつあるものの、部署横断的な全体の場合での自己点検・評価に関する議論は限られている。拡大教授会やFD研修会等を積極的に活用し、改革・改善に向けた議論を深める機会を増やしていくことが求められる。

2点目は、内部質保証に資する研修会の充実を図るとともに、研修参加率を向上させることである。自己点検・評価アンケートの回答率が約90%であることから自己点検・評価活動の重要性については教職員一人ひとりが意識しているといえる。一方、FD研修会への平均参加率は80%前後で推移しているため、さらに参加率を向上させるため、研修日時の調整を図りつつ、学習成果のアセスメント手法やオンライン授業の方法等、実用的な内容を積極的にとりあげていく必要がある。

3点目は、内部質保証の一環として学習成果の可視化を大学組織としてどのように整理・強化し、位置づけていくかを検討することである。すでにGPAや学生による授業評価、学習成果および学生支援の満足度に関するアンケートの結果、各学科・科目による独自の評価方法等で学習成果を測定しているものの、それらのアセスメント手法が大学組織として整理されているとはいえない。今後、各学科・科目等で行われている学習成果のアセスメント手法を大学組織としてどのように整理していくのか、アセスメント・ポリシー(学習成果の評価に関する方針)を定めることも含めて検討していく必要がある。

いずれにしても、今後も全教職員の自己点検・評価活動への関与・参画方法をさらに検討しつつ、その達成度を上げていくことが求められる。

<テーマ 基準 I—C 内部質保証の特記事項>

なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

1) 前回（平成 29 年度）の認証評価で指摘された向上・充実のための課題

学科の学習成果を質的・量的に測定するためには、各学科が定めた卒業認定・学位授与方針の複数の個々の内容に対応して測定する必要があるが、GPA で一括して測定しようとしている。各学科が定めた複数の「到達目標」は GPA という単一の指標で、そのまま測定することは不可能で、工夫が必要である。

2) これまでの改善計画とその実施状況

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、GPA や科目ごとの成績評価にとどまらず、学習成果を質的・量的に測定するために履修カルテを活用することにした。履修カルテについては定期的に記載内容の修正を行って充実を図り、学生には履修カルテの意義・目的等を丁寧に説明した上で、その記載を義務付けることを指導している。履修カルテはこれまでも既成のものがあったが、学生の記述する内容を更に詳細にし、成績記載、実習に関すること、自主的な学習活動（ボランティア活動を含む）、教職実践演習の担当教員のコメントが記入できる欄を設けた（提出資料）。記入時期については、2 年間の成果経緯が学生自身も可視化できるように、2 年生前期オリエンテーションに 1 年次のカルテ記入、2 年生後期オリエンテーションに 2 年次前期のカルテ記入を行っている。2 年生後期については、成績記入はできないものの、後期保育教職実践演習の最後の授業に記入を行い、記入する際には、学生に到達目標に対して、学習成果があったか否かという点も明記するように説明を行い、学生自身が各教科に対して学習成果の判断ができる環境も整えている。一方、履修カルテを返却してしまうと紛失してしまう学生や履修カルテの記入の際、学習成果を意識しない学生がいる等、新たな課題も見出された。

【介護福祉学科】

介護福祉学科では、ディプロマ・ポリシー（DP）の達成に向けて、GPA や科目ごとの成績評価に加え、以下の表のとおり、学習成果を質的または量的に測定する評価シート等（備付資料）を活用している。具体的には DP の 5 項目全体に対しては介護実習評価表、1 の「豊かな感性」等に対しては各種プレゼンテーション評価表、2 の「専門的知識と技術」等に対しては生活支援技術評価表と国家試験模擬試験自己採点シートと国家試験模擬試験結果一覧表、3 の「介護過程の展開」等に対しては介護過程評価表、4 の「問題意識」「課題について探求」等に対しては介護福祉研究発表会評価表、5 の「地域交流」等に対しては各種プレゼンテーション評価表を作成し、複数の指標で学習成果を測定する仕組みを整えている。

例えば、各種プレゼンテーション評価表は、1 年次の場合、学生が調査して作成した課題レポートや郷土食の内容をパワーポイントで発表する際に用いる。その際は、介護福祉学科の全教員が評価者として参加し、表現力や発表態度等について段階的な評価を実施している。評価項目と全教員が評価することを事前に学生に伝えることで、発表前に教員の指導を何回も受ける、仲間とともに発表練習を繰り返す等、学生のモチベーション向上につながり、ひいてはそれが学生同士の信頼関係形成の一助にもな

っている。

生活支援技術評価表は、生活支援技術の授業の中で行われるベッドメイキングや移乗・移動介護、排泄介護、衣服の着脱介護等の実技試験で用いる。具体的には各実技試験の内容に応じて「説明と同意」「体調確認」「ボディメカニクスの活用」等を設定し、それぞれの項目別に段階的な評価を実施している。その結果は、生活支援技術の科目評価のみに活用するのではなく、学科会で報告される等、全教員が学生個々の生活支援技術の習得度について共有する体制としている。介護福祉士を目指す学生にとって生活支援技術は中核ともいえる科目であるため、評価が低い学生に対しては教員がマンツーマンで個別指導を行い、専門的な知識・技術の担保を図っている。

国家試験模擬試験自己採点シートは、2年次に年間7回以上実施する介護福祉士国家試験模擬試験の結果を学生が自ら記入する際に用いる。自分自身の能力の現状把握に加え、得意な試験科目と苦手な試験科目の認識につながり、苦手科目の学習の必要性への意識を高めることができる。一方、国家試験模擬試験結果一覧表は、教員側も学生自身の状況を把握できるよう、模擬試験ごとに学生個々の結果を科目別に得点と正答率を記したデータベースである。各模擬試験が終了した後、その結果を国家試験担当教員が入力し、速やかに全教員に情報提供し、得点が伸び悩んでいる学生を早期に把握し、補習や個別指導、個別面談につなげている。

介護過程評価表は、事例に基づく介護過程の展開をロールプレイングで発表する際に用いられる。具体的には「情報収集」「生活課題」「介護計画」等を設定し、それぞれの項目別に段階的な評価を実施している。事前に介護過程評価表の内容を学生に提示・説明し、介護過程の展開で何が求められているのか、何が期待されているのかを学生自身が意識できるように工夫している。また、ロールプレイングの発表会には複数の教員が参加し、改善点も含めて講評を伝える場を設定している。こうした体制のもと、令和3年度には介護福祉を学ぶ学生や介護現場で働く介護職が専門的知識・技術を競う「長野県介護技術コンテスト」(ケアコン)において、松本短期大学介護福祉学科Aチームが「最優秀賞」、同Bチームが「優秀賞」を受賞した。このダブル受賞も学習成果の1つとして重要視されるべきである。

介護研究発表会評価表は、他の大学・短期大学では卒業論文発表会に該当する介護福祉研究発表会で用いられる。具体的には学生個々が介護実習での学びを援用した事例研究等の成果を発表し、それに対して「テーマ」「結果」「考察」等の項目ごとに全教員が段階的な評価を実施している。そして発表会後の学科会で評価表に基づき教員間の差の調整を図り、最終的に学生個々の発表成績を確定している。こうした取り組みにより、恣意的な評価が避けられ、評価の客観性を高める結果につながっている。

介護実習評価表には、実習ごとに介護導入実習評価表、介護基礎実習評価表、地域介護実習評価表、個別援助実習評価表、介護総合実習評価表がある。各実習終了後、それぞれの項目に対して実習指導者と教員がそれぞれ段階別に評価している。介護実習は学生が学んだ知識・技術・態度を統合させる場であり、全養成時間(1850時間)の約4分の1にあたる450時間を占める等、質量ともに重要となっている。実習ごとにその内容に若干の違いはあるものの、介護実習評価表は、DPの5項目に対して横断的な評価が可能である。評価が低かった学生に対しては、その度合いに応じて再実習、補習実習、学内での補習を課し、コミュニケーション力や専門知識・技術、介護過程の実践、多職種連携等の力量形成を図っている。

以上のように介護福祉学科では GPA のみで学習成果を測定するのではなく、DP の達成に向けて複数の評価指標を用いる等、多面的な評価となる工夫を施している。その際、学科会で評価表について検討したり、評価結果を共有したりする機会を設け、学生個人の習得状況や課題を把握し、DP 達成に向けた学修支援を図っている。

■ 介護福祉学科 DP の達成に向けた学習成果の多面的な評価

介護福祉学科 DP		DP に対応した評価指標	
1	温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。	各種プレゼンテーション評価表	
2	介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。	生活支援技術評価表	
		国家試験模擬試験自己採点シート 国家試験模擬試験結果一覧表	
3	根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。	介護過程評価表	
4	常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。	介護福祉研究発表会評価表	
5	介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できている。	各種プレゼンテーション評価表	

介護
実習
評価表

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【幼児保育学科】

学生への履修カルテ返却の際、履修カルテを紛失してしまった学生がいたので、紛失対応のため、保管方法として教員が保管する予定である。また教科によっては、学習成果を意識しない学生がいるので、授業の中でも成果が可視化できる授業内容を教員に促していく予定ある。

【介護福祉学科】

令和 3 年度から本学においても介護福祉士養成教育の新カリキュラムがスタートしている。この新カリキュラムの導入に伴い、令和 5 年 1 月 29 日実施予定の第 35 回介護福祉士国家試験から新たな出題基準に切り替わる。こうした変化に対応するため、学生が身につけるべき学習成果について検討し、それに伴う評価シート等の修正・追加等が課題として挙げられる。

また、幼児保育学科ですでに活用されている「履修カルテ」、あるいは他の大学等で取り入れられているポートフォリオについて、介護福祉学科でも導入すべきか、導入

するとすればどのような形とするか等についても検討していきたいと考えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「教育課程・学生生活ガイド」

「シラバス」

「学生募集要項」

「松本短大入試ガイド」

「松本短期大学パンフレット」

「高校進路指導担当者へのアンケート」 等

[区分 基準Ⅱ—A—1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針（DP）を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ—A—1 の現状>

カリキュラム構造として、松本短期大学の建学の精神、3 学科共通の教育理念・3 学科共通の教育目標とケアスペシャリスト育成の 5 つの柱から、各学科の教育目標が位置づけられている。

<3 学科共通の教育理念>

1. 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成
2. 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

<3 学科共通の教育目標>

1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
2. ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

- 「ひとの命と健康を考える」
- 「ひとの可能性を考える」
- 「ひとの生活を考える」
- 「ひとの権利を考える」
- 「学修の基礎力を培う」

<幼児保育学科の教育目標>

1. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
2. ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
3. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
4. 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科の教育目標>

1. 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
2. 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
3. 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

<看護学科の教育目標>

1. 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用力を養う。
2. 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を育成する。
3. 看護専門職者としての意識・責任感・倫理観を育成する。
4. 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を養う。
5. 国家試験に合格する看護の知識と技術を育成する。

各学科では、卒業認定・学位授与の方針（DP）を以下のように定めている。

<幼児保育学科：卒業認定・学位授与の方針（DP）>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。
5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につけている。
8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

<介護福祉学科：卒業認定・学位授与の方針（DP）>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。
2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できている。

<看護学科：卒業認定・学位授与の方針（DP）>

本学科に3年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解する教養を身に付けている。
2. 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護実践能力を身に付けている。
3. 看護の本質を学び、自己の看護観を持っている。
4. 学修を通して、状況に応じた人間関係を築く姿勢を身に付けている。
5. 自己成長のための努力をする態度を身に付けている。
6. 地域の特性を理解し看護に反映することができる。

本学における「学習成果」とは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）に示された能力のことである。本学の卒業を認定された者について、卒業認定・学位授与の方針（DP）に則り、「短期大学士」の学位が授与され、修めた課程ごとに専門分野が付記される。つまり、幼児保育学科は短期大学士（教育学）、介護福祉学科は短期大学士（介護福祉学）、看護学科は短期大学士（看護学）となる（提出資料）。このことは、各学科の学習成果に到達したとして、それぞれの学位が授与されることを示している。

入学時に全員に配布して説明を行う「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）には、建学の精神と教育の理念・教育目標、松本短期大学学則や各学科の卒業認定・学位授与の方針（DP）が記載され、卒業・資格取得要件を明確化している。幼児保育学科では62単位以上取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、保育士国家資格と幼稚園教諭二種免許状を卒業時に取得することができる。介護福祉学科では68単位以上取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。看護学科では104単位以上取得することを卒業要件とし、同時に看護師国家試験受験資格を取得できる。これら本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、各所管庁に認可を受けていること、国家資格の取得につながることで、社会的ニーズ（子どもや保育者への支援、根拠に基づく介護や利用者への自立支援、健康・発達段階に応じた看護や地域特性を理解した看護等）に対応した内容であることから、社会的に通用性があるといえる。卒業認定・学位授与の方針（DP）については、学則に規定されている（提出資料）。

成績評価の基準は学則第25条（提出資料）に明確に示しており、単位取得の認定として学則第21条（提出資料）及び「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）の「VII. 履修の手引き 5. 単位取得の認定」において成績は100点を満点とし60点を合格、60点に満たない場合は不合格としている。これに伴う各科目の評価基準（定期試験、課題提出等）は「シラバス」（提出資料）に記載してある。成績の表示については100点～90点を「秀」、89点～80点を「優」、79点～70点を「良」、69点～60点を「可」、60点未満を「不可」としており、学則第25条2に示す不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができるとしている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針（DP）は、「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）によって学内に表明されており、学外には基本方針（3つのポリシー）の1つとし

てホームページ（提出資料）によって公表されている。

これらの内容に関しては、各学科や教育課程委員会が中心となって毎年検討しており、見直し等の必要がある場合には学長に報告し、教授会で審議した上で理事長を通して理事会に報告している。

[区分 基準Ⅱ—A—2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針（CP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針（CP）に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準に則り体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ—A—2 の現状>

カリキュラム構造として、松本短期大学の建学の精神、3学科共通の教育理念・3学科共通の教育目標とケアスペシャリスト育成の5つの柱から、各学科の教育目標が位置づけられている。

<3 学科共通の教育目標>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成2. ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成 |
|---|

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

- 「ひとの命と健康を考える」
- 「ひとの可能性を考える」
- 「ひとの生活を考える」
- 「ひとの権利を考える」
- 「学修の基礎力を培う」

幼児保育学科の教養基礎科目、介護福祉学科の全科目、看護学科の看護関連科学は5つの柱から構成されている。この5つの柱は、個別学問の枠組みにとらわれない領域横断的であり、学生の主体的学習の契機となり、また、学習意欲を高めるために、生活感覚に密着した課題・内容を含むものとなっている（提出資料）。

各学科の教育目標や卒業認定・学位授与の方針（DP）に基づき、教育課程編成・実施の方針（CP）を以下のように定めている（提出資料）。

<幼児保育学科：教育課程編成・実施の方針（CP）>

授業科目は、教養基礎科目と専門科目があり、これを2年間に配当している。

1. 教養基礎科目は、本学の目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点から、3学科共通の教養基礎科目の枠組みに基づき編成している。
2. 専門科目は、「教科に関する専門科目」と「教職に関する専門科目」から構成されている。これらの科目を、「保育の基礎」「子どもの成長と発達」「感性を高める想像力と創造力」「児童家庭福祉」「保護者支援」「保育実践力」「教養研究」「自己形成」の各分野から配置している。

<介護福祉学科：教育課程編成・実施の方針（CP）>

授業科目は、教養科目、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアがあり、これらを年間に配当している。教養科目は、専門職としての価値・知識・技術を持ち、成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。豊かな人間性を育むため、短期大学での学び方の基礎を身につけ、進路選択・進路設計を考えることを中心とする。人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアは、介護福祉士国家試験受験資格に関わる科目である。

○ 「5つの到達目標」に関連する科目構成と達成するための工夫

1. 介護福祉士の仕事は人間を対象とする。なかでも高齢者や障がい者と接する機会が多い仕事であるため、尊厳を守るといった価値・対人援助に関する知識・技術が必要である。したがって、社会の中での人間を捉え、人との関わり方を重視し、自己の感性を高めていくとともに、相手の立場に立って考える力や信頼関係の構築に役立つ科目構成としている。
2. 幅広い視野に立つためには、介護や福祉の理念や生活に関連する法律についての知識も必要になる。また、単なる知識の修得にとどまらないよう、領域「人間と社会」の中の社会の理解に関する科目を多く設定し、実際の社会問題に関するディスカッション

ョンを通じ、介護福祉士として対象者の尊厳と権利を守ることができる科目構成としている。

3. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域から得られた知識・技術を統合し、アセスメント能力を高め実践力をつけることが必要である。生活支援技術では、生活の質を向上する根拠をもった基礎的な技術から、人生の質の向上するための支援まで、幅広い視野に立った介護過程の展開ができるように、介護実習で実践力を養う構成としている。
4. 地域に開かれ地域に密着した教育をしていくために、学生が地域から学び、地域での活動の輪を広げて実践できるような科目構成としている。また、地域において介護実践力を高められるよう、多職種との連携・地域の理解を複数の科目と介護実習で段階的に学んでいく横断的な構成としている。
5. 介護実践能力を高めるとともに、研究的な能力を育成するために、介護現場で学んできたことを振り返り、まとめていくことを大切にしている。介護実習終了後には、実習のまとめを行うとともに、2年次には介護福祉研究に取り組み、その成果を発表している。

<看護学科・教育課程編成・実施の方針（CP）>

教育目標およびディプロマ・ポリシー（DP）および看護師養成所指定規則に則り以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

1. ケアスペシャリストとしての人間性の育成のために、「ひとの命と健康を考える」、「ひとの可能性を考える」、「ひとの権利を考える」、「ひとの生活を考える」、「学修の基礎力を培う」に基づく看護関連科学の科目を配置する。
2. 看護のケアスペシャリストとして、看護実践に必要な知識・技術を身につけるための看護専門科目を配置する。
3. さらに（1）（2）の科目を統合・発展し実践する分野として看護専門科学に統合分野を配置する。
4. 地域の保健医療福祉および教育に貢献できる人材育成のために、3学科共通の地域志向科目を配置する。
5. 看護師国家試験合格に向けた知識と活用力を強化する。

幼児保育学科の教育課程は教養基礎科目と専門科目に分けられ、専門科目は「教科に関する専門科目」と「教職に関する専門科目」から成り立っており、この他に研究演習がある（平成23年度～平成30年度）。令和元年度からは再課程認定により、授業科目区分が「教養基礎科目」「専門教育科目」「研究演習」から構成されている。介護福祉学科の教育課程は「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」によって構成されている。看護学科の教育課程は、看護関連科学と看護専門科目によって構成されており、看護専門科目は「基礎分野Ⅰ」「基礎分野Ⅱ」及び「統合分野」としている（提出資料：教育課程・学生生活ガイド、シラバス）。

これらの教育課程は、各免許・資格取得のための教育課程と連結し、それを包含する場合もある。免許・資格の取得そのものは、卒業認定・学位授与の方針（DP）とは独立したものであるが、免許・資格取得に必要な諸科目は、卒業認定・学位授与の方針（DP）

に示された諸能力を獲得するための科目であり、その方針に対応したものとなっている。

全学科の教育課程は、学習成果の修得に向けて体系的に編成し、同時にそれを学生が計画的に学べるように、カリキュラムマップで科目と DP との関係を示す等（提出資料）、学習成果の可視化を図っている。それらの関係性については、入学オリエンテーション時に加え、授業初回時等で説明を行っている。なお、幼児保育学科では、科目間の連携強化を図るため、科目の年次配置について、その組み合わせの検討等を行っている。

また、各学科、卒業要件として修得すべき単位数を定めて学則やシラバス等に明記している。CAP 制については教育課程・学生生活ガイドやシラバスに明記し、前期・後期のオリエンテーション時に学生に説明を行っている。

成績評価については、学則第 21～25 条（提出資料）に単位修得の認定、試験等の時期、試験等の受験資格、学修の評価及び再試験として基準を設け、厳格に行っている。また、科目ごと「教科目No.」「教科目名」「単位数」「時間数」「必修・選択別」「授業形態」「開講年次」「開講時期」「担当教員」「実務経験と授業科目との関連性」「講義目的」「到達目標」「授業回数」「授業日の主題」「授業概要」「事前・事後学修」「DP との関連性」「学修方法」「テキスト」「参考書」「教員からのメッセージ」「成績評価方法」「オフィスアワー」等をシラバスで示している（提出資料）。これらの内容については、学生に対して初回授業時等に説明して明確化を図り、効果的な教育が展開できるよう工夫している。平成 30 年度からは学修支援体制をより整えるため、シラバスに「オフィスアワー」の欄を設けている。

卒業時に得られる資格及びその受験資格に加え、昨今の多様な社会的ニーズに応えられるよう、その他の資格も求められている。そこで幼児保育学科では、授業内容の変更に伴い、幼児体育指導者検定、日本歌唱指導者検定の資格取得をすすめている（提出資料）。介護福祉学科では「福祉住環境コーディネーター2級・3級」「介護口腔ケア推進士」、看護学科では「救命技能認定」の資格に結びつく内容を授業で扱い、その取得支援を行っている。さらに3学科とも「社会福祉主事任用資格」を取得できる。

各学科では、設置基準に基づき、必要な資格・業績を有する教員を配置している。授業を担当する教員配置に関しては、専任教員だけでなく、非常勤講師や特別講師、非常勤実習助手等を配置することにより、学科ごと各教員の専門性が教育課程の担当科目に反映されている。令和元年度シラバスより、各教科担当の「実務経験と授業科目との関連性」の欄を新たに設け、どのような実務経験を持つ教員が、その実務経験を生かして、どのような教育を行っているのかについて明確にしている。

教育課程の定期的な見直しは、教育の効果を高めることや学生の実態を考慮しながら、教育課程委員会を中心に各学科で行っている。幼児保育学科では令和元年度から始まった新カリキュラムでの授業がスタートしている。介護福祉学科では、令和3年度から新カリキュラムが導入された。新カリキュラム導入に向けては、令和元年9月より教育課程委員会を中心に学科会で検討を重ねてきた。新カリキュラムでは、短期大学での学修の基礎を養って自分自身の将来を考えていく教養科目、介護福祉士国家資格取得に向けた専門科目（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）を明確に分けている。学生が各科目の内容をイメージしやすく、また学習のモチベーションを保持しやすくするため、科目名を国家試験の科目名と一致させた。このほか、こ

れまでの選択科目を精査し、学生にとってより重要となるものを選択科目として設定した。今後は、新しく設定した教養科目の効果測定と内容の更なる検討が必要である。

幼児保育学科と介護福祉学科は、卒業要件と資格取得要件が別となっており、なかには資格取得を選択しない学生、あるいは資格取得をできない学生もいる。看護学科は、単位取得認定の合格基準を満たすことができない学生もいるが、留年生はやや減少傾向にあり、令和2年度は数名にとどまった。

ケアスペシャリストの育成という3学科共通の理念より、退学することなく、他学科での資格取得の道が開かれるようにするため、学則第14条に基づき、平成29年度からは他学科への転科が可能となっている（提出資料：転科に関する申し合わせ）。特に看護学科から介護福祉学科に転科する学生が増える等、退学を回避し、新たな学科での修学を通して国家資格取得を目指せる体制が整っている。また、将来、ケアスペシャリストとして多職種協働を推進していく意味でも、学生時代から学科合同授業等を展開していくことは重要であり、そのための教育課程の検討・工夫が必要となる。

本学では通信課程を設けていない。ただし、介護福祉学科では介護福祉士実務者研修の一環としてスクーリングを受託し実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るための緊急事態宣言の発動に伴い、Microsoft 365（旧 Office 365）が導入され、遠隔授業を実施した時期もあった。例えば、介護福祉学科では4～5月、1月に自宅学習となり、授業日程の変更、Teamsによる課題配信と対面授業での補講によって自宅学習期間の学習保障を行った。特に介護福祉学科2年生は、令和4年1月30日に介護福祉士国家試験を控えていたため、集団感染の回避を目的に、同年1月11日より自宅学習に移行しつつ、必要に応じて分散登校による国家試験に向けての授業とその支援を行った。

Wi-Fiの環境整備も図られつつあり、次年度に向かい遠隔授業の強化を図っている。

このようにTeamsによる授業配信を行うこともできた一方、学生を対象とした通信環境に関する調査結果からは、通信環境に学生個々の差がみられ、経済的事情も相まって授業配信による遠隔授業を十分に受けることができない学生の存在も判明した。3学科ともにTeamsを活用する上での課題を明らかにし、今後も円滑な運用を推進していく必要がある。

【区分 基準Ⅱ—A—3 教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ—A—3の現状>

教養を培う科目は、「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」というケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき各学科で構成しており、一部学科合同の授業もある。以下、各学科における教養を培う主な科目を示しておく（提出資料：教育課程・学生生活ガイド、シラバス）。

■ 幼児保育学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	生命倫理、健康と運動Ⅰ、健康と運動Ⅱ
ひとの可能性を考える	こころの科学
ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ、地域交流実践
ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法
学修の基礎力を培う	英語表現、情報処理演習、暮らしの中の数学、キャリア形成Ⅰ

■ 介護福祉学科の教養を培う主な科目

○令和2年度入学生：旧カリキュラム

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	いのちと健康
ひとの可能性を考える	手話、福祉住環境論、アクティビティ・サービス論
ひとの生活を考える	生活交流演習、地域ボランティア演習（新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度は未開講）
ひとの権利を考える	人間の尊厳と自立
学修の基礎力を培う	介護特別講座Ⅱ

○令和3年度入学生：新カリキュラム（令和3年度～）

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	※専門科目で対応
ひとの可能性を考える	※専門科目で対応
ひとの生活を考える	地域生活と文化
ひとの権利を考える	※専門科目で対応
学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ、初年度教育Ⅱ、キャリアデザイン入門 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ、キャリアデザインⅢ

■ 看護学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	健康と運動、生化学、化学の基礎、栄養学
ひとの可能性を考える	言葉と表現、感性を高める表現、ストレスと癒し
ひとの生活を考える	生活科学、家族論、接遇、地域ボランティア演習
ひとの権利を考える	法学、市民社会と生活、人権と福祉
学修の基礎力を培う	英語Ⅰ、英語Ⅱ、情報システム論、プレゼンテーション技法

教養教育と専門教育との関連については、3学科とも国家資格(保育士、介護福祉士、看護師)の取得を目指すため、教養科目から専門科目に接続する場合もあれば、教養科目と専門科目が1年次から並行して進み、相互補完的な役割を果たす場合もある。

介護福祉学科では1年次に「ストレスと癒し」、「地域ボランティア演習」等を開講し、1年次から他学科と交流する機会をつくっている。また、2年次前期には「アクティビティ・サービス論」や「福祉住環境論」等を開講し、前期終了後に行われる介護総合実習の中で学んだ知識が活かせるようにしている。現在、読む・書くなどの国語能力が不十分な学生が、専門教育に進んだ時に躓く場合が散見される。そこで令和3年度からスタートした新しい教育課程では、教養科目に国語能力の充実を目的とした学修の基礎力を培うための科目を配置している。

看護学科では関連科目の一部に「健康と運動」、「生物学の基礎」などの教養科目がある。それらの教養科目は1年次に多く配置されているものの、「人体構造機能学各論」や「疾病・治療論総論」、「疾病・治療論各論」などの専門的な科目も1年次から学ぶことになっている。

教養教育の効果については「学習成果および学生支援の満足度に関する調査」(備付資料)を参考に評価している。令和3年度の結果をみると「授業を通して幅広い教養が身についたと思う(そう思う+少しそう思う)」と回答した学生の割合が幼児保育学科1年生86.7%・2年生77.9%、介護福祉学科1年生83.3%・2年生91.6%、看護学科2年生78%・3年生66.0%であった。この結果からは教養教育が目的とする汎用的な能力の獲得について一定程度の学生が達成できているといえる。ただし、学科・学年別に差がみられるため、各学科で教養教育の効果がさらに上がるように検討していく必要がある。

[区分 基準Ⅱ—A—4 教育課程は、短期大学設置基準に則り、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ—A—4の現状>

幼児保育学科では保育士と幼稚園教諭二種免許、介護福祉学科では介護福祉士、看護学科では看護師の各資格取得を目指し、カリキュラムの中に実習が組み込まれている。それぞれの実習は、子どもや利用者、患者さんをはじめ、多くの職員との関わりを通して対人援助や社会人に求められるコミュニケーション力を培うだけでなく、人への思いやりを育み、共感する大切さと喜びを経験し、自己成長する場ともなっている。

また実習は、学内で学習した知識・技術を実際の現場において体験し統合化を図るとともに、チームケアや多職種協働のあり方を学べる職業教育の機会にもなっている。以下、各学科における実習を示しておく。

■ 幼児保育学科

学年	実習名
1 年次	教育実習、保育実習 I
2 年次	教育実習、保育実習 I、保育実習 II または保育実習 III

■ 介護福祉学科

学年	実習名
1 年次	介護導入実習、介護基礎実習、地域介護実習 ※新カリキュラム
2 年次	個別援助技術実習、介護総合実習

■ 看護学科

学年	実習名
1 年次	基礎看護学実習 I
2 年次	基礎看護学実習 II、小児看護学実習 I
3 年次	臨床看護学実習 I・II、老年看護学実習 I・II、小児看護学実習 II、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、統合実習

令和 2 年度から介護福祉学科や看護学科では、新型コロナウイルス感染拡大の影響から高齢者施設や病院等での実習の受け入れが困難となり、学生の隣地実習を学内実習に変更せざるを得ない状態となった。令和 3 年度、介護福祉学科は 1 年生が介護導入実習と介護基礎実習、2 年生が個別援助技術実習を実習施設で行った。しかし、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 6 月 1 日）等に基づきシラバスや実習要項に沿うよう、実習内容・スケジュールを検討し、1 年生が地域介護実習、2 年生が介護総合実習を学内で行った。当初予定していた 1 年生の個別援助実習は新型コロナウイルス感染症蔓延のため学内でもできず、次年度に実施予定である。看護学科については実習施設によっては受け入れ可能な施設もあったため、3 年生は既定時間数の 3 分の 2 の隣地実習を経験することができ、学内実習と隣地実習の組み合わせにより、実習目標を達成することができた。2 年生は実習病院の協力により、規定通りの実習を行えた。

実習以外にも幼児保育学科では、同窓会（卒業生）の代表が保育・幼稚園の現場で必要となる知識・技術を特別講義の中で学生に教える取り組みを毎年行っている。令和 3 年度は「保育・教職実践演習」の授業で、松本短大附属幼稚園において卒業生の技術指導を学ぶことができた。また、介護福祉学科では毎年、学内で就職相談会を開催しており、約 30 の施設・事業所の代表者が本学を訪れ、それぞれのブースで学生と個別相談する機会を設けている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止のため、書面のみによる開催となったが、令和 3 年度は感染症対策を施した上で対面形式によって学生は各施設・事業所の情報を直接担当者から得ることができた。令和 3 年度は幼児保育学科の学生も数名参加する等、学科を超えた取り組みに発展しつつある。本学で開催する、この就職相談会は本学と施設・事業所との連携を深める機会にもなっており、学生への職業教育や就職支援に加え、産学連携の観点からも重要である。

また、介護福祉学科と看護学科では、同窓会（卒業生）と連携して職場別相談セミナー

一を開催し、介護福祉士や看護師の魅力やそれぞれの職場の特徴や仕事内容、研修内容などをわかりやすく学生に伝える職業教育を毎年行っている。介護福祉学科では感染防止策を徹底する中で令和2年度に引き続き、令和3年度も卒業生による職場別相談セミナーを行えた。一方、看護学科では、令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、人が集まるイベントはすべて中止とした。そのため、同窓会と連携した職場別相談セミナーも開催しなかった。

以上のような職業教育の効果もあり、以下に示すとおり、毎年就職率はほぼ100%となっている。各種職業教育の効果測定していくためにも、就職率との関連で評価していくほか、実際に就職した卒業生へのアンケート調査（備付資料）からも検討していくことが必要である。

■ 令和3年度卒業生就職率等

学科	卒業生数	就職希望者数	就職者数（就職率）	進学者数
幼児保育学科	94人	88人	88人（100%）	1人
介護福祉学科	26人	25人	25人（100%）	1人
看護学科	55人	52人	51人（98.1%）	0人

〔区分 基準Ⅱ—A—5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針（AP）は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針（AP）を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針（AP）は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針（AP）に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針（AP）を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ—A—5の現状＞

入学者受け入れ方針（アドミSSION・ポリシー：AP）は、各学科で定めている。

＜幼児保育学科：アドミSSION・ポリシー（AP）＞

1. 子どもの育ちと生活に興味・関心がある
2. 誠実に人と向き合える
3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
4. 学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる
5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

＜介護福祉学科：アドミSSION・ポリシー（AP）＞

1. 介護福祉や社会福祉に関心をもち、学ぶ意欲をもっている
2. 人の立場になって考えることができる
3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
4. 人と共に協力して活動に取り組むことができる
5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

＜看護学科：アドミSSION・ポリシー（AP）＞※

1. 人の健康、生活、医療に興味・関心がある
2. 誠実に人と向き合える
3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
4. 周囲のできごとを自分のこととしてとらえ、感じられる
5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある

※令和3年度に松本看護大学が開学したことに伴い、令和2年度と令和3年度は松本短期大学看護学科の入試は実施されなかった。

入学者受け入れ方針（AP）は、平成30年度に大幅に見直し、入学希望者が本学の求める人物像をより理解しやすいものとした。松本短期大学パンフレット（提出資料）、学生募集要項（提出資料）、松本短大入試ガイド（備付資料）に掲載しており、ホームページ（提出資料）によって学外に表明されている。

令和2年度実施の入試から、文部科学省による「令和3年度大学入学者選抜実施要項の見直し」に伴い、学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働しつつ学習する態度）を入学者選抜において多面的・総合的に評価できるように、入試形態・試験科目・配点・提出書類の変更を行った。

志願者提出資料では、志望理由書において本学のアドミSSION・ポリシーと自分との関わりを書く項目を加えて、受験者の学科への理解度を把握し、さらに入学後の目標と将来像についても考えられる内容としている。また、面接時の評価票では、質問項目と入学者受け入れ方針（AP）を対応させた様式を使用し、適性を評価している。総合型選抜では、活動報告書とプレゼンテーションにより、これまでの学習成果の把握・

評価を客観的に行っている（提出資料：募集要項・面接評価票・プレゼンテーション評価票・各試験の配点）。

小論文試験では、提示された課題について理解し、自分の考えを論理的に表現する力を確認する。さらに適切な表記や表現を用いて文章を書く力を評価している。

それぞれの試験科目の客観的な評価は公正に処理され、各学科での検討を経て、学長が教授会において入学者を決定している。

これらの試験科目と評価の妥当性について、毎年入試を実施しながら検討していく必要がある。

教職員を対象とした令和3年度自己点検・評価状況チェックリスト（アンケート）の結果によると「すごくそう思う」「少しそう思う」の合計が(1)「入学者受入れの方針（AP）は学習成果に対応している」で78%、(2)「学生募集要項に入学者受入れの方針（AP）を明確に示している」で92%、(3)「入学者受入れの方針（AP）は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している」で86%になる等、入学者受入れの方針（AP）に関する全教職員の意識が高まってきている傾向にある。

また、(4)「入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針（AP）に対応している」83%、(5)「高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している」89%となっており、令和元年度より大きく増加している。つまり、新入試体制となった令和3年度入試（令和2年度に実施した入試）について、各学科会・拡大教授会で検討を続けたことで、全教職員が入学者受け入れ方針（AP）に対応した公正な入試の枠組みと実施方法について理解を深めたと考えられる。

授業料については、学生募集要項（提出資料）及び松本短期大学パンフレット（提出資料）において明示し、オープンキャンパスの際にも説明を行っている。

受験生の問い合わせには、事務局入試担当が適切に対応しているが、事務職員が他の職務と兼務しているため、今後人的体制と場所を確保し、アドミッション・オフィスの整備が急務である。受験生からの問い合わせの内容によっては、学科の入試委員が対応している。

入学者受け入れ方針（AP）について、高等学校関係者への意見の聴取をするため、「高校進路指導担当者へのアンケート」（備付資料）を令和元年度に初めて実施し、「高校生にわかりやすい」「わかりやすく広報している」との評価となっている。令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、「高校進路担当者説明会」を開催することができなかつたため、アンケートを実施していない。令和4年度は「高校進路担当者説明会」での集合調査、それが中止となった場合は郵送調査等の方法により、本学の入学者受け入れ方針（AP）等について高等学校関係者から意見を聴取する機会を設定する予定である。

【区分 基準Ⅱ—A—6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ—A—6の現状>

本学における学習成果は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に示された能力を指し、各学科の教育目標に基づき、幼児保育学科では保育士国家資格と幼稚園教諭二種免許、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格、看護学科では看護師国家試験受験資格をそれぞれ取得できるように設定されている。このように本学の学習成果は社会的にも認められる内容で具体性があるといえる。

令和3年度の単位取得状況をみると、例えば幼児保育学科1年生94人中93人（98.9%）、介護福祉学科1年生26人中25人（96.2%）、看護学科2年58人中51人（87.9%）がその学年で1科目も落とさず、単位を取得して進級している。また、国家試験合格率をみると、介護福祉士では介護福祉学科2年生26人中24人（92.3%）、看護師では看護学科3年生55人中52人（94.5%）が合格している。これらの結果からも全体的には一定期間内で学習成果をほぼ獲得できているといえる。また、学生のおほとんどが、これらの資格免許を取得し、専門職へ就職しており、その実績に基づいて学習成果を測定することも1つの方法である。例えば、さまざまな学習支援の結果、専門職への就職率が90%前後の数字で推移している。このことから学習成果の達成は、幼児保育学科と介護福祉学科では2年間、看護学科においては3年間で可能であるといえる。

しかし、一部については2年または3年という学修期間内で卒業あるいは資格取得ができない学生もいるため、各学科・各チューターを中心に個別指導を実施する等、学生個々の状況に応じた支援を展開している。

学習成果の具体性としては、全学科、DP、教育目標、授業科目ごとの到達目標を「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）や「シラバス」（提出資料）に示している。

[区分 基準Ⅱ—A—7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ—A—7の現状>

学習成果の測定可能性に関しては、各科目担当者が「シラバス」に明記した方法に則り、厳格に学習成果の獲得状況の評価を行っている。加えて、学習成果を査定する客観的なシステムとして平成27年度よりGPA制度を導入し、2.0未満の学生については、ゼミナール担当もしくはチューターが補習などの個別学習指導を行っている（備付資料）。

また、全学生を対象とした「学習成果および学生支援の満足度に関する調査」（備付資料）からも学習成果の獲得状況を把握し、その活用に努めている。令和3年度の調

査結果をみると、例えば「専門的知識を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生91.5%・2年生81.9%、介護福祉学科1年生86.7%・2年生87.5%、看護学科2年生78.0%・3年生73.1%、「専門的技術を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生80.4%・2年生74.1%、介護福祉学科1年生83.3%・2年生79.1%、看護学科2年生70.0%・3年生68.6%、「課題解決力を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生78.0%・2年生77.6%、介護福祉学科1年生80.0%・2年生91.7%、看護学科2年生64.0%・3年生73.1であった。調査結果は全教職員に配布され、拡大教授会で説明が行われる。また、各学科で調査結果の振り返りを行い、授業改善や学生支援につなげている。

幼児保育学科では、ゼミナール担当教員が個別指導を行い、その後の指導経過を学生情報カルテ（備付資料）に記載している。介護福祉学科では、振り返りシート（備付資料）記入後、該当学生がチューター教員とともに学科長と面談を行っている。看護学科では、学生カルテ（備付資料）の記載を行っている。

介護福祉学科は、単位取得率、学位取得率、介護福祉士国家試験受験資格取得率とともに100%である。国家試験のための模擬試験を複数回実施し、結果の分析から学習成果を把握している。その結果から学生個々の理解力、科目毎の正答率、個々の学生の苦手科目といった傾向を把握し、チューター担当教員が中心となって面談を行っている。それらの情報については学科会で共有し、教育活動や学生への支援に活用している。

学生自身の実習の意図的な学びの方法の1つとして、幼児保育学科では「保育・教職実践演習（幼稚園）」に履修カルテを用いている（備付資料）。介護福祉学科では2年間の介護実習経験項目チェックリストが活用されている（備付資料）。看護学科ではポートフォリオ（備付資料）の記入が行われている。また、一部領域において、ルーブリック分布の導入（備付資料）を試験的に開始している。

学習成果である介護福祉士国家試験合格率と看護師国家試験合格率、就職率については松本短期大学パンフレット（提出資料）や自己点検・評価報告書（備付資料）によって公表されている。

【区分 基準Ⅱ—A—8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ—A—8の現状>

ほとんどの学生が、実習先である幼稚園や保育園、介護福祉施設、病院等に就職しているため、実習巡回時に訪問した際や実習連絡会において、卒業生の評価を聴取している。また、介護福祉学科では毎年6月に就職相談会を開催しており、約30の施設・事業所の担当者が本学を訪れるため、そこでも卒業生の評価を聴取できている。さらに介護福祉学科や看護学科では、職業教育と就職支援の一環として卒業生による職場別相談セミナーを開催しており、その中で卒業生との情報交換が行われている。これらにより得られた情報は、学科会や学生支援委員会等で報告され、その就職先が求める人材の特徴や求める能力等の把握につながり、そこに就職を希望する学生への支援

に役立てている。

令和3年度は、令和2年度に卒業した学生の就職先に対してアンケート調査を学生支援委員会が実施した。各学科とも、卒業認定・学位授与の方針(DP)に関連する質問をしているが、どの学科も5点満点のうち3.3~4.4の評価が得られ、「十分に身についていると感じている」「ある程度身についていると感じている」と評価している就職先が多く、概ね良好と判断できる結果となった(備付資料)。また、卒業後1年目の卒業生自身へのアンケート調査は毎年実施されており、卒業後の悩みや不安等を把握するとともに、その結果を在学生への授業に活かす取り組みも行っている(備付資料)。

卒業生を対象としたアンケートの中で特に学科ごとの質問に対する結果については、各学科・各委員会で分析し、学生支援や教育内容・カリキュラムの見直し、授業改善等に活用している。また、就職先アンケートの自由記述欄には、介護福祉学科の卒業生に対し、接遇に関する課題を指摘する施設が複数みられた。また、コロナ禍において学外実習が十分に行えず、現場での接遇指導が不足することも予測された。そこで令和3年度は1年次から実習指導にあたる介護総合演習Ⅰ・Ⅱ等を中心に授業内で接遇に関する内容を強化させている。今後もさらに学内で接遇を学ぶ機会を充実させ、学外実習においても接遇の授業内容を活用・反映できるような工夫が重要となる。ほかに幼児保育学科の卒業生に対して指導要録の書き方を課題として挙げる幼稚園や看護学科の卒業生に対してより臨床的に通用する知識や技術に加えて、社会人として必要不可欠な基礎的な能力の修得を求める病院からの声があり、各学科の教授内容に関して一部検討が必要と思われる回答結果も含まれていた。卒業認定・学位授与の方針(DP)や学習成果との関連を踏まえて、アンケートの質問項目などについて若干の検討の余地があると考えている。

令和3年度の就職先アンケートは、幼児保育学科であれば正規職の保育士として就職者を輩出している松本市などの自治体、介護福祉学科であれば実習先にもなっている施設・事業所、看護学科であれば松本市内や安曇野市内の病院などを中心に回答を依頼した。定期的にアンケートを実施していくことを踏まえ、固定して依頼できる箇所を決めておくことも必要であり、そういったことで前回のアンケート結果との比較検討も可能となってくる。いずれにしても、その時の学生の就職状況も鑑みながら就職先とも連携しながら対応していきたいと考えている。

<テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の課題>

令和3年度も前年度から引き続いてケアスペシャリストとして多職種協働を図り、地域社会に貢献できる人材を育成していくため、3学科のカリキュラムマップの独自性を維持しつつも、3学科で枠組みの統一が図れるように検討を行い、更なる整合性を図ることができた。カリキュラムマップについては今後も卒業認定・学位授与の方針(DP)に沿った教育内容が展開されているか、また時代に合っているかなどの観点から点検・修正を重ねていく必要がある。併せて、従来から行っているとおり、学生に対しては、入学時より繰り返し丁寧に説明していく必要がある。

卒業認定・学位授与の方針(DP)については、ホームページにより学外に公表されている。また、「教育課程・学生生活ガイド」にカリキュラムマップや科目とDPとの関係が掲載され、各科目の到達目標がそれぞれの学習成果(卒業認定・学位授与の方針:DP)と結びつけられているかを明示するなど、学生がそれらを知る機会を増やす努

力を重ねている。ただし、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20 年 12 月 24 日）が指摘するように学習成果の重要性が謳われていること、最近ではその学習成果をどのように評価するかというアセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）の策定が求められていること等の背景を鑑み、DP と学習成果を同一としてきた本学のとらえ方を見直し、DP につなげるための学習成果を新たに定める必要がある。その上で建学の精神、教育目的・目標、カリキュラム・ポリシー（CP）、学習成果、DP の関連性をわかりやすく学生に周知していくことが必要となる。

CAP 制に基づき、各学科で単位の実質化を図り、履修できる単位数の上限を定め、「教育課程・学生生活ガイド」「シラバス」に記載し、前期・後期のオリエンテーション時に学生に説明を行っている（提出資料）。ただし、学則には明記されていないため、令和 4 年度には学則に定める予定である。

GPA 制度を導入して学習成果を数値化し、その結果を学生に認識させ、個別指導を行っている。これまで学期ごとにデータが算出できないシステムであったため、学期ごとの学習成果の変動が見えにくいという課題があった。しかし、令和 3 年度から学期に GPA が算出できるようになり、学期ごとの学習成果が確認できる体制となった。ただし、学習成果の査定については GPA のみに頼るのではなく、幼児保育学科では「履修カルテ」、介護福祉学科では「介護実習評価表」や「国家試験模擬試験結果一覧表」等の各種評価表、看護学科では「ポートフォリオ」というように、各学科の特性に応じた多様な指標を活用していくことが重要である。そして、これらの査定方法が実際に学習成果の獲得として学生に寄与しているか否かを検討することも必要となる。学習成果の査定やその方法に関しては、教員個々の学習に加え、学科や全体での FD 活動の充実を図る等、教員自身が学んでいく環境が重要となる。その上で、基準 I「建学の精神と教育の効果」との関連から、学習成果そのものの意味内容の深化を図り、学習成果の評価指標や評価項目について検討していくことが求められる。そうした学習成果に対する評価方法の妥当性の検証も今後の課題となる。アセスメント・ポリシー（認証評価の評価に関する方針）の策定も含めて検討していきたい。

平成 30 年度からはオフィスアワーをシラバスに明示している。今後は、オフィスアワーについての学生への周知徹底とその活用促進に関しても検討していく必要がある。

また、学科間での教職員の連携強化が急務である。これは他学科から転科した学生の負担を軽減して円滑な学びの継続を保障していくためにも重要といえる。また将来、ケアスペシャリストとして多職種協働を積極的に推進していくためには、学生時代から他学科を意識していくことは重要である。ただし、看護学科の 4 年制大学への移行、幼児保育学科の再課程認定に関わる教育課程の変更、介護福祉学科の教育課程の変更に伴い、3 学科合同授業がなくなってしまった。今後、更なる教育課程の検討・工夫が求められる。

「保育士」「介護福祉士」「看護師」といった国家資格及び「幼稚園教諭免許」を取得しない・できない学生への民間ライセンス等、他資格取得支援の検討も急務である。

開講している教養科目が短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（DP）や免許・資格取得等に結びつくか、関連するかという視点から検討していく必要もある。また、学生の状況や社会状況に応じて、今必要とされている知識・技術は何かという視点から不足している教養科目を新設する検討も必要である。

学生が資格取得に向けて学修に励み、それを将来に活かすためにも、実習教育に加

え、すでに現場で活躍している卒業生との連携をさらに図っていく必要がある。そのためにも、卒業生へのアンケート調査や卒業生の進路先からの評価を聴取する取り組みを今後も実施していく。その結果については拡大教授会で全教職員に示し、授業改善にどのように活用していくべきか等については学科ごとに検討していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の特記事項＞

なし。

[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」 (<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「教育課程・学生生活ガイド」

「松本短期大学パンフレット」

「授業評価報告書」

「学修行動調査」

「卒業生へのアンケート」 等

[区分 基準Ⅱ—B—1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ—B—1の現状>

科目における成績評価基準は、卒業認定・学位授与の方針（DP）に沿って「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）に明確に示され全教員が周知している。この基準に則ってそれぞれの科目について、その評価方法をシラバスに明記して成績評価を行い、学習成果の獲得状況を評価している。また、基準Ⅱ—A—7等でも述べたとおり、平成27年度よりGPA制度を導入して学習成果を評価しているほか、各学科がその特性に応じた評価指標・ツールを作成し、それに基づいて学習成果の獲得状況の把握に努めている。

前期・後期とも全科目について学生による授業評価（VOICE）を実施しており（備付資料）、その中には学生の自己評価と授業評価項目が設けられている。教員はこの結果をもとに「授業評価報告書」（備付資料）を記載し、自らの授業を点検・評価し、授業改善に役立て、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

FD活動ではFD委員会が中心となり、毎年、FD・SD合同研修会や学科別研修会等を実施し、教職員の資質向上を図っている。こうした研修会は、教職員同士の情報交換や意思疎通を図る機会にもなっている。FD・SD合同研修会では他大学から外部講師を依頼したり、過去には他大学との合同研修を行ったりする等、教職員にとって役立つ情報を学内だけでなく、学外からも得られるように努めている。

授業改善や教員同士の意思疎通等を図るため、定期的に他の教員の授業に参加する相互授業参観を実施している。平成29年度以降は相互授業参観の「相互」の部分強調するため、教員が互いに授業参観を行い、その結果を振り返り書に記載し、それに基づいて意見交換を行ってきた。令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相互授業参観は行われなかったが、今後の感染状況を見極めつつ、相互授業参観を再開し、教授法の向上と教員同士の連携促進を図る機会を増やす必要がある。

学期開始時のオリエンテーションで、資格取得・卒業要件を満たすように教育課程委員が中心となって履修について指導している。教育目的達成状況の把握をするよう各学科で組織的に取り組み、必要に応じて個別に助言している。また、カリキュラムマップが作成された平成27年度以降、各科目開講時に卒業認定・学位授与の方針（DP）と該当科目との関連について解説し、科目の達成目標を明確にするようにした。

教員懇談会または教員連絡会を定期的に開催し、非常勤講師と専任教員により学生の傾向や授業中の様子、科目の到達目標とその達成状況について意見交換し、情報を共有してきた。コロナ禍のため、令和2年度と令和3年度は実施できていないが、授業日の都度、必要に応じて学生の学修状況について情報を共有している。また、学科会において科目担当教員や事務職員からの報告によって、全教員が学生の状況を把握している。

介護福祉学科と看護学科では、同窓会（卒業生）と連携して職場別相談セミナーを開催し、介護福祉士や看護師の魅力やそれぞれの職場の特徴や仕事内容、研修内容などをわかりやすく学生に伝えている。これらの取り組みは職業教育の一環にもなっており、学生は専門職として働く卒業生の姿を通して将来像をイメージしやすくなっている。通常授業に加え、こうした卒業生から在学生在が直接学べる機会をつくることも、学生に対する教育・指導として重要である。

上記以外での各学科及び事務職員の学習成果の獲得に向けての取り組みは、次のとおりである。

【幼児保育学科】

令和2年度に引き続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染に伴う休校期間が生じ、遠隔授業の実施を余儀なくされた。授業科目ごとに課題を配信し、課題提出と対面授業を組み合わせ、単位認定に必要な授業数を確保することができた。令和2年度より示唆されたさまざまな課題について検討・改善を進めつつあるが、大きな支障となる問題は、学生の情報環境整備の遅れである。多くの学生が個人用PCを所持せず、スマートフォンによる対応であるため、令和3年度当初にPCの購入斡旋を行っている。ただし、経済的負担を伴うことから、今後は入学前に情報環境整備の必要性を周知していく必要がある。また教員側の課題として遠隔授業への対応の遅れが挙げられていたが、FD委員会を中心にスキル向上の研修会を行った。教員側から急務の課題として要望のあった学内Wi-Fi整備が完了したことは、大きな進歩である。令和4年度の新入生については「情報処理演習」の受講に際して、これまで以上の個人差が予想されることから、入学当初にICTに関連するアンケートを実施する準備を進めている。習熟度別のクラス編成も視野に入れながら、より効果的な学びについて検討していく。

実習については、今年度もコロナ禍の影響を受け、実習日程、実習園・施設の変更という対応をとることで、2年生はすべての実習を終了することができた。1年生の保育実習Ⅰについては、実習日程が大幅に変更となり、不利を被る学生に対して、部分的に学内実習を導入する救済措置をとった。今後も学内実習に振り替えざるを得ない状況が想定されることから、体制・シラバス・マニュアルの整備を進めている。さらに、兼ねてよりの懸案であった保育実習の時期の移行について、検討委員会を立ち上げ準備を開始した。その結果、令和4年度入学生から1年次の春休みに保育実習Ⅰ（保育園・施設）を全員が終了し、2年次夏休みに保育実習Ⅱ・Ⅲを行うという移行を具体化することができた。移行に伴う授業科目配置の変更やカリキュラムマップの修正等、必要な手続きを進めている。この移行により実習体験に裏付けられた2年次の専門的な学びを確保すると同時に、進路・就職先の決定を早期化することができるというメリットが期待される。

「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、コロナ禍により従来行ってきた地域・保護者との連携事業の実施が困難であり、松本短大幼稚園との連携を深める形で学生の実践力向上をめざした。

音楽系授業に関しては、従来からピアノ演奏技術の向上が課題とされてきた。ピアノ演奏に困難を抱える学生に対して、2年次に配置されている選択科目「幼児保育特講」を活用して補習的授業を行った。新音楽棟の完成により、設備面での学習環境は格段に進歩したが、ピアノ練習室の利用状況は低調である。学生の苦手意識を軽減し、実習・採用試験での実技に向けた学ぶ意欲を高める工夫が求められる。

新カリキュラムに移行した令和元年度入学生が2年次を迎えた令和2年4月、新型コロナウイルス感染流行のため登校停止となった。新年度オリエンテーションを終了した直後、準備期間も確保できないままに遠隔授業のスタートとなった。授業科目ごとの課題配信により、学生は外出自粛・課題作成という生活を余儀なくされ、学生はもとより教員も戸惑い、不安を覚えた。その間、特に新入生にはチューターから個別に連絡を取るなど、自宅学習のサポート、心のケアに努めた。

その後、感染予防対策をしっかりと講じた上で、徐々に対面授業を再開することが可能となったが、遠隔授業の実施に関しては多くの課題が示唆された。課題作成・提出

と対面授業による補講の組み合わせにより、前期開講科目を令和2年8月までに終了でき時間数としては確保することができたが、シラバスに定めた内容に沿って確実に学習を補償することができたか、課題の提示方法・量・質・フィードバック手段など改善を要す点が多く見られ、教育課程委員会を中心に検討を進めている。特にオンライン授業（オンデマンド型、リアルタイム双方向型）に向けての環境整備が、学生・教員双方にとって急務となり、令和3年度はMicrosoft Teamsを使った課題配信や課題提出など模索してきている。コロナ禍で2年が経過する現在であっても、例えば受け取る側の学生の環境には個人差があるなど課題は残っている。

他にコロナ禍による学科の教育への影響は多く、令和2年度は2年次の教育実習が6月から9月に延期となり、保育実習では特に施設において実習生の受け入れが難しくなった実習先が多くあった。施設実習においては、実習担当教員が精力的に交渉・確保に働きかけた結果、学外実習を行える関係機関の確保ができ、本来の実習期間とは変更が生じたものの全ての実習を学外で実施・終了することができた。今後のこういった不測の事態に備えて学内実習も視野に入れた体制・マニュアル等を整備する必要があり、学科内の実習委員会で検討を進めている。令和3年度も同様にコロナ禍の実習であるが、特に令和4年2月の1年次の保育実習は保育所・施設とも感染症による影響をこれまでになく大きく受けている。令和3年度内に実習を終えられるよう、実習担当教員を中心に動いてはいるが、一部の学生は学内実習による対応や年度をまたいでの実習での対応になる見込みである。また、令和3年度は、実習に際してPCR検査や抗原検査での陰性証明を求める実習先が前年度より増えたため、学内で確保した抗原検査キットを配布したり、無料で受けられるPCR検査について紹介したりし、学生個人の負担をできるだけ減らすように支援した。

他に、1年次に保育実習Ⅰ（保育所・施設）の両方を履修できるようカリキュラムとカリキュラムマップの変更に着手し、令和5年度の完全移行に向け準備をしている。

令和元年度から実施している新カリキュラムでの教育体制では、1年次のゼミナールを基礎ゼミナール、2年次のゼミナールを応用ゼミナールとして位置付けている。そのゼミナールの集大成の場が毎年1月に行われている卒業研究発表会であるが、令和2年度は密集を避けるために1年生を別会場に集め、リモートでの参加とした。映像の見づらさや音声の聞き取りづらさなど若干の課題はあったが、1年生には次年度の発表に向けて大切な機会を保障した。令和3年度は、1年生の参加をゼミナールごとに時間を区切ったことでその機会を保障し、2年生はコロナ禍において活動が制限されていたにも関わらずどのゼミナールも素晴らしい研究発表につなげていた。

また、この新カリキュラムでの教育体制において、2年生の選択科目履修の低調さが目立つことから、学生たちの主体的学習の促進、学生のニーズを踏まえた特別授業の設定などを学科として検討してきた。音楽系授業については、ピアノ演奏技術の習熟をめざす授業の時間数が半減したが、実習評価・採用試験時のピアノ実技の現状を見ても、ピアノ演奏に困難を抱え不安を訴える学生が多いことは早急に検討すべき課題であった。これを令和3年度は、ピアノ演奏技術向上に向けた補修指導のために選択科目を活用していくこととし、新設のピアノ棟「アルペンホール」において実施に至っている。さらに新カリキュラムで必修化した「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」については「キャリア教育セミナー」との連動性を高めた形で授業を展開した。

令和3年度後期、令和2年度1年次後期よりメンタル面の弱さにより休学となって

しまった学生が復学した。この学生に関しては、カリキュラム上の配慮は不要であったが、授業時の席順やグループ、実習先など復学に対する不安を少しでも取り除けるような配慮を行い、順調に1年次の学修を終えようとしている。心身の問題や家庭事情等、さまざまな問題を抱える学生が在籍する昨今、個別的配慮が以前より求められるようになってきている。学生の健康面・学習面での個別的ケアの重要性を踏まえた教育の在り方を今後も学科として継続して考えていきたい。

【介護福祉学科】

専任教員は各シラバス（提出資料）を学生に提示し、各授業では、進行やポイントを明確にし、分かりやすい授業の進行を心がけている。また、翌週に適宜確認・復習のための小テストを実施し、学生自身の理解度の確認と教員自身の評価として活用している。令和3年度から新カリキュラムとなり、令和2年度内に全体・各領域間で授業内容について話し合いを重ね、教員全員の意思の疎通、協力・調整を図った。令和3年度の学生支援の満足度についての調査では、教員の専門性や資質について学生からの満足度が高いことが分かった。

平成29年度より介護福祉士養成校の卒業生に対しても介護福祉士国家試験が始まっている。これを受け、介護福祉士国家試験対策として「介護特別講座Ⅰ」での知識の定着と「介護特別講座Ⅱ」での反復学習を行ってきた。その結果、以下の表のとおり、令和3年度の合格率は92.3%（26人中24人合格）であり、介護福祉士養成施設の平均65.3%、全国平均72.3%をそれぞれ大幅に上回る結果となった。

■介護福祉士国家試験の状況—受験者数・合格者数（率）・合格基準の推移

回	試験日	松本短期大学 試験会場	受験者数と合格者数(率)			合格 基準
			松本短期大学	介護福祉士 養成施設	全国	
30	平成30年 1月28日 (日)	同朋高等学校 (愛知県)	37人中35人 (94.6%) ※専攻科3人を含む	6,420人中 5,649人 (88.0%)	92,654人中 65,574人 (70.8%)	77点
31	平成31年 1月27日 (日)	ナゴヤドーム (愛知県)	36人中34人 (94.4%) ※専攻科1人を含む	6,225人中 5,210人 (83.7%)	94,610人中 69,736人 (73.7%)	72点
32	令和2年 1月26日 (日)	名古屋国際会 議場(愛知県)	41人中39人 (95.1%) ※専攻科4人を含む	5,987人中 4,789人 (80.0%)	84,032人中 58,745人 (69.9%)	77点
33	令和3年 1月31日 (日)	名古屋国際会 議場(愛知県)	31人中29人 (93.5%) ※専攻科3人を含む	6,542人中 4,766人 (72.9%)	84,483人中 59,975人 (71.0%)	75点
34	令和4年 1月30日 (日)	大原専門学校 松本校(25名) 大原専門学校 長野校(1名) (長野県)	26人中24人 (92.3%)	7,144人中 4,667人 (65.3%)	83,082人中 60,099人 (72.3%)	78点

志願者数の減少により、入学定員減を令和2年度に行った。定員80名（1学年定員40名）に対し、令和3年度は入学定員充足率が75%にとどまり、全国の介護福祉士養成施設と同様に大きな課題となっている。この志願者数減少を重大なこととしてとらえ、松本短期大学として実施するオープンキャンパス3回（6月・7月・8月）、進学相談会（10月）に加え、学科独自のオープンキャンパスを2回（9月・2月）実施した。また、外国人留学生の受け入れのため、中国語のリーフレットを作成し、ホームページ上に掲載した。全国的に介護福祉士養成施設が淘汰されている中、本学介護福祉学科で学びたいと思える、魅力的な学科編成を行ってきている。

実習は原則週1回以上の巡回指導を行っている。学生の実習状況や悩みを巡回担当教員が把握し、必要であればチューターと連携し、追加の巡回を行っている。また巡回担当教員は施設側と意思疎通及び調整を行い、学校と施設とのつながりを深めている。

平成28年度個別援助技術実習（介護福祉学科1年）からは学生と巡回担当教員とで、学生の自己評価と施設評価を照らし合わせた個人面談を行い、介護総合実習への課題を明らかにしている（備付資料）。そして、すべての実習において、個人面談を行い、記録の書き方や実習への課題等を明らかにし、次回の実習の動機づけになるように指導している。個別面談に関して、巡回記録に書くことにより、学生個人の課題等の共有が教員間でできるようになった。また、実習評価については施設評価・教員評価をもとに、全教員で施設ごとの差がないように確認をしている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、遠隔授業を文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン（周知）」（令和2年6月5日）に基づき実施した。令和2年度は4月9日から6月まで、令和3年度は4月第2週から5月まで実施した。実際にはカリキュラムに沿った課題を送付し、学生がそれらに取り組んで提出し、後に対面授業時に説明を加えるという方法で授業を展開した。その際、1週間ずつ課題を送り返すことを通して学生個々の学習成果の獲得状況の把握に努めた。また、返信時のリアクションに基づき、課題の改善にも取り組んだ。課題学習については、令和3年度から導入されたMicrosoft Teamsの使用により、効率の良い課題配信ができた。提出された課題に対しては、個別にコメントを添え、その都度返却することができた。しかし、学生側の通信環境の差異もあり、令和3年度は授業配信に至らず、遠隔授業に関する課題が残った。

実習においては「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年6月1日）等に基づきシラバスや実習要項に沿うよう、実習内容・スケジュールを検討し、臨地実習・学内実習を行った。また、臨地実習対象学年および教員は、実習前に必要に応じPCR検査を実施し、陰性であることを確認してから実習に臨んだ。実習中に施設側の事情で実習中断となった学生については、後日、学内実習で補習を行った。

【看護学科】

昨年からの新型コロナウイルス感染症が収束せず、令和3年度は年間を通して感染対策をしながら講義と実習を行った。前期、学生に新型コロナ感染者が発生したが、学内での集団感染は生じることがなく、対面授業ができない学校閉鎖は1週間程度ですみ、対面講義とリモート併用で1年間講義をすることができた。臨地実習においては昨年より臨地実習ができない施設が多く生じ、学内実習をせざるを得ないことが増え

たものの、学習内容の不公平感が生じないように実習施設と連携を図り、学内実習だけでなく、地域の感染レベルが落ち着いた時期に施設見学を行う工夫をしながら、学生が各領域の臨地実習を実施することができた。

令和3年度は、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う対面授業や臨地実習が実施できない期間が生じた。そのため、講義時間を再編成して講義を実施し、実習施設側と綿密な打ち合わせを行いながら、各領域で実習施設の変更や実習スケジュールを変更し、各領域の臨地実習を可能な限り実施するように努めた。臨地実習が不可能な領域においては、臨地実習で学習できる内容を最低限補えるように、各領域で学内実習の教授案を作成し、学内実習を実施して学生の学習内容に不足が生じないように努めた。前期・後期を通して、学生の負担にならないように課題や提出物の内容とスケジュールを配慮し、感染対策のもと対面授業を可能な限り実施した。なお、何らかのやむを得ない理由で登校が行えない学生や欠席した学生に対しては、遠隔授業を積極的に実施し、学内で実施する講義や演習の補習に努めた。また、時間外や土曜日を活用し、講義・演習・実習等の補習に努めた。その結果、ほぼ全ての学生が必要なカリキュラムを履修することができた。

令和3年度は、令和4年度をもって看護学科が閉校するにあたり、新入生（1年生）はおらず、2年生と3年生のみとなった。そのため、2年生と3年生に対して、長期休暇の前後で日常生活上の留意点（県外往来の申請方法や大人数での飲食の禁止、換気やマスク着用・ソーシャルディスタンスの確保等の感染対策など）について、口頭に加え、オクレンジャーや書面を通して説明を実施し、学生の理解を促した。また、健康管理アプリ「らくらく健康観察」を導入し、学生の健康観察の入力・送信の徹底と、チューターが入力・送信内容を確認できる状況を整えた。

3年次の看護師国家試験対策として専任担当者を配置し、模擬試験や試験対策講座など充実した指導を、年間を通して実施した。特に、模擬試験の成績が不良な学生に対しては、生活指導も踏まえた学習方法について、担当教員が随時面接を行い、フォローを実施した。その結果として、平成29年度から令和2年度の看護師国家試験において、毎年合格率100%を達成することができた。

学習支援の実際としては、臨地実習に向けて時間外に自主的に技術練習ができる環境を提供している。「看護技術方法論Ⅲ」では、看護過程の展開がしやすいように展開事例の「疾病・治療論各論」が終了してから開講するような時間割編成を行っている。

各論実習では、ポートフォリオ（備付資料）を活用して、学習成果を学生自身と全実習担当教員が把握している。各実習終了時には個人面談を行い、自己の課題等を明らかにして次の実習につなげている。

長期休暇には課題を課して自主学習を促している。学習成果を担当教員に提出し、その後、各チューターが個別指導につなげている。

学生個々の「学生カルテ」（備付資料）を用いて、学生の状況や個別指導内容を記載し、必要時には教員の誰もが閲覧できるようにして継続的な指導ができるように努力をしている。個人情報であるので、施錠した保管管理となっている。

看護師国家試験対策として専任担当者を配置し、2年次も模擬試験を実施し国家試験受験準備をモチベーションづけている。国家試験受験後には報告会が行われ、先輩から後輩に向けて、現在の学習の意味づけとモチベーションづけがされている。看護師国家試験は、平成29年度から令和2年度まで4年連続で全員合格し合格率100%を達成することができた。

が、令和 3 年度は不合格者がおり、全員合格とはならなかった。このことを踏まえ、これまでの指導だけでなく、個々の学生の学習への取り組みに対しての指導の修正が必要となった。

また、退学する学生がいることを認識しつつ、学生一人ひとりにより時間をかけ、より手厚い支援を行うことが求められている。そこで修学意欲を維持してもらうために、令和 3 年度も松本看護大学の専任教員にも講義を担当してもらうことにより、松本短期大学の専任教員の学生への個別指導の充実を図り、退学者や休学者の減少に向けて取り組んでいる。

卒業生からのメッセージが学科掲示板に貼られ、看護師として臨床現場で働く将来像を明確化することで学習の動機づけにつなげている。

【事務職員】

事務職員は本学の教育理念、教育目標を十分に理解し、出席、成績などの履修状況の把握等の職務を通じて、学生の学習成果を確認し、その獲得に向けて支援している。小規模大学の特色を生かし、所属部署の職務を通じて学生個々の特性に触れる機会が多く、職務に関連する修学相談や生活相談に発展することも多い。学習意欲が低下していると感じる学生には、声かけや学習成果獲得に向けてのアドバイスを行うなど、学生の学習成果獲得に向けて貢献するべく努力をしている。平成 28 年には SD 委員会が発足し、組織的に SD 活動を行う基盤ができた。例えば、担当業務の能力向上を図るために各担当者研修会（入試広報担当者研修・就職担当研修・教務担当研修・経理事務担当研修・補助金担当者研修等）に参加し、学生に対する修学支援や卒業に至る支援等が円滑に行えるように努めている。

卒業生へのアンケート調査の結果（備付資料）をみると、令和 3 年度は事務局・学生部の対応について、4 段階評価で 3 学科平均が 3.3 という結果であった。このことは履修に関する相談、各種事務手続き、就職相談などの進路相談が適切に行われたことを意味していると捉えられる。また、主として安否確認の手段として導入していた学校向けメール配信システム（オクレンジャー）を、遠隔授業の際の課題配信や危機管理委員会で決定された感染対策に関わる連絡のためにも利用し、連絡体制をよりしつかりとしたものにしてきた。

【施設設備等】

図書館職員は、現在のところ専任職員は 1 名で、シルバー人材センターに委託し 2 名の職員が交代で補助に入っている。短期大学としてのサービスへの満足度について卒業生アンケートで毎年質問しているが、令和 3 年度のアンケート（令和 2 年度卒業生が回答）では、図書館の満足度について 3 学科平均が 4 段階評価で 3.2 ポイントとなっており、「満足している」「やや満足している」という回答が多い傾向がみられた。その理由として、毎年、各学科に参考図書・関連図書及び推薦図書、実習関連図書、DVD などの視聴覚教材の購入希望をとり、新刊図書を優先して購入していることが一因であると考えられる。また、学生の声には資格・就職関連図書を希望する意見が多い。この希望に沿って、毎年、関連図書を購入していることも図書館の満足度につながっている。

さらに、令和 2 年度末には、松本看護大学設置準備にあたり、医学・看護に関連する専門図書を約 4500 冊（うち 300 冊は洋書の電子ブック）、シラバスに関連する一般

教養図書を約 1200 冊、視聴覚資料を約 170 点購入した。計 5400 冊程の蔵書追加にあたり、図書館 2 階に書架を増設した。1 階には各学科の専門図書、2 階には一般教養図書および参考図書が並ぶよう配架変更を行った。そして令和 3 年度 4 月に「松本短期大学図書館」から「松本看護大学・松本短期大学図書館」と名称が変更され、新着図書情報については「新着図書紹介 2021.4 月特大号」（備付資料）で学生・教職員に周知された。実習で使用する参考書やシラバスに掲載されている図書などの使用頻度の高い書籍は別配架とし、希望図書が貸し出されていて借りられないという学生の声に対して増冊も行う等、利便性の向上に努めている。このように学生にとっての学習や研究に対する図書館環境は毎年改善されている。

平成 30 年度からは、教員の要望を受け、レポートや文献研究に向けた文献検索ガイダンスを要望のあった授業内で実施している。また、学生の要望を受け、個人学習スペースの確保と試験 1 か月前限定ではあるが、土曜日の開館を行っている。今後、図書のリクエスト制度の周知、レファレンスサービスの充実をさらに努力していく必要がある。

ほかに、県内の私立大学・短期大学の図書館と連携して、読書推進企画「隣は何を読む人ぞう」を実施し、図書館の利用促進を狙っている。令和 3 年度には、県内の全大学・短期大学図書館の連携企画として、新型コロナウイルス感染症の流行によって心身に大きな影響を受けている大学生・短期大学生に向けて「コロナ禍に読んでほしい本」をテーマに推薦図書約 20 冊の展示・貸し出しも行った。

コロナ禍で開館時間の短縮や閉館せざるを得なかった期間があったことや、図書館内の座席数を減らすなどの制限はあったが、日ごろの学習、卒業研究や国家試験に向けた学修のための場として可能な限り図書館を開館するよう努めている。また、令和 2 年度 3 月から図書館内での飲水を認め、図書館の開館に対して変更が生じた場合はすぐにホームページ上で知らせたりするなど利用しやすい環境を維持している。

平成 27 年度より Wi-Fi 環境を食堂・中庭・図書館に整えたことにより、インターネット回線への接続の利便性は徐々に確保されてきた。学生からは、さらに拡大を希望する声が毎年出ており、学生支援委員会はその都度要望してきた。マルチメディア教室（パソコン教室）のパソコンのアップグレードについても同様に要望している。コロナ禍においては、学外の会議や学会などがオンライン上で行われることが一般的になっている中、令和 3 年度も学内の環境は相変わらず課題となっており、例えば学内の会議がオンライン（リアルタイム型）で行われたことはほとんどなく、オンラインでの対外会議に参加する際には研究室以外の場所を使用するなどの現状があった。そうした状況を踏まえ、令和 3 年 2 月に Wi-Fi 環境を全館で整え、学生の利便性の向上を図っている。

【区分 基準Ⅱ—B—2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ—B—2の現状>

入学前の不安を取り除くために、オープンキャンパスの折に卒業生との座談会や在学生による専門知識・技術の披露、学生生活についての説明等を行い、各学科の教育・学生支援の可視化を行っている。さらにオープンキャンパスでの体験学習を通して、実際の授業がイメージできるように工夫をしている。また、入学前の学習成果の把握・評価や能力と意欲の向上を図るために、各学科では入学予定者に対して入学前課題を送付し、入学後の指導に生かしている。

各学科の学習成果の獲得に向けて、各学期開始時にオリエンテーションを実施して、学習の動機付けに焦点を当て、学年別に教育課程委員会が中心となって指導している。「教育課程・学生生活ガイド」（提出資料）や「シラバス」（提出資料）を用いて履修登録、免許や資格の取得に必要な科目・単位数、CAP 制等の説明を行い、学生の登録ミスがないように教員と事務職員がダブルチェックし、卒業延期や資格取得ができないことがないように注意している。これらの内容について、入学時のオリエンテーションでは各学科の教育課程委員が中心となり、学習の方法や科目の選択等も含めてより丁寧に説明する機会を設けている。

1年後期以降は、成績及び単位取得状況がわかる「成績通知書」を配布し、通算取得単位数を確認させ、取得単位数が少ない学生や成績不振者に対しては、ゼミナール担当またはチューターが個別に指導している。GPA 制度を導入し、GPA2.0 未満の学生を学習不振者として指導対象としている。成績優秀者には、特待生として授業料を減免する制度を設けている。また、進度の速い学生や優秀な学生に対しては、国家資格の取得に加え、その他の資格についても情報提供し、希望する学生に対しては、その資格の取得支援も行っている。

基礎学力が不足している学生には科目ごとに補習講義やゼミまたはチューター担当教員等による個別指導を行っている。また、入学予定者に対して課題を課し、入学後の学習成果の獲得がしやすい配慮をしている。

学習上の悩みなどの相談については、ゼミナール担当またはチューターが窓口となって学科会議で情報交換を行い、必要に応じて個別に指導助言している。ゼミナール

担当またはチューターを通して、家族支援の要請も行っている。

留学生については看護学科のみ該当者がおり、チューターが支援している。

各学科での学習成果の獲得に向けての学習支援の取り組みは、次のとおりである。

【幼児保育学科】

入学前の学習支援として、令和元年度からは保育の学習への導入や実習・社会人マナーの基礎学習に関する課題を新たに導入し、個々の学生へフィードバックを行うとともに、初年次教育へつなげている。また、入学後のピアノ実技指導に向けて、準備学習としてバイエル教則本 60 番程度までの練習を求め、入学後にピアノ技術の確認を実施し、個別の進度に応じた指導を行っている。

入学後は、所属ゼミナールが決まる 5 月半ばまでチューター制をとっている。チューターは、入学当初の不安・緊張、人間関係の悩み、一人暮らしへの配慮など、さまざまな支援を担当している。その後、チューターからゼミナール担当教員に引き継がれ、生活・学習・実習・就職など、あらゆる面で助言・指導を行う体制をとっている。

学科会では毎回「学生について」の議題が設けられ、ゼミナール担当教員から必要に応じて学生についての情報提供がなされ、全員で共有し対応できる体制をとっている。支援が多分に必要な学生には、保護者面談を行うなど保護者との連携も行っている。

GPA2.0 未満の学生に対して、ゼミナール担当教員が個別学習時間の確保や個別学習課題を与えるなどして、学習意欲や成績向上に向けた支援を行っている。具体的には、学習の仕方や学習時間についての振り返りと今後の目標設定、SPI 問題集や模擬試験の学び直しによる基礎教養知識の定着をめざしている。個別指導の記録（備付資料）はファイルとして保管し、全教員が閲覧・記載できる体制をとっている。

【介護福祉学科】

入学前の学習支援として、①文章の書き方の向上を目的に課題図書読書感想文、②高齢者等との関わりを目的にボランティア活動報告書、③基礎学力の把握と向上を目的に漢字と生物の復習を課題としている。③については、その成果を確認するため、入学後、漢字検定 3 級程度の漢字テストと生物の復習テストを実施している。それぞれ点数が 6 割を満たない学生については再テストを実施し、基礎学力の底上げを行っている。ボランティア活動報告書については、令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設・事業所へ出向くことが困難となり、中止した。

入学後欠席が多い学生や GPA2.0 未満の学生に対して、チューターを中心に「振り返りシート」（備付資料）を用いながら面談を行い、他の教員と連絡を密にして学習支援を行っている。また、必要があれば、学科長を中心に学科の教員が連携して改善策を検討している。

学習や実習上の悩みは基本的には科目担当・実習担当やチューターが個別対応しているが、全教員が対応できるように、学科会で学生や実習に関して議題を設けて連携をとっている。定期試験における再試該当者については、学科会で検討後、科目担当者が課題を提示し、再試験受験に向けた学習指導を実施している。

国家試験対策として、学生全体の指導を行うために、2 年生は介護特別講座Ⅱ、1 年生は新カリキュラムとしてキャリアデザイン入門・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設けている。また、チューターを中心としたグループによる学習と個人学習を行い、知識の定着に向けてい

る。また、業者による模擬試験や介護福祉士養成施設協会による学力評価試験を活用し、客観的な指標を用いながら、学生に自己分析・今後の学習計画の立案を促し、自ら学ぶ態度の涵養に努めている。

実習では1年次の最初の実習前に「実習出発式」を開催し、学長、教員、介護福祉学科同窓会長から学生に対してメッセージが送られるほか、同窓会からは毎年、短期大学名・学科名入りのボールペンが学生一人ひとりに贈呈され、これから始める実習への決意と士気を高める機会となっている。平成28年度からは実習指導者連絡会において、学生が実習で取り組んだ結果をまとめた事例研究等の成果物を配布している。

優秀学生に対しては、実習指導者連絡会、学会、文化祭等での発表の場を設けている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、優秀学生の発表の機会を失っている。一方、信州ふっころフェスティバル介護技術コンテスト(ケアコン)に応募し、介護福祉学科2年生が最優秀賞と優秀賞を獲得することができ、日頃の学習成果を公式に認められ、学生にとって大きな励みにつながった。さらに卒業時には、学科独自の「介護福祉研究最優秀賞・優秀賞」「勤勉賞」「広報活動貢献賞」等を設け、それぞれの学生の成果や貢献、努力を表彰している。

【看護学科】

入学前の学習支援及び1年次の学習結果を踏まえ、学習支援としては、学年担当の教育課程委員が2年次の休暇ごとに看護師国家試験に準じた課題を提示して、自分なりに解説づくりをした学習結果を提出後、学習不足部分にコメントして返却するなど「自分なりに考える力」を培うことを目的に実施している。加えて、GPA2.0未満の学生に対してはチューターごとに個別面談をし、入学以降の成績も参考にしながら、学習方法や生活状況について助言し支援を行っている。ただ、看護の学習をするのが初めての中で、自分なりの学習方法が身に付いていないことで学力不振を実感し、学習してみて「考えていたのと違う」ということで、悩みを抱える際は、保健室や学生部とも連携して学生のサポートに対応している。

3年次では資格取得の対策として、実習の間のインターバルにおいて、学習意欲を維持するために学内で専門の担当者が年間計画に基づいて、学習上の面談と国試対策の授業を開講して成績に応じた個別指導を随時行っている。定期的に業者模試を実施して、実習での学びやインターバル学習で成果を確認しており、その結果は学科会での報告を通して教員間で共有している。演習や臨床実習では学生一人ひとりの学びの集積としてポートフォリオを作成しており、学生の成長を時間的な推移で捉えてその成長を可視化し、個々の学生への支援に活用している。

また、成績のみならず、心身の健康問題や家庭事情が学業に影響していると考えられる場合には、倫理的に配慮した上で学科会会議にて全教員が情報を共有し、学生部や保健室と連携して対応するとともに、保護者との面談もチューターが窓口となり、対応している。中国国籍の学生も在籍しており、チューターや基礎看護学の教員を中心に学習の個別指導など柔軟に対応している。

このような学習支援を行うことで、2017年(平成29年)以降、看護師国家試験受験合格者は100%を達成したが、令和3年度は不合格となった学生が出てしまった。今後は、卒業した不合格学生への対応も検討していく。

[区分 基準Ⅱ—B—3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ—B—3 の現状>

学生支援のための組織として、学生部と学生支援委員会が組織され、互いに連携している。学科ではゼミナール制とチューター制の中で、各担当教員が学生の生活、学習、進路について個別に支援に当たっている。

令和3年度は、学生部長と事務職員2名、保健担当1名で構成され、学生支援委員会と連携して学生が充実した生活を送れるように支援した。

学生生活の中で大きな成長の場となる課外活動として自治会活動がある。その運営管理の支援を学生部と学生支援委員会が中心になって担っている。具体的には新入生歓迎会・フレッシュマン交流会（4月）、松本市を代表する夏の一大まつりである「松本ぼんぼん」（8月）、学園祭である「おとぎ祭」（10月）、卒業記念パーティー（3月）等の学生主体の自治体活動に対して後方支援を行ってきた。しかし、卒業記念パーティーは令和元年度から、学園祭や「松本ぼんぼん」への参加については令和2年度から、感染症の影響で実施には至らなかった。令和2年度と令和3年度に実施できたのは、各学科のフレッシュマン交流会とマツタンカップという学科を超えたスポーツ交流大会であった。マツタンカップは、平成30年度まで行われていた「楽KAN祭」（土曜日開催）に代わって行われるようになったイベントで、令和2年度と令和3年度には、バスケットボール、バレーボール、ドッジボールが平日の午後に行われた。土曜開

催から平日開催、そして複数回開催へと変更してきたことにより、参加学生の延べ人数は増えている。学生部や学生支援委員会は、地域の感染警戒レベルを鑑みながら開催について助言した。自治会は、非接触式の体温計、アルコール消毒薬、予備のマスクなどを購入し、競技中や応援の際の注意事項を呼びかけるなど感染予防対策に十分留意しており、今後の行事・イベント運営につながる姿であったと評価している。

サークル活動は毎年5~6サークル結成されており、学科・学年を超えた交流の場となっている。このサークル活動の円滑な実施のために、各サークルの代表者との連絡会を設け、使用する会場や時間帯の割り振りをしたり、感染症拡大防止のための時間制限について理解を図ったりしてきた。特に令和3年度は、サークル活動の窓口となる教職員を位置づけ、必要に応じてサークル代表者と連絡を取ってきた。

学生食堂は、日替わりで定食・どんぶり・麺類のメニューとなっており、弁当を持ち込んで食べることも可能となっている。また、学食付近のスペースでパンの販売もされている。令和2年度以降は感染予防対策のため、券売機の前と食事を受け取るカウンター前の床には足形を貼り付け、自動販売機の前にはベルトパーテーションを設置して距離をとることを促した。食事を摂る各テーブルの上には、「黙食」を促す表示等を複数設置し、同時に対面しないような座席配置とした。座席数は280席から84席に減らさざるを得なかったが、近くの教室や体育館・グラウンドを開放しているため、学生には理解が得られていると思われる。また、学生からの要望で平成27年度以降食堂内に電子レンジが設置され、さらに追加配置も検討されていたが、感染予防のため令和2年度より使用できないようにして現在に至っている。他に感染警戒レベルに応じて食堂の開放時間も制限したため、飲み物の自動販売機1台を体育館入り口ホールに移動し、食堂に入れない時にも使えるようにし、便宜を図った。令和3年度1月には新しい自動販売機（お菓子と飲み物）の設置も完了し、わずかではあるものの、キャンパス・アメニティの充実度が増してきている。

令和3年度は、令和2年度まで女子ロッカー室として使用してきた教室（2号館1階）をスタディールーム（自習室）とし、女子ロッカー室は1号館2階に移設した。ロッカー室は学生一人ひとりにロッカーが割り当てられ、個人の荷物を入れられるようになっているほか、更衣室としても利用されており、特に女子に関しては防犯上の理由もあって1階から2階に移設された。スタディールームには、スタンドやコンセントを備えた個別の学習用デスクや談話・打ち合わせ等に活用できる大テーブルなどが設置されている。感染症予防対策のため、当面は座席数を減らし、特に大テーブルは向き合わないような配置としている。併せて、スタディールーム前の廊下に飲み物の自動販売機も設置された。このスタディールームは、空き時間等における自習の場として、自治会の打ち合わせの場として利用されている。Wi-Fi環境が整ったことで、令和4年度以降はさらに利用する学生が増えるのではないかと予想している。

また、令和3年度は、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、必要に応じて見直しを図りながら、学生に周知徹底してきた。内容は以下の①~⑥のとおりである。併せて、コロナ禍におけるキャンパス内の各施設利用についても、以下に表で示す。令和3年10月より原則として20時に大学構内を閉じることとなったため、各施設の最終利用時間を19時30分までと変更した。他に食堂はバスを待つ学生の冬場の待機場所として都合がよい点もあり、危機管理委員会の決定を受けて食事時間のみの開放から8:30~18:00の開放に変更となった。このように見直した内容

等はその都度メール配信システム（オクレンジャー）により学生に対して周知徹底された。

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生への指導内容

- ①学内はマスクを着用する。マスクは不織布マスクを基本とする。
- ②毎朝自宅で体温測定を実施してから登校する。※健康チェック表に体温を記録する。37℃以上の発熱（平熱と比べて明らかに熱っぽい感じ）や、軽い風邪症状、その他の症状が普段と明らかに違う場合には、無理せず欠席する。
- ③学生昇降口から出入りし、必ず手指消毒をしてから入構する。
- ④朝教室に入る前に、石けんで手洗いを実施する。
- ⑤教室出入りの際は、手指消毒を行う（手指消毒用のアルコールを設置）。
- ⑤ 三つの密（密閉・密集・密接）を避けて行動する。

■コロナ禍におけるキャンパス内の各施設利用について

長野県発出感染警戒レベル (松本圏域)	1	2	3	4	5
食堂	マスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食堂の食事利用者のみ使用可	マスク着用で13:30-18:00 (午前中は使用不可) ただし食堂の食事利用者のみ 11:00-13:30の使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可	11:00-13:30 食堂の食事利用者のみ 使用可 ※ただしメニューは限定される場合がある
体育館	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する 他校との交流試合は禁止	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る 常時扉・窓を開放する ギャラリー(2F)の窓も開放する 常時換気扇を稼働する サークル活動は禁止
205教室 (パソコン室)	8:30-19:30 ※ただし授業がない時に限る	8:30-19:30 ※ただし授業がない時に限る	8:30-18:00 ※ただし授業がない時に限る	8:30-18:00 ※ただし授業がない時に限る	8:30-18:00 ※ただし授業がない時に限る
グラウンド	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-19:30 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る	8:00-18:00 ※ただし授業がない時間に 限る サークル活動は禁止
図書館	通常使用 8:30-19:30	通常使用 8:30-19:30	状況により時間や人数制限を 検討する (8:30-19:30)	状況により時間や人数制限を 検討する (8:30-19:30)	状況により時間や人数制限を 検討する
スタディ ルーム	マスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避ける マスク着用で8:30-19:30 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避ける マスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避ける マスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 ※飲食可	席数を減らして対面を避ける マスク着用で8:30-18:00 ただし11:00-13:30は食事 目的の利用者優先 それ以外の時間は自習室と して使用可 常時換気扇を稼働する ※飲食可
1号館・2号 館・3号館 の教室	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていないければ空き教室 として使用可(マスク着用で 8:30-19:30)	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていないければ空き教室 として使用可 (マスク着用で8:30-19:30)	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていないければ空き教室 として使用可 (マスク着用で8:30-18:00)	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていないければ空き教室 として使用可 (マスク着用で8:30-18:00)	601以外は昼食時間(12: 15-13:00)に食事をとる場所 として使用可 それ以外の時間は、授業等 が入っていないければ空き教室 として使用可 (マスク着用で8:30-18:00)
健康管理センター 8:30~17:00	1F 事務局 8:30~17:00 各種証明書の発行については時間内の申請をする		2F 学生部 8:30~17:00 模擬面接の希望は事前予約 資料の閲覧時には人数制限を設ける		

学生寮は設備していないが、遠方からの入学生に対しては、近隣に安心して居住できる住居が見つかるように、不動産業者の紹介を行っている。

通学は JR の村井駅が最寄り駅となっており、村井駅からキャンパスまではスクールバス（マイクロバス）を運行している。

コロナ禍においては、3密回避という観点で、特に前期の4月～6月は帰宅時のマイクロバスの混雑が心配された。今後、新型コロナウイルスの感染症レベルによっては増便も検討したい。

駐車場については、地域柄、自動車を利用しての通学希望者が多いため、グラウンドの再整備に伴い、大学の地所続きに221台分の駐車スペースを確保した。学生に対しては入学時や各学期開始時に説明と申請受付を実施し、学期途中でも随時必要者に対応している。その結果、多くの学生が利用している（以下の表参照）。

■ 学生駐車場利用者状況(令和4年3月31日現在) (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学生数	441	478	455	453	370
利用者数	159	134	165	178	155

また、雨天時に備え、自転車やバイク通学の学生のために屋根つきの駐輪場も確保している。

松本看護大学が併設され、令和6年度の大学4年生までが在学することになったときの駐車台数を予想すると駐車場は不足する見込みであるため、これに備えた新たな駐車場の確保が今後必要になると思われる。また、交通事故対策のために構内に一時停止線を設けたり看板を設置したりし、交通安全運動期間中などに学生部及び学生支援委員による通学時間帯の街頭指導を行うなど交通安全に対する啓蒙活動をしている。

経済的支援が必要な学生に対して、外部の奨学金制度について紹介している。入学時や各学期始めのオリエンテーション時に日本学生支援機構による奨学金制度の目的・内容・申請手続き方法について説明している。他にも長野県看護職員修学資金、長野県立病院機構修学資金、長野県保育士修学資金、長野県介護福祉士修学資金、生命保険協会介護福祉士養成給付型奨学金制度、篠原欣子記念財団奨学金、病院関係奨学金等の制度を利用できる旨の情報提供をしている。なお、令和2年度から国の制度として始まった「高等教育修学支援新制度(授業料減免・日本学生支援機構の給付奨学金)」については、対象校として認定されるように国へ申請し、その結果、毎年対象校として認定されている。高等教育修学支援新制度についての学生への説明は、入学時や各学期初めのオリエンテーション時に日本学生支援機構奨学金制度の説明と同時に行っている。

留学生は、令和3年度は看護学科3年に1名在籍している。病院奨学金を利用しており、就職先はその病院奨学金を利用している病院の予定である。

■ 奨学金利用者数(令和3年3月31日現在) (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学生数	441	478	455	453	370
日本学生支援機構奨学金制度利用者数	170	126	146	223	155
その他の奨学金制度利用者数	33	95	91	94	80

学生の悩みや問題が多様化する中、メンタル面で問題を抱えている学生が多く、ゼミナール・チューターの教員や保健室担当者が大学生生活全般についての相談に応じている。保健室担当者は、平成 29 年度より非常勤職員として、令和 2 年度からは専任職員として常駐する体制が整えられた。

令和 3 年度の松本看護大学開学に併せて、保健室は「保健管理センター」と名称を変更した。保健管理センター担当者は、学内の感染対策の中心を担い、学生玄関前等に設置している体温測定器や各教室前の消毒薬、ペーパー類の点検・補充等をはじめ、体調不良の学生の対応、やむを得ず県外を往来する学生への検査の指示などを行っている。相談のために保健管理センターを利用する学生は多いが、感染予防のため、学生の在室時間を制限して対応に当たっている。このことについては、令和 3 年度後期のオリエンテーションで学生に周知された。また令和 3 年度前期までは、配布した専用紙やメールを利用して学生の体調（主として体温）を管理していたが、後期から「健康日記」というアプリケーションによる一元管理を始めた。これにより管理の煩雑さは少なくなり、学生の体調変化に気づきやすくなる等、健康管理体制が強化された。令和 4 年度には試用から正式導入となるため、学生には今以上の利用促進を図り、より有効な運用ができるように工夫を図っていく必要がある。他に令和 3 年度の冬季を前に、大教室を中心に二酸化炭素測定器を配備し、換気のタイミングを判断できるようにしている。

令和 3 年度は、学生に対して新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の希望を聴取して申し込み、松本大学での集団接種に至った。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するため、「学習成果および学生支援の満足度に関する調査」を実施している（備付資料）。令和 3 年度からはアンケート用紙から QR コードを通して回答する形式に変え、学生が回答しやすいように配慮している。その結果については全教職員に配布され、拡大教授会で説明がなされる等、情報共有を図っている。学生から教室・食堂の環境改善（ごみの散らかしや私物放置）の要望があり、学期オリエンテーションでの指導を強化し改善してきた。また、喫煙マナーや交通安全指導についても実施してきた。

キャリアアップを目指す社会人学生は学習意欲が高く、学生生活全般にわたって一般学生の模範となっている。以前に取得した単位について、履修校のシラバスと照合しながら該当科目担当教員や学科教員と検討して既修得単位として認定している。

障がい者の受け入れのための施設設備に関しては、エレベーターが 2 号館に設置されている。設備面以外にも障がい者に対してどのような配慮が必要かを学ぶため、令和 3 年 9 月に FD・SD 合同研修会を開催し、障害者差別解消法と合理的配慮について学習した。

長期履修に関する規定は定められておらず、現在のところ長期履修生を受け入れる体制とはなっていないが、入学生確保や退学者の回避という観点からも個々の学生に応じた多様な学修形態についても今後、検討していく必要がある。

学生の社会的活動を推進するために、ボランティア活動を推奨している。平成 29 年度から始まった「松本マラソン」には、100 名を超える学生がボランティアとして参加してきたが、令和 2 年度と令和 3 年度と連続して中止となった。他のボランティア活動についても、コロナ禍においては中止になることが多かったが、ボランティア活動の評価の在り方の検討を続けている。介護福祉学科では「ボランティア感謝状」という

独自の表彰制度を設けて学科内で表彰しており、他の学科も今後、参考にしていく予定である。

介護福祉学科では、科目担当とチューターが連絡を取り合い、原則として、授業を2回欠席すると本人面談、3回目は親に手紙を送付する、4回目は三者面談を実施している。面談では、試験の受験資格無効を無くすとともに、卒業後の進路への動機づけや生活習慣の改善ができるように家族への協力も求めるようにしている。また「介護福祉研究最優秀賞」「自治会活動感謝状」「ボランティア活動賞」「広報活動貢献賞」など、独自の賞を学科会で決定して表彰している。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止によりボランティア活動ができなかったため、「ボランティア活動賞」の該当者はいなかった。

【区分 基準Ⅱ—B—4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ—B—4 の現状>

学生部は、学生ができるだけ早い時期から就職活動に入りやすい環境を構築するために、入学時のオリエンテーションで学生部の役割や提供している情報・資料等について全学生に説明し、自主的な就職活動の意識付けと促進を図っている。

学生部の室内には就職に関する各種資料が保管されている。中でも「過去問題」は学生が最も閲覧している資料の1つである。これは、学生が就職試験の終了後に提出した報告書から得られた情報をもとに、自治体ごと・病院や施設など事業所ごとに整理・ストックしたもので、閲覧はもちろん希望に応じて配布もできるようにしている。「過去問題」の中身としては、一般教養試験や専門試験のおよその内容や分量、面接試験の際の質問内容であり、平成30年度から令和3年度までの4年分が学科ごとに蓄積されたことになる（備付資料）。そして学生部では学生の申し出に応じて模擬面接も実施している。学生と学生部職員の1対1または1対2の模擬面接のほか、幼児保育学科の学生は三次試験に進んだ学生の多くが理事者面接となるため、それを想定した学生対複数職員による模擬面接も学長に協力を依頼する形で行っている。学生は、このような模擬面接をゼミナール担当やチューターの教員とも行っているが、最終確認のため場として学生部は活用されており、模擬面接の機会は令和元年度と比べると2倍程度に増えている。コロナ禍であることから、模擬面接は予約制とし、1人にかかる時間も振り返りの時間を含め40分程度を目安としているが、希望する学生にできるだけ応えられるようにし、学生によっては40分を超えての対応や複数回の利用がある。併せて学生部では履歴書添削も行っている。4年制大学への編入学希望者についても同様に、希望した学生に対しては、エントリーシートの添削や小論文対策の練習として学生が作成した解答の添削を行っている。その際はゼミ担当教員やチューター担当教員

との連携を図っている。

求人票については、長野県内の求人票は、幼児保育学科は主に女子ロッカー一室の前、介護福祉学科は学生部前、看護学科は 2 号館 3 階のスペースに掲示をして、学生がいつでも確認できるようにしている。求人先から郵送されるパンフレット等で複数の部数があるものについては、令和 3 年度から新型コロナウイルス感染症対策の一環で学生部内へ複数学生が入室できない場合があるため、自由に持ち帰ることができるよう求人票掲示板から持ち帰るようにするなどの変更を行った。長野県外の求人は一覧表にしており、希望する学生がいれば、その求めに応じて一覧表を渡している。

また、学生に進路希望カードを提出してもらい、1 年次後期の時点での進路希望を把握している。学生がどこの地域の保育所や施設、病院に就職したいのかなどを把握し、採用情報が出たときには学科の教員にメールや学生の個人アドレスに配信している。

学科ごとの対応としては、幼児保育学科では「キャリアサポート」と称して、SPI 模擬試験から基礎的な学力の把握を行い、就職試験等に活かしている。また、介護福祉学科と看護学科ではそれぞれの国家試験合格に向けての対策講座を実施している。幼児保育学科で令和元年度まで行っていた外部講師を招いてのセミナーは、コロナ禍により実施しにくい状況となってしまったが、代わりに一般教養の力を高めるための問題集を全学生に配布したり作文添削などを実施したりして、これまでとは違ったサポート内容としてきた。他に希望者には保育士就職模擬試験も実施し、翌年度の 2 年次 5 月頃から始まる採用試験に備えている。幼児保育学科の年間の進路支援スケジュールは次項の表のとおりである。

また、介護福祉学科と幼児保育学科では、学内での「就職相談会」「自治体就職ガイダンス」を企画し実施している。介護福祉学科の「就職相談会」は、毎年 6 月に設けており、長野県中・南信地域の介護施設が多く来校されブースを作っている。そこには介護福祉学科の 1 年生・2 年生の全員が参加し、また幼児保育学科は希望する 2 年生も参加している。令和 2 年度は資料の閲覧に留めたが、令和 3 年度は感染対策を万全にして令和元年度と同様の対面での相談会が実施できた。1 年生にとっては就職への意識を早期に高める貴重な機会となっている。また、幼児保育学科が令和 2 年度から 1 年生を対象に行っている「自治体就職ガイダンス」には、毎年 10 程度の市町村の人事担当者や保育所関係者らが来校されている。試験の内容・時期・およその採用人数、保育士の勤務形態や研修制度、保育のアルバイトなどについて詳しく知る機会が設けられた。

こうした就職相談会や就職ガイダンスを各学科と学生部が連携して企画・運営し、就職全般の支援を行った結果、例えば、幼児保育学科では自治体正規職の保育士（公務員中級合格者）として採用された人数は増加傾向を示している。以下に幼児保育学科のキャリアサポートの年間計画、過去 5 年間の自治体正規保育士の内定状況の推移、そして過去 2 年間の自治体別正規合格者数を示す。

■ 幼児保育学科のキャリアサポートの年間計画

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和3年度 1学生	授業：キャリア形成Ⅰ（8）			授業：キャリア形成Ⅱ（8）		←1年生必修
	SPI模試			問題集配布	就職模試	作文添削
				(10月)	(12月初)	(12月末)
				←1年生全員参加		
令和3年度 2年生	第2回保育士就職模試（直前対策）					
	(5月 2年生希望者約70名実施)					
	各市町村公務員中級試験開始（5月下旬から）			→		
	私立園就職説明会（5月初旬から）試験開始					
			松本市2次試験対策会	各市町村3次試験対策会		
			(7月)	その他市町村2次試験対策会		

■ 幼児保育学科の学生の自治体正規保育士としての内定状況（人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
学生数	4	6	11	16	16

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

令和 2 年度

松本市（6）、塩尻市（1）、安曇野市（1）、飯山市（1）、茅野市（1）、諏訪市（1）辰野町（1）
小布施町（2）、麻績村（1）、山形村（1）

令和 3 年度

松本市（4）、茅野市（2）、飯田市（1）、東御市（1）、上田市（1）、山ノ内町（1）、辰野町（1）
箕輪町（1）、南箕輪村（1）、朝日村（1）、松川村（1）、高山村（1）

このような結果からも、就職に対する支援は大変充実してきたといえる。幼児保育学科の学生の就職先の全てが自治体の保育所というわけではないが、公務員として就職することを学生本人が目指し、保護者も望むことが多いため、対外的な資料としても大切であると捉えている。

就職状況については、学生から提出された内定届を学生部がその都度更新し、定期的に学科会や拡大教授会等で報告され、情報共有を図っている。また、学校のパンフレットやホームページにも反映させている。また、近年、幼児保育学科では、施設就職の分野において、新しく「児童の放課後支援」や「就労継続支援（B型）」などに就職を希望する学生が増えており、これらの雇用形態や就職場所の分析など新たな対策方法が検討されている

また、進学については 4 年制大学への進学を学生部・ゼミナール担当・チューターが共有し、個別相談にも応じ、学生個々への編入学試験の支援をしている。編入についての選考委員会の制度化を働きかけ、公立の長野大学には令和 2 年度と令和 3 年度と連続して編入している。加えて令和 3 年度は、私立 4 年制大学（福祉系）に 1 名が編入することになった。留学については今のところ実績はない。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の課題>

■学生の自治会行事の支援に関する課題

令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学園祭が中止となり、サークル活動等にも制約があった。こうした中でも、学生同士の交流を推進し、学生が主体的に活動・活躍できるように支援していくことが課題である。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大時期を避けながら、自治会が企画したフレッシュマン交流会やマツタンカップが実施できるよう支援した。一方で、学園祭は、リモートやオンラインで実施できるような具体的な支援はできず、縮小開催にも至らなかった。

令和4年度はこのような反省を踏まえながら、学生が主体となって行う行事・イベントが少しでも実現できるよう支援していきたい。また看護大学の自治会との連携の在り方についても協議していく必要がある。

■進路支援に関する課題

就職活動については各学科特色ある取り組みをしている。幼児保育学科では学生の就職活動の意欲につなげるために、キャリア教育の一環として、公務員試験を始めとした対策講座を組織的に計画している。介護福祉学科では6月に就職相談会を開催している。また、介護福祉士国家試験に向けての対策を強化している。看護学科では、進路支援と看護師国家試験対策を充実させている。

その一方、令和3年度も新型コロナウイルスの影響により、学外実習が行えず、学内実習とならざるを得ない時期があった。また、就職希望先への訪問にも制約がかかり、コロナ禍以前よりも就職活動を十分に行えない学生がいる。そのためか、例年に比べて就職内定が遅くなりつつある。こうした社会情勢の変化も見据えた上で、さらにきめ細やかな進路支援を行っていくことが課題である。

各就職先に関する資料が充実し就職活動の具体的なスケジュールが認知され、相談会やガイダンスなどの後押しにより、学生の自主的な就職活動は一時期よりかなり促進されてきていると思われる。一方で、就職活動が思うように進まない学生もいる。このような学生には、早期に学科の教員と学生部が連携して対応することが必要で、実習経験が少なく就職に不安がある学生に対しての個別支援や、これまでの卒業生にない就職先の情報の入手など、新たな取り組みも必要であると思われる。

また、入学時にもっていた将来像や職業観が在学中に変わり、当初予定していた資格取得を希望しないケースもみられる。このような場合でも、個別指導や他の資格取得支援の充実を図り、退学せずに本人の希望する職場への就職につながるようにしていく必要がある。転科した場合は、学科間の情報交換や連携がより重要となる。4年制大学等に進学する場合は、通常のカリキュラムのほか、専門論文や面接等の指導が必要となるため、学生部での指導に加え、各学科による個別指導が求められる。

■施設設備環境に関する課題

グラウンド整備、駐車場の整備などが徐々に行われ、令和3年度は、松本看護大学の開設と共に音楽棟が新設されるなど、キャンパス内の施設については充実してきた。一方で、教室によっては、マイクの不具合やDVD再生ができないなど機材に不備が見られ、かねてから課題となっていたWi-Fi環境は、整いつつあるものの、場所によ

では電波が届かないなど改善の余地を残している。学生が学びやすい環境、教員が授業準備や研究を十分に行える環境を早期に整備していくことが求められる。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の特記事項>

なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

1) 前回（平成 29 年度）の認証評価で指摘された向上・充実のための課題

〔教育課程〕

各学科は、資格取得が中心となる教育活動をしており、資格について「各所官庁に認可を受けていることから、社会的に通用性がある」とみなしている。しかし、幼児保育学科と介護福祉学科では、学則に定めた卒業認定・学位授与に必要な単位と、学科の主要な資格に必要な単位は別になっている。このため、卒業認定・学位授与の方針が、社会的に通用性があることを、学科が取得させようとする資格の社会的意義から説明することができない。

3 学科の入学者受け入れの方針は、ケアスペシャリストになろうとする資質（人物像）に注目しており、習得している知識、コミュニケーション能力等の入学前の学習効果の把握・評価と関係付けられていない。また、各学科の到達目標を示すものでもある学習成果とどのように関係するのか、明示的には示されていない。入学者受け入れの方針は、再検討が必要である。

2) これまでの改善計画とその実施状況

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、学則に定めた卒業認定・学位授与に必要な単位と学科の主要な資格に必要な単位は異なっていたので再度、資格を必要とする科目単位と卒業認定・学位授与に必要な科目単位を比較した。その結果、科目については実習を除いてほぼ重なり合っているため、資格が取得できなくても卒業認定・学位授与にあたり、学科が目指す学習成果は保障されている。学習成果については履修カルテにより可視化されている。一方、資格を必要としない学生は、実習実施期間が休講になるので資格を取得しない学生についての支援が新たな課題として見出された。休講については授業のコマ数が削減されるということではなく、学習時間数は保障されている。

幼児保育学科では、入学前の学習習得状況を明示できるよう、入学後のオリエンテーションで知識状況と実習現場で必要とされるピアノ実技状況を把握するようにした。知識状況については、入学試験合格後に出したSPI問題集の課題の習得状況を確認し、ピアノ実技においては演奏により把握するようにした。演奏による学習状況の確認は、バイエル教則本の進度状況や曲目を学生に明示してもらい、授業の開始前までに実技担当教員へ詳細を報告し指導の参考資料にしてもらうことにした（提出資料）。その結果、学生の入学時の姿が可視化できるようになった。2年間の学習成果の経緯状況は、履修カルテ記載内容（成績など）、数回にわたる実習記録内容、GPA 数値で把握できるようになり、評価との関係性も付けられるようになった。一方、入学時の学習習得状況の低い学

生についての支援が新たな課題として見出された。

【介護福祉学科】

介護福祉学科では、令和元年度～令和2年度にかけて教育課程の見直しを行った。その結果、令和3年度からの新カリキュラムでは、実習指導の科目となる「介護総合演習」や医療的ケアに関する科目、介護実習以外は、学則に定めた卒業認定・学位授与に必要な科目と介護福祉士国家資格取得に必要な科目に差がない状況となっている。

また、新カリキュラムでは、①聞く・読む・書く力や自己管理術、プレゼンテーション能力といった基礎学力を高める「初年度教育Ⅰ・Ⅱ」、②様々な活動を通して地域社会を多角的な視点からとらえる素養を育む「地域生活と文化」、③自己理解や履歴書の書き方、面接方法といった進路選択・進路設計の準備を行う「キャリアデザイン入門・Ⅰ」、④コンプライアンスやPDCAサイクル、リーダーシップ、フォロワーシップ、OJT、コーチング等のチームマネジメントを内容とする「人間関係とコミュニケーションⅡ」等が新たに追加された。これらの科目履修は、介護福祉士国家試験合格に必要な能力のみならず、職場や地域社会で多様な人々と一緒に仕事をしていくために必要な能力の獲得にもつながる。これは、経済産業省が2006（平成18）年に発表した「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」からなる「社会人基礎力」にも通じるものである。このように介護福祉学科では、介護福祉士国家資格取得支援の方向性を基本としつつも、仮に介護福祉士国家資格を取得せずに卒業のみを選択した場合においても、地域社会の中で活躍できる人材となるよう、社会的に汎用性のあるカリキュラムを採用している。

仮に介護福祉士国家資格の取得を選択しない場合においても、他の資格取得支援を行う等、対象となる学生が学習に対してモチベーションを維持できるように配慮している。例えば「福祉住環境論」の科目では「福祉住環境コーディネーター2級または3級」の取得支援を行っている。また、希望者を対象に「介護口腔ケア推進士」の取得に向けた個別指導も実施している。他の学生が介護実習を行っている期間中は、対象となる学生に応じた課題を出し、教員が交代で指導を行う等、学習時間の確保と学習支援に努めている。

【看護学科】

卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育目標の関連性を再考し表現の修正を行った。入学後から1年間の学習の振り返るために、達成度の確認と内容に関する復習テストを実施して、現在の基礎学力を把握し、全教員で結果を共有してチューターごとに必要時、個別指導の参考として役立てた。

入学前学習支援として、平成29年度から入学予定者を登校させる形で学習サポートを実施しており、令和3年度の入学生に対しても業者テキスト1冊と課題レポートを課した。業者テキストは、1冊で看護学の基礎となりうる高校までの学習内容を網羅し、自己で答え合わせができるものを選択した。入学直後に提出させ、達成度の確認と内容に関する復習テストを実施して、入学前の基礎学力を把握した。全教員で結果を共有してチューターごとに必要時、個別指導の参考として役立てた。課題レポートでは、ナイチンゲールまたはマザーテレサに関する本の内容を引用しながら自己の目指す看護師像についてレポートするよう求めた。これにより専門職を目指す学習の動機

付けができ、特に基礎看護学の科目では導入したことで一定の効果が得られている。また、レポートの内容からは家庭環境や健康状態に関する情報も読み取ることができ、チューターに情報提供することで個別学習支援に役立っている。

入学後の学習支援としては、学年担当の教育課程委員が各学年の休暇ごとに看護師国家試験に準じた課題を提示して、自分なりに解説づくりをした学習結果を提出後、学習不足部分にコメントして返却するなど「自分なりに考える力」を培うことを目的に実施している。加えて、GPA2.0未滿の学生に対してはチューターごとに個別面談をし、入学時の成績も参考にしながら、学習方法や生活状況について助言し支援を行っている。ただ、看護の学習をするのが初めての中で、自分なりの学習方法が身に付いていないことで学力不振を実感し、学習してみて「考えていたのと違う」ということで、悩みを抱える際は、保健室や学生部とも連携して学生のサポートに対応している。3年時では資格取得の対策として、実習の間のインターバルにおいて、学習意欲を維持するため学内で専門の担当者が年間計画に基づいて、学習上の面談と国試対策授業を開講して成績に応じた個別指導を随時行っている。定期的に業者模試を実施して、実習での学びやインターバル学習で成果を確認しており、その結果は学科会報告を通して教員間で共有している。演習や臨床実習では学生一人ひとりの学びの集積としてポートフォリオを作成しており、学生の成長を時間的な推移で捉えてその成長を可視化するために実施している。

また、成績のみならず心身の健康問題や家庭事情が学業に影響していると考えられる場合には、倫理的に配慮した上で学科会会議にて全教員が情報を共有し、学生部や保健室と連携をとり対応すると共に、保護者との面談もチューターが窓口となり、対応している。中国国籍の学生も在籍しており、チューターや基礎看護学の教員を中心に学習の個別指導など柔軟に対応している。このような学習支援を行うことで、2017年（平成29年）以降、看護師国家試験受験合格者は100%を達成している。

通常、保護者懇談会は年2回開催し、学習や実習状況の説明、国家試験対策の説明等を行って学習支援対策の理解を求め、保護者からの意見も直接聞きながら、学生個々の成績に合わせた学習支援方法の改善に努めている。しかし、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、保護者懇談会を中止している代わりに、保護者へのアンケートによる意見集約を図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【幼児保育学科】

授業のコマ数の削減はないものの、資格を取得しない学生は実習実施期間が休講になるため、学びのモチベーションを下げないように、学内または自宅での課題学習の計画を検討していく予定である。

入学時の学習習得状況の低い学生についての支援に対応するため、ゼミ担当教員、または専門教科教員による補講の計画を検討していく予定である。

【介護福祉学科】

令和3年度から本学においても介護福祉士養成教育の新カリキュラムがスタートしている。この新カリキュラムの導入に伴い、令和5年1月29日実施予定の第35回介護福祉士国家試験から新たな出題基準に切り替わる。こうした変化に対応するため、

DP（卒業認定・学位授与の方針）とともに介護福祉学科 AP（入学者受入れの方針）と CP（教育課程編成・実施の方針）を再度見直すことが課題として挙げられる。

また、介護福祉士国家資格の取得を選択しない場合も想定し、その他の資格支援の拡充を図っていく必要がある。仮に介護福祉士国家資格は取得できなくても、他の資格が取得できれば、活躍の幅が広がり、自信につながる。このことは介護福祉士国家資格取得を目指す学生にとっても有益である。介護福祉士国家資格プラスαの資格を取得できれば、学習意欲の向上が期待できる。

令和4年度は、「福祉住環境コーディネーター2級・3級」（東京商工会議所）や「介護口腔ケア推進士」（一般社団法人総合健康支援推進協会）に加え、新たに「認知症ケア准専門士」（一般社団法人日本認知症ケア学会）、そして全国の短期大学では初となる「ケアセラピスト」（日本ケアセラピスト協会）の資格取得支援に向けて準備を進めていく予定である。

【看護学科】

学習成果の表明と評価方法の創出が課題である。カリキュラムマップやシラバスにおいて学修すべき内容は講義最初のガイダンスや講義内で説明はしているが、科目担当者が成績評価にあげる到達目標と成績評価として具体的内容の明示など、ルーブリック評価や量的・質的な教育評価に関する仕組みが必要である。

また、教育課程レベルでの PDCA サイクルを有機的に稼働させることも重要となる。一部科目でのルーブリック評価や授業評価、各教員の個人的な振り返りはなされているものの、看護学科として教育課程レベルでの振り返りや改善へと繋げるサイクルを構築する必要がある。

卒業認定・学位授与の方針（DP）と科目との関連性を再確認して、繰り返し学生に丁寧に説明すると共に明示する必要がある。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

1) 前回（平成 29 年度）の認証評価で指摘された向上・充実のための課題

〔学生支援〕

看護学科の休学者、退学者の人数が多く、平成 26 年度から平成 28 年度の休学者は、のべ 91 名であり、同じく退学者数は 61 名と非常に多数である。これは学習成果の獲得に対して厳格な基準をもって臨んでいる結果と解釈できる側面もあるが、学生支援の成果としては課題でありその対応については検討する必要がある。

2) これまでの改善計画とその実施状況

〔学生支援〕

平成 29 年度からの学科ごとの休学者・退学者の人数を以下に示す。休学者の多くは、そのまま退学者となるケースが多い。

■平成 29 年度から令和 3 年度の各学科の休・退学者数（人）

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
幼児保育学科	1 年生	11	1	4	4	6
	2 年生	1	3	2	1	0
	合計	12	4	6	5	6
介護福祉学科	1 年生	2	3	2	0	0
	2 年生	1	1	0	0	0
	合計	3	4	2	0	0
看護学科	1 年生	13	11	8	3	
	2 年生	11	13	8	1	11
	3 年生	6	5	5	1	3
	合計	30	29	21	5	14

幼児保育学科の平成 29 年度 1 年生は、休・退学者が 11 名と多かったが、この年度の入学生は定員を下回っていた。入学して間もない段階で進路変更を考える学生も多く、休学を挟むことなく退学を選択した学生がほとんどであり、そういった意味では特殊な年度であったといえる。令和元年度の 1 年生 4 名のうち 2 名と 2 年生のうち 1 名は休学後復学し、卒業をした。このことについては前述したが、授業担当者は、それぞれの学生の事情に配慮した日程や方法を採用して旧カリキュラムの授業を実施し対応した。また、これらの学生は、異動により不在となった教員のゼミナールに所属していたこともあり、新しい担当教員を決めて、学生生活に支障が出ないように配慮した。この 3 名は令和 2 年度に希望する資格・免許を取得して卒業し、また就職支援により希望する職に就いている。令和 3 年度にも、1 名の学生が 1 年次後期に復学している。休学に至る際には、本人のキャリアデザインに基づきながら休学後の見通しについて保護者も交えた相談機会を複数回持つなどゼミナールの担当教員が中心になって丁寧に対応した。復学にあたっては、他の学生の理解も得ながら復学の 1 カ月後

に行われた初めての教育実習も無事終わっている。休学・退学の理由は様々であるが、学生の状況に応じてゼミナール担当教員を中心に対応し、毎回の学科会の議題に「学生について」を設けて（備付資料）学科全体で情報を共有した。そして、休学を選択した学生が復学への意欲を持てるよう、また、復学した学生が学校生活に順応していけるように支援の方向を定めるようにしてきた。令和3年度の1年生の休・退学6人のうち4名はゼミナール担当教員と保護者を交えた相談後間もなく退学に至ったが、いずれも進路変更が理由となっている。また、残り2名は休学期間を挟み、そのうち1名は令和4年度前期に復学予定、1名は2月に退学を選択した。今後も休・退学の時期、性別、所属ゼミナール、そして理由についての分析をし、必要な支援について考えている。

介護福祉学科では、令和2年度と令和3年度の退学者はともに0名である。進路に迷いがある学生や学業成績が振るわない学生に対しては、どの教員でも学生に応じた支援ができるように学科会で情報共有をしている。各教員が親身になって面談をし、本人・保護者・学科長・チューターの4者で進路について本人の意思を確認しつつ、支援している。中途退学のデメリットを説明し、介護福祉士国家資格の取得をあきらめたとしても、短期大学士の資格取得について説明し、保護者の協力も得ながら、学生の状況に応じて卒業を目指し、就職あるいは進学できるよう支援している。

看護学科における休・退学の主な理由としては、進路変更と個人的な事由が挙げられる。そのため、看護学科の休・退学の対策として、チューター制度を活用し、各チューターが必要時に時間外での面談や個別指導を実施することで、学生の要望に応じた教育体制を一貫して実施した。また、進路変更の希望のある学生に対しては、チューターの教員が家族との面談を随時行いながら、看護学科から他学科への転科をサポートした。加えて、定期的に開催する学科会において、学生に関する情報共有を積極的に行い、各学生の個性を尊重した支援方法について適宜検討した。なお、令和2年からは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を考慮し、個別での補習やリモート指導の体制を整え、学生の身体面・精神面に配慮した指導をより一層心がけた。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源]

<根拠資料>

- 「松本短期大学ホームページ」 (<https://www.matsutan.jp/college/report>)
- 「松本短期大学就業規則」
- 「松本短期大学教員選考規程」
- 「松本短期大学における研究活動に関する行動規範」
- 「松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程」
- 「松本短期大学研究倫理規程」
- 「松本短期大学研究紀要」
- 「FD 研修会開催要項」 等

[区分 基準Ⅲ—A—1 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ—A—1 の現状>

松本短期大学は、関係監督官庁の承認を得た幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科で構成されており、短期大学設置基準に基づき、それぞれの入学定員及び分野に応じた教員組織を編成している。教員数は、「様式 11 短期大学の概要」に示されているとおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

本学教員の採用及び昇任は、「松本短期大学就業規則」、短期大学設置基準に沿って定められた「松本短期大学教員選考規程」等に基づき行われているため、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、制作物発表、その他の経歴など、短期大学設置基準の規定を遵守しているといえる。また、教育研究業績は本学ホームページに公表している。

補助教員に関しては、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、

非常勤講師を配置し、必要に応じて非常勤実習助手や派遣講師、特別講師を配置している。各学科の状況は次に示すとおりである。

【幼児保育学科】

保育及び幼児教育に関わる課題を理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うために教育課程を編成しており、開設科目の多くを専任教員が担当している。幼稚園教諭・保育士養成に直接関連する指定科目については、実習や就職指導と関連させるために、できる限り専任教員を配置したいと考えている。科目によっては専門性・実務経験を考慮し、非常勤講師を配置している。ここ数年は専任教員の異動が続き、学生側に生じる不利益を最小限にする努力が求められた。実習指導担当教員の配置を複数制にする、補助教員を配置するなどの対応を検討している。新規採用にあたっては公募により広く人材を募っているが、理論と実践の両面にわたる質の高い教育を保証するため、現場での教育経験とともに模擬授業の評価を重視している。

【介護福祉学科】

専門性の高い介護福祉士を養成するため、介護福祉士養成施設指定規則にある「人間と社会」「介護」（領域「医療的ケア」を含める）「こころとからだのしくみ」の3領域で教育課程を編成している。令和3年度から実施されるカリキュラム変更への対応を順次進めていく。具体的には令和3年度から「医療的ケア」を独立させ、教員の専門性を活かした体制とした。現在、開設科目のほとんどが、専任教員で行っているため教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいている。また、複雑多様化する福祉現場でのニーズに対応できる実践力を身につけるため、福祉に関連した資格の取得を視野に入れ、充実した教育課程と教員組織の編成となっている。

【看護学科】

教育目標に鑑み教育課程を編成しており、看護専門科目においては、専任教員が担当している科目がほとんどであるが、看護関連科学においては、兼任教員や非常勤講師を多く配置し教育課程の充実を図っている。令和3年度は、2年生と3年生だけになり、既習科目の知識を看護実践につなげられるよう各領域での事例学習の充実を図った。また、学外実習が多い学科であるため、講義を看護大学の教員にお願いして短大教員を実習病棟に多く配置することで、学生への個別指導を更に充実させた。さらに、看護師としての実務経験豊富な非常勤実習助手が学内演習の指導にも入り、学生の技術力向上と学生の習熟度の理解を深め、実習指導へのつながりを持たせている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって学内実習が増加したが、非常勤実習助手を配置して指導を行うことにより臨地実習の不足を補うことができた。令和3年度は、短大教員・看護大学教員・非常勤助手の教員組織の配置を変えることにより充実した講義及び実習対応ができた。

[区分 基準Ⅲ—A—2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—2 の現状>

教員の研究活動については、「松本短期大学における研究活動に関する行動規範」、「松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程」、「松本短期大学研究倫理規程」などを定めている。これらの規範・規程に基づき、研究の信頼性や公平性を確保できるように定めている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、毎年、全教員に対して「松本短期大学研究倫理規程」が配布され、研究倫理委員会による説明が行われている。さらに年に1度、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを全教員が受講し、修了書を事務局に提出している。また、研究を開始するにあたり、研究倫理の観点から、事前にその研究計画について、いずれかの組織が実施する倫理審査を受け、承認を得ておく必要がある。本学においても研究紀要への投稿等を行う際は、事前に研究計画書を研究倫理委員会に提出し、倫理審査を受け、承認されることが求められる。

教員個人の研究活動の状況は、本学ホームページ上で公表している。平成30年度には委員会名称を「紀要委員会」から「研究支援委員会」に変更し、投稿規程内容の若干の変更と加筆が行われた。委員会名称・投稿規程の変更と共に教員に研究発表の機会を提供するため、平成30年度版「松本短期大学研究紀要投稿規程」に基づき、研究支援委員会が論文募集から査読者選定・修正、発刊に至るまでを担当することとした。平成31年3月発刊の「松本短期大学紀要第28号」から新名称「研究支援委員会」として新投稿規程に則り紀要が発刊されている。（備付資料：松本短期大学研究紀要）

令和3年度には「松本短期大学研究紀要投稿規程」の原稿の体裁、原稿論文の記述方法、および論文提出方法の一部修正、加筆を行い、研究の信頼性、公平性の確保、教員の研究発表の機会の確保、及び投稿原稿の統一性を図った。

3 学科の松本短期大学紀要の発刊は、看護学科の4年制大学化に伴う措置として令和元年度は年2回の発刊を行った。しかし、令和2年度からはこれまで同様、年1回の発刊とし、研究成果の投稿を推進した。令和3年度は6件の応募に対し査読・審議

を行い、6件の研究を研究紀要に掲載できた。令和4年度は、教員の研究計画を推進することで、より多くの教員の研究発表できるよう計画していく。

投稿論文の査読については、査読基準がないことが課題であったことから、令和3年度は、査読に関する規程や手順を見直した。「紀要査読に関する内規」に査読者や投稿者への倫理的配慮について加筆した。さらに、「松本短期大学紀要投稿受付受理から掲載までのフローチャート」を見直し、投稿論文査読・審議において有効活用を図った。査読基準の課題に関しては、論文クリテーク表を新たに作成し、査読の判断基準の統一性と明確化を図った。そのことは、査読者と投稿者の教員相互の教育・研究能力の向上につながった。

また、研究費・研究旅費や海外出張については内規を定めている。研究支援の経済的な支援について外部研究資金獲得については、「研究者のための助成金応募ガイド」を各学科に設置しており、研究活動の経済的側面にも積極的に情報提供等の支援を継続的に行っている。令和元年度については1名が海外で研究発表を行っている。令和2年度と令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、海外での発表は困難となり、国内での学会発表も中止となったり、オンライン形式での発表に変更となったりするケースが散見された。コロナ禍では感染防止を図りながらの研究活動となっている。このような中でも、令和3年度は科学研究費補助金1件、外部研究費科研費外部研究費1件の成果があった。コロナ禍で制約はあるものの、各教員の研究推進を図っていく必要がある。

専任教員には研究に専念できる環境を確保した個人研究室があり、研究室は個々の学生指導にも有効活用されている。教員の研究・研修等を行う時間の確保に関しては、学科または担当する領域、担当授業時間数等により異なっている。特に3学科ともに臨地実習が不可欠であり、実習日には実習生の指導で日常的な研究活動は困難な状況である。その中で、長期休暇中等を活用して研究活動時間の確保に努めている。次年度は研究、研修活動できる環境・体裁について検討が必要である。

教育・研究能力の向上には、研究支援委員会とFD委員会との連携・協力を必要としている。令和3年度は、専任教員としてFD研修会に参加し、教育の質向上などについて意見交換や交流も図っている。さらに研究で得た成果を学生の学習成果の獲得や学習意欲の向上に反映し、教育的関わりを務めている。令和4年度はFD委員会との連携・協力体系を具体化し、教員の研究推進に向けたFD研修等を企画していきたいと考えている。

専任教員は各学科で毎月1～2回開催する学科会に出席し、積極的に新しい専門知識・技術・専門職者としての態度・常に学び続ける意欲等の情報交換と情報の共有化を図っている。この学科会には、事務局の各学科担当者も出席が必須となっており、関係部署との情報共有を併せて図り、各学科の共通理解を深め、教育研究活動を推進していく。

[区分 基準Ⅲ—A—3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—3 の現状>

事務組織の責任体制は、事務長が事務の所掌業務の一切を主管し、学生部に関しては、学生部長が担当分掌事務を主管する体制となっており、事務職員は事務長、学生部長の指示の下で事務処理を行っている。事務長は法人事務局と意見交換を行いながら、事務職員の能力や適性を考慮して職務分担を決定している。また、事務職員が事務をつかさどる専門的な職能を有しているかに関して、全教職員を対象とした観点別アンケート結果をSD活動に生かすよう活用している。

平成27年度以降、本学園の理事長指示の下、諸規程集の見直しが行われ事務関係諸規程は整備されている。

事務局は学生の利便性や外部との関係などを考慮して、本館1階に総務部、教務部、図書館事務室を配置し、学生部は本館2階に配置している。情報機器や備品などに関しては必要に応じて機器を更新し、事務処理の迅速化を図っている。

防災対策、情報セキュリティ対策に関しては、学長を委員長とした危機管理委員会及び情報セキュリティ委員会が平成30年度に発足され、必要に応じて開催される体制が構築されている。令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、危機管理委員会を適宜開催し、コロナ禍においても効果的に授業が実施できるよう、対応を行った。新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年4月初旬から5月中旬まで課題に基づく自宅学習となったが、令和3年度においては対面での授業を実施することができた。

SD活動に関しては、規程に基づき行うよう努め、事務職員の個別担当業務の能力向上を図るため、私学経営研究会等が開催する研修会に積極的に参加している。

週に1度の事務局職員の朝礼で、各学科や各委員会担当者から業務報告・連絡等を行っているが、日常的に部署間での連携を取りながら業務を行い、自己点検を行うように努めている。

[区分 基準Ⅲ—A—4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ—A—4 の現状>

令和元年度は労働基準法の改正があり、これに併せて就業規則の改正を実施した。

就業に関する規程は「松本短期大学 就業規則」等を整備しており、これらを全教職員に配布し、その周知を図っている。

教職員の就業は諸規程に基づき、出勤簿の押印および所属長によって日々の出勤が管理されている。令和3年度後期からは iPad を用いた出退勤管理システムを採用し、教職員の就業状況をより適正に管理することができるようになっている。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の課題>

教育研究活動について、学生への教育活動が中心となっている教員が多いのが現状である。その中でも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。今後は、研究活動を支援していく組織等を立ち上げ、研究活動にさらに力を注げるよう支援していくことを検討している。

また、看護学科の4年制大学設置準備の取り組みが開始されている現状から各教員の資質向上と研究論文の執筆増加の目的で令和2年度は「松本短期大学研究紀要」の発刊回数を増加することとした。

事務部署において、専門性は高まってきていた部分もあるが、定期的に配置転換を実施し、人材の育成に努めている。本学のような小規模校においては、ジェネラリストとして短期大学特有の知識や総合的な調整力を身につけ、学生の学習成果向上に貢献していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「学校法人松本学園物品管理規程」

「学校法人松本学園固定資産管理規程」

「学校法人松本学園防火管理規程」

「学校法人松本学園会計規程」 等

[区分 基準Ⅲ—B—1 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による授業を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ—B—1 の現状>

校地面積は 23,277 m²で短期大学設置基準を充たしている。また、校舎面積は 10,117 m² (体育館 812 m²含む) となっており短期大学設置基準を充たしており、運動施設としては、体育館や多目的運動場があり、教育課程編成・実施の方針 (CP) に対して適切な広さを確保している。

校地は平坦であり、校舎については 2 号館にエレベーター、1 号館、2 号館共に多目的トイレが設置され、学生昇降口や体育館入口などにはスロープ、階段には手すりを設けているため、お年寄りや小さな子どもがいる保護者の方、障がいのある方にも対応ができていると考えられるが、更なる充実を望む声も多い。

本学は、平成 18 年度に看護学科を開設した際に 2 号館が造られ、十分な広さの講義室や実習室、演習室などが整備されている。これは各学科の教育課程編成・実施の方針

(CP) に基づいている。

講義室には、パソコン、プロジェクター、遮光カーテンまたはブラインドが備え付けられており、パワーポイントを利用した授業進行に問題のない設備が整えられている。令和3年度には使用年数が5年以上経過した講師用パソコンの入れ替えを実施した。この他、授業を行うための機器・備品の整備については、各授業担当者や学科からの購入申請を受け、予算や整備の必要性、緊急度、学科間のバランスなどを勘案して行っている。

本学には通信による教育を行う学科はないが、公開講座などとして喀痰吸引等研修や介護福祉士実務者研修を行っており、印刷教材の保管や発送のために専用の書棚を準備している。

本学の図書館は、面積が約521㎡（司書室除く）を有し、収納可能冊数は約60,000冊であり、開館時間は平日8時30分から20時までとしている。検索コーナー（パソコン3台、プリンター1台）、メディアコーナー（DVD、ビデオ視聴スペース4席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて（確認）110席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を使用している。

また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。

図書の購入については、学生や教職員からのリクエストボックスを設け、希望購入図書を受け付けている。廃棄システムについては、「学校法人松本学園物品管理規程」（備付資料）により実施している。

令和2年度には、令和3年度の松本看護大学開設のため、看護大学棟の建設及び既存実習室の改築工事を実施した。また、音楽棟、音楽レッスン棟の耐震化の検討を行い、新しい音楽棟にレッスン室を設けた。令和3年度には学習机・椅子を設置し、レッスン室へのエアコンを設置した。スタディールームにおいてもエアコンとWi-Fi機器を設置し、学習環境の向上を図った。

以下は講義室、演習室、実習室等の具体的な状況を示したものである。

■講義室・演習室・実習室等の一覧

＜1号館＞					
1F	調理実習室	講義室 101			
2F	講義室 201	女子ロッカー (看護学科)	女子ロッカー (幼児保育学科・ 介護福祉学科)	講義室 206	講義室 207
	マルチメディア 教室				
3F	講義室 301	講義室 304	講義室 305	講義室 306	
	家政学実習室	介護実習室	入浴実習室		
＜2号館＞					
1F	講義室 401	講義室 402	スタディルーム		
2F	講義室 501	演習室			
	成人・老年 看護実習室	母性・小児 看護実習室	地域・老年 看護実習室	美術室	
3F	大講義室 601	共同研究室			
＜アルペンホール（音楽棟）＞					
1F	レッスン室 17 室	音楽研究室 1	音楽研究室 2		
2F	音楽室	音楽研究室 3	音楽研究室 4	音楽準備室	

〔区分 基準Ⅲ—B—2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ—B—2 の現状＞

固定資産や消耗品については、「学校法人松本学園固定資産管理規程」、「学校法人松本学園物品管理規程」や「学校法人松本学園会計規程」といった財務諸規程を制定し、監査法人の指導の下、適正な管理を行っている。

防犯対策としては構内及び校舎内の出入り口に防犯カメラを設置し、地震対策としては、耐震基準を満たしていなかった校舎に耐震工事を施した。また、事務局内にデジタル地域防災無線を置き、松本市危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練にも参加している。平成 23 年 6 月の大地震時には、対策本部を設置して避難誘導や笹賀地区との連携体制の確認が行われた。また、火災対策として、新年度のオリエンテーションでは地域の消防署の指導の下、火災を想定した避難訓練を全学生と全教職員が参加しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響により教養型形式での実施となった。規程としては「学校法人松本学園防火管理規程」(備付資料)が整備されている。以前、課題としていた地域と連携した防災対策に関して、学長がリーダーシップを発揮し、近隣地域と話し合う場を設け、介護福祉学科の学生たちが炊き出し等の体験を通じて地域の防災活動について学ぶ機会を得ることができた。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部業者に委託し、公認会計士による会計監査と同日に、情報セキュリティに対する監査を受けている。

省エネルギー対策として、平成 23 年度より節電対策として、冷暖房・印刷機・パソコン・不要教室等の節電を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の課題>

平成 30 年度より、危機管理委員会が発足され、危機管理に対する体制が一元化されたといえる。今後は、火災・地震対策、防犯対策、新型コロナウイルス対策のため適宜委員会を開催し、学内全員の危機意識を高めていくことが課題である。

令和元年度より、学生や教職員の安否確認や災害発生時に学校から一斉連絡が可能となる「オクレンジャー」の機能の拡大を行っている。これにより効率的な連絡体制の構築を図ることができた。

防犯対策として、大学設置により今後、出入りする業者や学外者が増えることが見込まれることから、防犯カメラの増設等の新たな対策が望まれる。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「学校法人松本学園物品管理規程」 等

[区分 基準Ⅲ—C—1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実に努めている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ—C—1 の現状>

学生の情報処理能力の向上・情報教育の充実のための設備としてマルチメディア教室（パソコン教室）を設置しており、情報処理関連の授業だけではなく、様々な授業に活用している。また、マルチメディア教室には使用マニュアルを常備しているが、加えて業者から講師を招き、利用技術を向上させるための研修会を開催した実績がある。また、令和3年度には、Wi-Fi 設備を学生が利用するほぼすべてのエリアに導入し、パソコン、スマートフォンを活用した学生の学習支援につなげている。

技術的資源と設備は計画的に維持、整備できるように予算編成時に検討し、分配の見直しの必要性があるかを確認しており、適切な状態を保持しているといえる。

学生及び教職員への情報技術の向上に関するトレーニングは、令和2年度より利用を開始した office365 のサービスについて、学生へはオリエンテーション時にメールサービスおよび Microsoft Teams の利用方法について説明し、授業での活用時に生かしている。教員においても年度初めに事務局より Microsoft Teams の授業等での活用方法を説明したうえで、教育方法の多様化に生かすことを促している。その結果、一部の授業においては、新型コロナウイルスの影響による休校期間中に Microsoft teams の会議機能を利用したオンラインや、レポート提出を実施することができた。

<テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

マルチメディア教室（パソコン教室）の整備を行って、数年が経過する。パソコンやプリンターの機種等も古くなりつつあることから、教育課程編成・実施の方針（CP）に

基づき、維持及び整備を行っていきたいと考えている。

＜テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
なし。

[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源]

＜根拠資料＞

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「学校法人松本学園会計規程」

「学校法人松本学園固定資産管理規程」

「学校法人松本学園資金運用規程」 等

[区分 基準Ⅲ—D—1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄附金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、

資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ—D—1の現状＞

事業活動収入が、令和3年度においては前年度より約303,468千円減の約803,969千円となっている。この収入減は、令和2年度は、松本市より3億円の4年制大学設立に伴う補助金があったため、実質は、約3,468千円の減である。事業活動支出は前年度より約56,635千円増の約933,970千円となっている。これは、松本看護大学を設置したが、まだ、学生は1学年のみに留まり、松本短期大学看護学科には、2・3年生が在籍しており、専任教員は、兼ねることができなく、大学にも設置基準以上の専任教員が必要とされ、また、松本短期大学看護学科にも学生は2・3年生だけであるのに、設置基準以上の専任教員を置かざるを得ないため、人件費が高騰している。また、新たな学校設立により、経費が例年以上にかさんでいることも影響している。また、国からの経常費補助金が、松本短期大学看護学科分について補助対象外となっている。一方、松本看護大学は補助対象となっているが、補助対象の学生が1年生のみの在籍のため、補助金額が少なくなっている。また、介護福祉学科は、相変わらず定員割れをしており、幼児保育学科がこの学園の経営を支えている現状である。幼稚園も、経常収支は以前よりは改善されてきているとはいえ、マイナスである。令和4年度は、まだ、松本短期大学看護学科が存在しており、収支の改善は、あまり望めない。基本金組入前収支差額は、前年度が約230,102千円であったのに対し、令和3年度はマイナスの約130,001千円となっており、前年度と比べて、大幅に減額となっている。また、基本金組入後の収支差額は、前年度に比べ、マイナスの約376,685千円となっている。松本短期大学看護学科が廃止となれば、収支は改善されるものと見込まれる。

また、現金・預金は令和2年度に比べ、約316,544千円減の約563,475千円となっているが、これは、借入金利息支払いと借入金の一括返済が、約226,554千円となっており、また、松本看護大学設置のため、施設設備は準備したが、まだ、足りないものが生じ、設置購入したのものと、松本短期大学が創立50周年を迎え、50周年記念として、オープンテラスを設置し、50周年記念誌を作成配布したためでもある。令和4年度は、施設設備の購入をなるべく抑えていく必要がある。

学校法人及び短期大学は、中期経営計画に基づき毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に理事会で決定した上で、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し、年度予算を適正に執行している。

翌年度の予算編成は、前年度の状況を考慮に入れ決定している。各部門からの提出された予算は、認められた予算の範囲内で執行を許可している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、事務長と法人事務局長のチェックを受け、理事長に報告している。

計算書類と財産目録に関しては、学校法人会計基準に則り作成し、公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示しており、公認会計士による監査意見に対しては、理事長、法人事務局長、事務長、担当者で対応している。また、決算監査においては、ここに監事が加わり意見交換を及び監査を行い、監査意見に対して適切に

対応している。

資産及び資金の管理と運用は、「学校法人松本学園会計規程」、「学校法人松本学園固定資産管理規程」、「学校法人松本学園資金運用規程」に基づき、適切な会計処理を行っている。また、本学は寄附金の募集及び学校債の発行は行っていない。

月次試算表は、毎月適時、会計システム入力担当者が作成し、事務長による確認が行われた上で、法人事務局長を経て理事長に報告している。

教育情報は松本短期大学ホームページで公表し、財務情報も学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、これも松本短期大学ホームページ上に公表している。

[区分 基準Ⅲ—D—2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ—D—2 の現状＞

本学の将来像を具体的に明文化するため、理事長のリーダーシップの下、平成 29 年度に第 1 期中期経営計画を策定し、令和 3 年 2 月 9 日開催の理事会・評議員会において第 2 期中期経営計画として今後 5 ケ年の計画について審議され、令和 3 年 4 月より新たにスタートした。第 2 期中期経営計画（以下中期経営計画）では強固な経営基盤体制を築くために学生生徒納付金や経常費補助金といった固定的である収入の安定化を図っていくことが示された。そのための方策として、収入において大きな割合を占めている学生生徒納付金収入の確保のため、入学定員充足率を 100%とするため新たな広報体制を確立させ、受験生に直接アプローチをできる機会を増加させていくことを予定している。

人事計画については、中期計画にて松本看護大学が完成年度を迎えた後の令和 7 年度以降支出の適正化を図るための準備を進めていくことを計画しており、令和 3 年度には翌年度以降の適切な人員配置を計画したうえで教員・職員の採用を実施した。

施設設備に関する計画において今後費用となる整備計画を策定し、段階的に実施していくこととしている。令和 3 年度は中期経営計画に基づき事業計画が策定されて、計画に基づいた整備を実施した。

経営実態、財政状況においては、理事長より理事会に報告され経営の方針が決定されている。

松本短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスが

とれているかについては、学生の入学状況等を把握したうえで検討をすすめている。

学内に対する経営情報の公開は、決算に関する理事会終了後に理事長より、全教職員に示されており、具体的には教員へは拡大教授会において事務長より説明がされ、職員に対しては職員会議において理事長より説明がなされている。決算書類に関しては、本学ホームページ上で公開し、事務局内にも備え付けている。

<テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源の課題>

松本短期大学の存続を可能とする財政を維持しながら、教育研究経費比率の維持、向上が課題となってくる。教育研究経費比率は高くなることが望ましいが、人件費と同様に硬直化しやすい経費であるので、この比率が著しく高い場合は、施設設備の取替更新や新規投資にむける財源を確保することが困難な状況とみることもできるため、経営の永続性や大学改革という長期的な観点への留意も必要となってくる。

令和3年度は松本看護大学開学初年度であることや、音楽棟の設備購入等の大規模な施設設備の整備により、事業活動収支計算書における当年度収支差額は支出超過となったが、今後は収入超過を目指していく。そのためには学生の定員確保が課題となる。

また、全教職員が行っている自己点検の結果から財的資源に関する状況を全教職員がそれぞれ把握したうえで、経費削減の意識を高めていくための方策を示すことも課題となってくる。

<テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源の特記事項>

なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

技術的資源をはじめとする教育資源に関する行動計画は、各学科ともに機器備品を本学予算内で計画性をもって整備していく予定である。

各学科の機器備品の購入、維持、修理に関し、翌年度予算編成時に計画を示し、適切に行っていかなければならない。そのため、予算編成の時期を早め、より具現性のある計画を作成するため期間を延ばした。

財的資源に関する行動計画は、全教職員が経営実態や財政状態を共有し、理事会で決定する今後の運営方針を全教職員が理解する。

年度当初に理事長より、全教職員に対し経営実態に関する説明がなされている。また、監事による教学監査においても、理事会が決定した運営方針に沿っているか、説明及び監査が行われている。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源に関する改善計画として、学生への教育活動が中心となっている教員が多いのが現状であるが、その中でも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。研究日の取得に関しても、学科等により様々であるが、より研究活動に取り組める状況を考えなければならない。

このためにも、担当授業のコマ数や実習指導の実態、委員会活動の状況などを学長に報告し、学科間及び学科内における状況を改善していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「理事会議事録」 等

〔区分 基準Ⅳ—A—1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ—A—1 の現状＞

学校法人松本学園理事長（以下理事長）は、昭和 50 年に本学園へ入職し、平成 3 年に本学事務長、平成 5 年より本学園事務局長という実務経験を経て、平成 6 年に理事に就任した。平成 23 年度からは理事長として、理事会における様々な審議及び意思決定を行い、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識し、学校法人の運営全般にリーダーシップを十分に発揮している。

また、理事長は、建学の精神のもと、教育理念、教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。理事会、教授会にとどまらず、入学式や卒業式において建学の精神、教育理念、教育目的について対象に合わせて自ら説明を行い、それらの理解と共有においても尽力している。

理事長は、「学校法人松本学園寄附行為」第 32 条に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事による監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。また、平成 27 年度より学校法人会計基準が変更になり、決算書の書式に大幅な変更が行われた際には、理事長自らが研修会に参加し、新しい学校法人会計基準を学び、決算書類の作成を行った。

理事会の開催回数に関しても、以前は年に 2 回であったが平成 27 年度以降は開催回数を増やし、タイムリーに事案が具現化されるよう努めている。令和 3 年度理事会開催の状況は下表のとおりである（備付資料：理事会議事録）。

■ 令和 3 年度 理事会開催状況

回数	開催日	議案等
第 1 回	令和 3 年 5 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 2 年度決算・事業報告について 2. 理事・評議員からの辞任の申し出について 3. 借入金の一括返済について 4. 倫理委員の選任について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 入学（園）状況、就職状況について 2) 新型コロナウイルス対応について
第 2 回	令和 3 年 8 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本看護大学カリキュラム変更について 2. 諸規定の変更について 3. 労働基準監督署の検査について 4. 文部科学省からの通知による「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について 5. 松本看護大学・松本短期大学 外構工事について（報告） 6. コロナ対策について（報告） 7. その他（報告） <ol style="list-style-type: none"> 1) オープンキャンパス結果について
第 3 回	令和 3 年 11 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本短大幼稚園の利用定員変更について 2. 諸規定の変更について 3. ガバナンス・コードの改正について 4. 長野県人事委員会勧告について 5. 監事による中間監査報告（報告） 6. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 松本短期大学 就職状況報告及び入試状況報告 2) 松本看護大学教員人事について

		3) 松本短大幼稚園 令和4年度園児見込み数について 4) その他
第4回	令和4年 3月25日	1. 令和3年度補正予算(案)について 2. 令和4年度予算・事業計画(案)について 3. 令和4年監査計画について 4. 諸規定の変更について 5. 松本短期大学幼児保育学科ディプロマポリシーの変更について 6. 教員人事について 7. その他 1) 入学(園)状況、就職状況 2) その他

以上のとおり、令和3年度は理事長のリーダーシップのもと、重要な案件が適宜決裁された。その1つは、借入金の一括返済の実施について令和3年5月26日理事会・評議員会にて審議を経て実施された。

2つ目は、ガバナンス・コードの改定である。令和2年5月20日及び令和2年8月19日開催の理事会・評議員会の審議を経てガバナンス・コードが策定されたが、令和3年度には松本看護大学開学に伴う改定の検討を実施し、令和3年11月26日理事会にて審議がされ、新たなガバナンス・コードが策定された。

3つ目は、諸規程の改正・策定等である。松本看護大学開学等、適宜必要に応じた規程の見直しを指示し、理事会において審議され改定等を実施した。

理事会において理事長は、建学の精神及び教育理念・目標を理解の上、自ら説明を行い、自己点検・評価においても、それらが重要であることを理事や監事に説明している。さらに、各学科の三つの方針を理事に示しながら、本学の現状及び今後の方針なども説明している。そして本学の発展のための1つの方策として、学外の情報を理事会で共有できるよう、外部業者に委託し「短期大学の可能性」についての講演研修会を企画し、開催した実績がある。また、理事長のリーダーシップのもと、本学における自己点検・評価の現状や課題の把握及び共有化を進めており、認証評価についての重要性和役割を理解した上で、責任を持って今後も取り組む姿勢がある。

理事会は、私立学校法第38条の規定及び「学校法人松本学園寄附行為」第5条のとおり、6人以上8人以内で構成されており（現員は8名）、学校法人松本学園寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の業務を決し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、「学校法人松本学園寄附行為」第15条により、理事長が理事会を招集し、議長を務め、理事会は理事の職務の執行を監督している。理事会では、本学の状況や本学を取り巻く環境の変化などについて、理事長及び学長より説明がなされており、学校教育法改正などへの法的対応や規程の制定及び改廃なども適宜行っている。このように、理事会は、法令及び寄附行為に則り、本学の円滑な運営のための的確な判断と適正な財政措置を実行しており、その責務を果たしている。

理事については、様々な分野より選任されており、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営において有意義な学識及び見識を有している。理事は私立学校法第38条

の規定に基づき、「学校法人松本学園寄附行為」第 6 条に則り選任されている。また、学校教育法第 9 条の規定は「学校法人松本学園寄附行為」第 10 条に準用され、学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当した場合には退任となる旨を定めており、不適格者はいない。このように、理事は法令に基づき適切に選任されている。

また、理事会は、学校法人松本学園及び松本短期大学の運営に必要な規定を整備し、それを事務局内に備え付けている。

さらに理事長は、教学組織とコミュニケーションを図るために門戸を開き、教職員からの相談を積極的に受け止めて、それに応えようと努めている。例えば、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいた教員配置を行うための非常勤講師等の拡充に関することの相談、諸規程の整備及び見直しを行うための手順や方法の相談にも応じている。このように本学園の理事長は、学校法人の発展に寄与し、代表として業務を総理しておりリーダーシップを発揮しているといえる。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする本学の教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、法人機能と教学機能の調和をめざした運営がなされている。

<テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下、法人及び理事会は、確実な運営ができているといえる。しかし、少子化など厳しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変難しいものになると予想されるため、学内外の必要な情報を収集する機会を適宜設け、情報の共有化を図っていかねばならないと考えている。また、理事会で決定された運営方針、意思決定を全教職員が理解し、遂行していくために教職員の意識統一も課題となってくる。

今後は内部監査に関する体制整備と安定した経営基盤の確立も課題となる。

<テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)

「松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程」

「松本短期大学教授会運営規程」

「教授会議事録」「拡大教授会議事録」

「松本市との連携・協力に関する協定書」 等

[区分 基準Ⅳ—B—1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針（AP・CP・DP）に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ—B—1 の現状>

学長は、人格が高潔で、長年にわたる教育指導の経験によって培われた学識と、管理職で得られた大学運営に関する識見に基づき、本学の教育運営全般について、最高責

任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教育研究面においては、本学の教育理念に基づき学生の学習成果の獲得を支援し、教育環境の整備、教育体制の充実、研究環境の向上に努めている。また、学生の学習環境を充実させるための方策と、それに加え学生のサポートにもつながるよう、学食や学長室において学生との対話交流を積極的に行い、学外で行われる学生の活動にも参加している。

本学の建学の精神は、「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（以下、ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」である。本学教職員は教育に携わる者としての正しい倫理観と熱意をもって学生教育・生活支援にあたり、「専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に人に尽くすことのできる人材の育成に努める」ことを宣言した松本短期大学の建学の精神に基づき、学長は自己研鑽を推奨して教育研究を推進し、教育の向上・充実に向けて努力している。また、令和3年度は、笹賀地区内にある小学校2校（菅野小学校、二子小学校）及び中学校1校（菅野中学校）の校長、教員が本学に集い、地域貢献に向け協力して取り組む方針が確認された。さらに、上條記念病院が笹賀地区で令和2年から行っていた「認知症予防」に関する学習・講演活動に本学も参画し、病院・大学・地区協議会の三者が協働して課題に取り組む基礎が固められた。このように、建学の精神の下、松本短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、「松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程」に基づき、本学の教授資格を有するもの及び学外から同等の資格を有する者の中から、教職員、本学役員、評議員から推薦された人物を候補者とし、選考基準を、「人格が高潔で学識及び教育行政に識見を有し、建学の精神に則り、本学の発展に専念できる者」としている。候補者は理事会において十分に検討され、理事長によって任命される学長は、支障なく職務遂行に努めることができるといえる。

教授会は、「松本短期大学学則」第57条のもとに設置され、「松本短期大学学則」第58条に定められたとおり、学長が議長となり、「松本短期大学学則」第61条により定められた「松本短期大学教授会運営規程」により、短期大学の教育活動について重要な事項に関し、意見を述べている。教授会の出席者は、「松本短期大学教授会運営規程」のとおり、学長、専任の教授、事務長、准教授で構成されている。教授会の開催は、毎月1回が原則であるが、必要があると認めた場合には臨時教授会を招集している。学長は、開催通知で学科や委員会からの資料や議事録によって、教授会で意見を求める事項を出席者に周知している。そして、それらに基づいて学長は、決定を行うための意見を教授会に求めている。

また、「松本短期大学学則」第57条第2項及び「松本短期大学教授会運営規程」第2条第2項に基づき拡大教授会を置いている。学長は、松本短期大学拡大教授会を毎月1回定期的に開催している。拡大教授会は全学科の教員や学生部長等から組織されており、学科間や部署間、委員会の情報の共有化につなげるとともに、本学の教育研究活動等の向上に向けて、教職員が互いに意見を交わし合う機会となっている。教授会議事録は、「松本短期大学教授会運営規程」に基づき、事務局が作成し保管している。

学長は、教授会の下に「松本短期大学学則」第63条に基づき、各種委員会を設置し、

それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営を行っている。委員会からの報告等は拡大教授会の議案として扱っている。

このように学長は、本学のスムーズな管理運営に配慮しつつ、学務をつかさどり、所属職員を統督し、リーダーシップを発揮している。

平成 26 年度には、それまで明文化されていなかった、三つの方針（AP・CP・DP）について、評価推進委員会が臨時特別委員会として発足しリーダーシップをとり、各学科での検討により三つの方針（AP・CP・DP）を明らかにし、学生及び教職員、受験生等に周知した。その後、令和 2 年度に至るまで、教授会・学科による三つの方針（AP・CP・DP）の点検が定期的に行われている。今後は学長のリーダーシップのもと、各学科や教育課程委員会が中心となり、学習成果およびその測定方法についてさらに検討し、より良いものへと改善していく予定である。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする本学の教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、法人機能と教学機能の調和をめざした運営がなされている。

学長は、学則に基づき、「入退学等に関する規程で、入学、休学、復学、退学、除籍、再入学について、教授会の意見を聴取したうえで決定している。

学生の入学は「入学者選抜規程」、卒業、各課程の終了に関しては、各学科・専攻課程における卒業要件で定めている。

学位の授与は、学位規程 13 条及び松本短期大学学則 42 条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めている。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを「学生懲戒規程」の定めているところによって行っている。

<テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、教授会を教育研究上の審議機関とし、拡大教授会を学科間や部署間、委員会の情報共有を行う機関及び学長の意思決定を表明する機関であると同時に、教職員から教育研究の向上・充実に向けた提案や要望などを聞く場にしたいと考えている。

<テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和 2 年度より引き続き新型コロナウイルスの影響の中、学長を委員長とした危機管理委員会を中心として、学内行事の実施に係る判断や、学生・教職員の感染判明時、濃厚接触判明時の登校基準等の判断を、国の指針や自治体、保健所等の基準を元に作成し、学内の感染拡大防止に努めた。

令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染が令和 2 年 2 月頃から広がりを見せ始め、学年末試験や卒業式などの遂行に衛生上の観点から細心の注意が求められるようになった。学長は、他大学・短期大学の学長からも情報を得ながら、他大学・短期大学では中止された対面形式の入学式を、小規模校の利点を活かし、衛生面に留意しながら実施することができた。この措置によりオリエンテーション、受講登録、教科書販売、健康診断まで済ませることができた。令和 3 年 4 月初旬から遠隔授業に移行した後も、課題学習やレポート提出をスマートフォンや PC 等を用いて学生が行い、授業の継続を図ることができた。

本学の 3 学科は講義以外にも実技系の授業が多く、オンライン等を活用した遠隔授業の実現が難しい面があったため、コロナ禍のもたらすような事態への対応力が遅れていた。

特に ICT（情報通信技術）分野に備える面での脆弱性が、今回の不測の状況下ではつきりと露呈されたともいえる。この点で、危機管理委員長を兼ねる学長の立場として、大きな反省が求められている。幸い、令和 2 年度前期の中盤から、オンライン授業に向けての全学的な取り組みが始まり、学内施設全体の情報化対応、学生の情報環境の整備、教職員の遠隔授業への準備などが漸進している。

学生および教職員の地域活動やボランティア活動にもコロナ禍の下では、厳しい制限が課せられた。学内に地域の人を集める公開講座も例年のように行えず、「まつたんかわら版」の配布に代えざるを得なかった。何事もやめてしまうのは簡単である。その中で粘り強く、衛生面に留意しながらさまざまな催しを実現していくことを学長中心に心掛けてきた。学生にとって、卒業後の職場で異常時に経験する実務上の留意事項を前もって学ぶよい機会になればとの願望も込められている。

[テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンス]

<根拠資料>

「松本短期大学ホームページ」(<https://www.matsutan.jp/college/report>)
「監査報告書」 等

[区分 基準Ⅳ—C—1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ—C—1 の現状>

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、平成 30 年度からは、教学監査に関しても力を注ぎ、学長及び学科長との面談を実施している。令和元年度からは、学生からも聞き取り調査を行うことにより、監事が直接、学生の生の声を聴く貴重な機会を設けるようにしている。

[区分 基準Ⅳ—C—2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ—C—2の現状>

評議員会は、「学校法人松本学園寄附行為」第17条に基づき、理事の定数（6人～8人）の2倍を超える数の13人～17人で構成され、現員は17名となっている。

また、評議員会は私立学校法第42条に基づき、「学校法人松本学園寄附行為」第19条に掲げている事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営している。

評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い運営している。

[区分 基準Ⅳ—C—3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ—C—3の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ホームページにおいて公表している。

また、財務情報に関しても本学ホームページにおいて、私立学校法の規定に基づき公開している。

<テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンスの課題>

評議員会は、「学校法人松本学園寄附行為」第17条に定められたとおり選任されている。様々な分野からバランスよく構成されており、法人の予算や事業計画について意見を述べている。また、自己点検・評価に関しては、理事長より適宜説明されているが、より積極的な提言を求めていくことが課題となってくる。また、欠席した評議員に対し、会議内容の報告を十分に行うことが必要となる。

また、令和元年5月の学校教育法、私立学校法の改正に併せて、学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められている。このような状況から、本学園においても、経営強化及び学生や保護者を中心としたステークホルダーへの説明責任を果たすべく、ガバナンス・コード策定に向けた準備を進めている。令和2年1月16日に日本私立短期大学協会より「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（第1版）」が公表され、本学園の現状を踏まえ、ガバナンス・コードを令和2年度に制定した。

<テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンスの特記事項>

なし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

理事長は、監事との連携を図り教学監査を行う。

学長は、建学の精神にうたわれている地域貢献の位置づけを明確にし、地域との連携をさらに深めていく。

理事長及び学長は、組織規程及び人事規程などの見直しを指示し、法令に沿い改正すべき事項、また学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程があれば検討し、理事会の議を経て改正及び制定を行う。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長がリーダーシップを発揮し、教学監査を行っていくことで教育の質の向上を目指す。

学長は教育研究等について、これまで以上に学科長・事務長との意思疎通を図り、審議機関である教授会を通じ、さらにリーダーシップを発揮していく必要がある。

中期経営計画や事業計画書の内容を教授会や職員朝礼で再度周知し、理事会で決定された運営方針、意思決定を全教職員が理解していく。令和元年度以降は、第2期中期経営計画の策定に向けた準備を行う。

拡大教授会において、教育研究の向上・充実にに向けた提案や要望を求めることで、全教職員が学生の学習成果の獲得に携っていることを再認識させ、更なる教学運営体制の充実を目指す。

学校教育法が一部改正され、文部科学省の指示により組織的な権限・責任体制を明確にして経営力の強化に取り組んでいるが、より充実させるために各学科や事務局との連携を強化する。

松本短期大学

令和3年度 自己点検・評価報告書

令和4年7月31日



学校法人松本学園 松本短期大学

〒399-0033 長野県松本市笹賀 3118 番地

tel : 0263-58-4417

<https://www.matsutan.jp>
